

整理書入

日清通商航海條約

大日本國皇帝陛下及大清國皇帝陛下ハ明治二十八年四月十七日即光緒二十一年三月二十三日下ノ關ニ於テ調印セラレタル條約第六條ノ規定ニ依リ通商航海條約ヲ締結スルコトニ決セリ因テ大日本國皇帝陛下ハ北京駐劄特命全權公使正四位勳一等男爵林董ヲ大清國皇帝陛下ハ欽差全權大臣總理各國事務大臣尙書銜戸部左侍郎張蔭桓ヲ各其ノ全權大臣ニ任命シタルヲ以テ兩國ノ全權大臣ハ互ニ其ノ委任狀ヲ示シ其ノ良好妥當ナルヲ認メ左ノ諸條ヲ協議決定セリ

第一條

大日本國皇帝陛下ト大清國皇帝陛下トノ間並ニ兩國臣民ノ間ニ永遠無窮ノ平和及親睦アルヘシ而シテ兩國臣民ハ各々兩締盟國ノ一方ニ於テ其ノ身體及財產ニ對シ等シク完全ナル保護ヲ享有スヘシ

千八百五十八年佛清條約依ル
千八百六十年清獨開六百六十五年
清白開、千八百六十三年清丁開、千
八百六十四年清西開、千八百六十六年
清伊開、千八百六十九年清興開及
千八百八十七年清南開條約依ル
并見二

第二條

大日本國皇帝陛下ハ便宜ニ從ヒ其ノ外交官ヲ清國ニ駐劄セシムルコトヲ得大清國皇帝陛下モ亦便宜ニ從ヒ其ノ外交官ヲ日本國ニ駐劄セシムルコトヲ得
此規定治ト各条约在トモ
半務の如し
最惠國主義、用ヒシヲ始
トス

右外交官ハ毫モ障碍セラル、コトナク其ノ役員使丁、通譯人、僕婢及從者ヲ隨意ニ選用ス
ヘシ

第三條

二

第一項第一項ハ一千九百零八年清英
條約序二條、一千九百零九年清英
條約序四條、一千九百零九年清英
條約序六條、一千九百零九年清英
條約序九條、一千九百零九年清英
條約序十條、一千九百零九年清英
條約序十一條、一千九百零九年清英
裁判管轄權ノ語ハ「層明礪ミ
カニシカハシナリ」

裁判管轄權ノ語ハ「層明礪ミ
カニシカハシナリ」
房三項ハ一千九百零九年清英
條約序二條、依ハ
裁判管轄權ノ規定、十分用心
ルコトヲ得

右領事官ハ清國官吏ヨリ相當ノ禮遇ヲ受ケ且最惠國ノ領事官ニ現ニ附與シ若ハ將來附
與スヘキ總テノ資格、職權、裁判管轄權、特權及免除ヲ享有スヘキモノトス
大清國皇帝陛下モ亦同シク日本國內ニ於テ他國ノ領事官カ現ニ駐在シ若ハ將來駐在ス
ヘ半場所ニ總領事、領事、副領事及代辦領事ヲ駐在セシムルコトヲ得而シテ右領事官ハ日
本國ニ在ル清國臣民及財產ニ對スル日本帝國裁判所ノ裁判管轄權ニ屬スル事項ヲ除ク
ノ外通常領事官ニ附與スル權利及特典ヲ享有スヘシ

第四條

千九百零八年清英條約序二條
序三條、一千九百零九年清英
條約序四條、一千九百零九年清英
條約序五條、一千九百零九年清英
條約序六條、一千九百零九年清英
條約序七條、一千九百零九年清英
條約序八條、一千九百零九年清英
條約序九條、一千九百零九年清英
條約序十條、一千九百零九年清英
條約序十一條、一千九百零九年清英
條約序十二條、一千九百零九年清英
條約序十三條、一千九百零九年清英
條約序十四條、一千九百零九年清英
條約序十五條、一千九百零九年清英
條約序十六條、一千九百零九年清英
條約序十七條、一千九百零九年清英
條約序十八條、一千九百零九年清英
條約序十九條、一千九百零九年清英
條約序二十條、一千九百零九年清英
旅券、コトハ清國ト歐洲列國トノ
同シ

日本國船舶ハ現ニ立寄港ナル安慶大通、湖口、武穴、陸溪口及吳淞併ニ將來立寄港トセラル
ヘキ總テノ場所ニ於テ外國貿易ニ關スル現行章程ニ從ヒ旅客商品ヲ上陸セシムル爲メ
職業ニ從事シ且其ノ商品及携帶品ヲ搭載シ前記諸開港地ノ間ヲ隨意ニ往來スヘク又其
ノ地ニ於テ外國人ノ使用及占有ノ爲メ既ニ選定シ若ハ將來選定セラルヘキ地區内ニ於
テ家屋ヲ貸借賣買シ地所ヲ貸借シ寺院、墓所、病院ヲ建設スルコトヲ得但シ此等一切ノ事
項ニ付最惠國ノ臣民或ハ人民ニ現ニ附與シ若ハ將來附與スヘキモノト同一ノ特權及免
除ヲ享有スヘキモノトス

第五條

日本國船舶ハ現ニ立寄港ナル安慶大通、湖口、武穴、陸溪口及吳淞併ニ將來立寄港トセラル
之ニ寄港スルコトヲ得
清國ノ諸開港及諸立寄港外ノ港ニ不法ニ進入シ若ハ沿海及河筋ニ於テ密商ニ從事スル
船舶ハ其ノ積荷ト共ニ清國政府ニ於テ之ヲ沒收スヘキモノトス

第六條

日本國臣民ハ自國領事ヨリ下附シ地方官ノ副署シタル旅券ヲ携帶スルトキハ游歷又ハ
商用ノ爲メ清國內地ノ各部ニ旅行スルコトヲ得而シテ該旅券ハ旅行地方ニ於テ検査ヲ
行ヲ許可セラレ且其ノ旅行用ノ爲メ又ハ携帶品商品運搬ノ爲メ人夫、畜類、車輛、船隻ヲ雇
入ル、ニ故障アルヘカラス若シ旅行者ニシテ旅券ヲ携帶セス又ハ法律ヲ犯ストキハ之
ヲ處分スル爲メ最寄ノ領事官ニ引渡スヘシ但シ其ノ際唯必要ノ拘束ヲ加フルノミニシ
テ決シテ之ヲ虐待スヘカラス旅券ハ之ヲ發シタル日ヨリ清曆十三個月間効力ヲ有スヘ
シ日本國臣民旅券ヲ携帶セスシテ内地ニ旅行シタルトキハ三百兩ヲ超過セサル罰金ニ
處スヘシ尤モ日本國臣民ハ各開港地ヨリ一百清里以内ニハ五日間ヲ限トシ旅券ヲ携帶
セスシテ游歷スルコトヲ得但シ本條ノ規定ハ之ヲ船舶乗組ノ水夫ニ適用スルコトヲ得

六百五六年典清余之勞士條
其精神同于二千八百二十
清前季的第十四條（其形式）

第七條

川上文庫

明倫詩歸文選卷之三

第八條

條 千八百十七年清菊條白某
三條 依八

日本國關稅ノ荷物又ハ旅客運搬ノ爲メ一切ノ艇隻ヲ賃借スルコトヲ得而シテ之力爲メ拂フヘキ金額ハ貸借人相互ノ間ニ於テ之ヲ定メ清國政府又ハ官吏之ニ干渉スルコトヲ得ス艇數ニ對シ制限ヲ置クヘカラス又ハ右艇隻ニ關シ若ハ貨物運搬ニ從事スル人夫ニ關シ何人ニモ專業免許ヲ附與スルコトヲ得ス而シテ右艇隻ヲ以テ密商ニ從事スルモノハ法ニ照シ之ヲ處罰スヘシ

卷之三

清菊條約降下他歐洲各國ト
本條約輸入輸出税則ヲ有セリ
本條現行税則適用シタバ
他日清開港之ヲ改正シントシルト
キハ日本政府同意ナシムニシテ承
クシコトアリス

清國ト泰西諸國トノ間ニ實施スル稅目及稅則ハ日本國臣民カ清國ヘ輸入シ若ハ日本國ヨリ清國ヘ輸入シ又ハ日本國臣民カ清國ヨリ輸出シ若ハ清國ヨリ日本國ヘ輸出スル際一切ノ物品ニ適用スヘシ清國ト泰西諸國トノ間ニ存在スル稅目及稅則ニ於テ特ニ輸入若ハ輸出ヲ制限シ若ハ禁止セサル物品ハ規定ノ輸入稅若ハ輸出稅ヲ拂フノミニテ自由ニ清國ヘ輸入シ若ハ清國ヨリ輸出スルコトヲ得ヘシ但シ日本國臣民ハ何等ノ場合ニ於テモ最惠國臣民若ハ人民カ清國ニ於テ現ニ納メ若ハ將來納ムヘキ輸出入稅ニ異ナル力或ハ之ヨリ多額ノ納稅ヲ要セラル、コトナカルヘシ又日本國ヨリ清國ヘ輸入シ或ハ清

第十條

スル同様ノ物品ニ對シ清國ニ於テ現ニ設セラレ若ハ將來謂セテ月ヘ半モハト異ナム
或ハ之ヨリ多額ノ稅ヲ課セラル、コトナカルヘシ

ラス之ニ對シ全ク各種

日本國臣民が清國へ輸入シ或ハ日本國ヨリ清國へ輸入シ外此一セイノ物品ハ現行貿易規則
從ヒ開港場ト開港場ノ間ヲ運搬中其ノ所有者ノ國籍或ハ之ヲ運搬スル運具船舶ノ國籍
如何ニ拘ハラス之ニ對シ全ク各種ノ税金、賦課金、手數料、釐金等ヲ取立ツヘカラス

日本國臣民ニシテ輸入物品ヲ清國內地ノ市場ニ運搬セムト欲スルモノハ其ノ物品ノ有
稅品ナルトキハ輸入稅ノ二分ノ一、無稅品ナルトキハ從價二分半ニ當ル抵代稅ヲ拂ヒ以
テ其ノ物品ニ對スル一切ノ通過稅ノ免除ヲ受ルコト其ノ勝手タルヘシ而シテ右抵代稅

第十二條

但シ本條ハ輸入阿片ニハ適用セサルコトト知ルヘシ

六百五八年清兵將領第十六條
和則、第十七規定芝罘縣的管三
馬、蓬萊即、千八百五十年通巡折
等民、之魁則勞、三項事二即、

内地、諸々改メ開港外、地ト力
を上へ是采倅の脊三吸、末而ヨ
リニ清國政府ニ越セシ成フ

記ノ生産物及物
六

日本國臣民カ清國ノ開港地ニ於テ買入レタル一切ノ清國生産物及物品ニシテ海外輸出ヲ禁セラレサルモノハ輸出ノ際單ニ輸出稅ヲ納ムル外ハ一切ノ内地稅、賦課金、手數料釐金等ヲ免除セラルヘシ且日本國臣民カ清國各地ニ於テ輸出ノ爲メ買入レタル一切ノ物品モ亦現行章程ニ従ヒ各開港間ニ運搬スルヲ得ルモノトス

一千九百零六年清國政府大總統公
使司前成員公基

商品ニシテ其ノ出所外國ニ屬スルコト僞ナク且之ニ對シ已ニ輸入稅ヲ完納シタルトキハ其ノ輸入ノ日ヨリ三個年内何時モ日本國臣民ニ於テ何等ノ輸出稅ヲ納ムルコトナクシテ之ナ清國ヨリ何レノ外國ヘモ輸出スルヲ得又該再輸出者ハ已ニ右商品ニ對シテ納メラレタル輸入稅額ニ向テ清國稅關ヨリ稅金拂戻證書ヲ受クヘシ但シ該商品ハ原荷作ノ儘完全ニ保存セラレ異動ナキヲ要ス右拂戻證書ハ其ノ所有者ノ望ニ因リ清國稅關官吏ニ於テ現金ヲ以テ之ヲ償辦スルヲ得ヘキモノトス

千八百八十年清獨追加條約附屬
之九特別追加條款，第二項，候
範（トセリ）

現金ヲ以テ之ヲ償辦スル
第
十
四
條
其ノ諸開港地ニ於テ官
ヘシ

一千八百零八年英清條約第二條、
一千八百零九年法德意加羅均第
一條、一千八百零七年法葡條約第
二十三條、一千八百零六年法
國、

日本國ノ商船ニシテ噸數百五十噸以上ノモノハ清國ノ開港ニ入航スルニ當リ其ノ登記
噸數壹噸ニ付清銀四錢ノ割ヲ以テ噸稅ヲ課セラルヘシ噸數百五十噸及其ノ以下ノモノ
ハ登記噸數壹噸ニ付壹錢ノ割トス然レトモ右船舶ニシテ其ノ積荷ニ異動ナク入港後四
十八時間以内ニ出港スルモノハ噸稅ヲ免除セラルヘシ

日本國ノ何レノ開港間ニ於テ旅客、手荷物、書柬、無稅品運搬ノ爲メ日本國臣民ノ使用スル小
船及艇隻ハ噸稅ヲ納ムルコトナカルヘシ尤モ其ノ運搬ノ時ニ當リ稅金ヲ課セラルヘキ
商品ヲ運搬スル所ノ小船及荷舟ハ總テ壹噸ニ付壹錢ノ割ヲ以テ四個月毎ニ一回噸稅ヲ
納ムヘシ

第十六條

千八百五十八年英法條約第十一
五條上列之

清國ノ開港ニ來航スル日本國ノ商船ハ其ノ入港ノ際隨意ニ水先案内者ヲ雇入ル、コトヲ得該商船總テ正當ノ諸稅皆納ノ上出發セムトスル時ハ出港ノ際ニモ亦水先案内者ヲ

未滿博愛主義ノ之ヲ述

日本國ノ商船破損又ハ其ノ他ノ理
ト井ノ段子

揚シタル物品ニ對シテハ諸稅若ハ頓稅ヲ拂フコトナカルヘシ
但シ該物品ハ稅關吏ノ監督ニ屬スルモノトス右等ノ船舶清國沿岸ニ至リタル
又ハ難破シタルトキハ清國官吏ハ直モ止ムヲ得サルニ至リタル

ラ安全ナラシムルノ措置ヲ施スヘシ而シテ救助シタル人々ニハ懇願ノ待遇ヲ與ヘ必要
ノ場合ニハ最寄ノ領事館マテ送届クヘシ

至リタルトキハ該船舶ハ日本官吏ヨリ同一ノ待遇ヲ享有スルノ止ムヲ得
諸開港地ニ於ケル清兵衛等之

清國官吏ハ詐偽又ハ

九

國官古

四

四百

ヨリラ來タサ、ル様其ノ必要

日本人身體財產ニ關スル裁判管轄、

國臣民或以一切之地圖爲失之過遠者，則請

卷之三十一

訴訟ハ總テ清國官吏ニ於テ之ヲ審理判決スヘシ

卷之三

官吏之ヲ審理シ其ノ首罪、忍耐マリテ、二三月間

十三條

卷之三

西條一千八幸年英清
内第三上條上相似

第十七條

千八百六十九年清日條約第十三條
基準トス
末節、開港場所ノ之ヲ承認ナリ

日本國ノ商船破損又ハ其ノ他ノ理由ヲ以テ避難所ヲ要スルノ止ムヲ得サルニ至リタルトキハ最寄ノ何レノ清國港口ニモ入港スルコトヲ得尤モ其ノ船舶ノ修繕ヲ遂ル爲メ陸揚シタル物品ニ對シテハ諸稅若ハ懸稅ヲ拂フコトナカルヘシ

但シ該物品ハ稅關吏ノ監督ニ屬スルモノトス右等ノ船舶清國沿岸ニ於テ淺瀬ニ乘揚ケ又ハ難破シタルトキハ清國官吏ハ直ニ其ノ乗客及乗組員ヲ救助シ該船舶並ニ其ノ積荷ヲ安全ナラシムルノ措置ヲ施スヘシ而シテ救助シタル人々ニハ懇篤ノ待遇ヲ與ヘ必要ノ場合ニハ最寄ノ領事館マテ送居クヘシ

清國ノ商船破損又ハ其ノ他ノ理由ヲ以テ最寄ノ日本港口ニ避難所ヲ要スルノ止ムヲ得サルニ至リタルトキハ該船舶ハ日本官吏ヨリ同一ノ待遇ヲ享有スヘシ

十八百零八年清英締結第十六條
依ハ

諸開港地ニ於ケル清國官吏ハ許偽又ハ密商ノ爲メ收入ニ減少ヲ來タサ、ル様其ノ必要ナリト認ムル措置ヲ施スヘシ

六百零八年清英締結第十九條ト

英國ト締結シ英國船舶は開港場
在ニ云々トセトモ該海港ニ停泊
ケリ日本國ノ船舶清國ノ強盜又ハ海賊ノ掠奪ニ遇フトキハ該強盜海賊ヲ逮捕處罰シ其ノ贓品ヲ取戻シ之ヲ其ノ持主ニ還付スルコトヲ務ムルハ清國官吏ノ職務タルヘシ

第十九條
第二十條

清國ニ在ル日本國臣民ノ身體財產ニ關スル裁判管轄權ハ當該日本國官吏ニ專屬ス日本

第六條「千八百零三年清英締結
第十三條一項」採用ス

國臣民或ハ一切ノ他國臣民又ハ人民ヨリ日本國臣民并ニ其ノ財產ニ係ル訴訟ハ總ア清國官吏ノ干涉ヲ受クルコトナク右官吏ニ於テ審理判決スヘシ

第二十一條

第三條「千八百零八年清英締
第六條、千八百零八年清英締
第十三條、千八百零八年清英締
第四十八条ト相類々

清國官吏又ハ臣民カ清國ニ在ル日本國臣民ニ對シ又ハ其ノ財產ニ關シ民事訴訟ヲ起ストキハ日本國官吏ニ於テ之ヲ審理判決スヘシ

清國臣民ニ對シ又ハ其ノ財產ニ關シ清國ニ在ル日本國官吏或ハ臣民ヨリ起ス所ノ民事訴訟ハ總ア清國官吏ニ於テ之ヲ審理判決スヘシ

第二十二條

第三條「千八百零八年清英締
第六條、千八百零八年清英締
第十三條、千八百零八年清英締
第四十八条ト相似シ」

清國臣民カ日本國臣民ニ對シテ負債ヲ償辦セス又ハ詐偽逃亡スルトキハ清國官吏之ヲ審理シ其ノ有罪ト認メタルトキハ之ヲ處罰スヘシ

清國ニ在ル日本國臣民ニ對シ犯罪ノ被告トナリタル清國臣民ハ清國ノ法律ニ依リ清國官吏之ヲ審理シ其ノ有罪ト認メタルトキハ之ヲ處罰スヘシ

第二十三條

第三條「千八百零八年清英締
第六條、千八百零八年清英締
第十三條、千八百零八年清英締
第四十八条ト相似シ」

清國ニ在ル日本人ニシテ罪ヲ犯シ又ハ負債ヲ償辦セスシテ詐偽逃亡シタル者清國ノ内
條約第三條ト相似シ

第三條「千八百零八年清英締
第六條、千八百零八年清英締
第十三條、千八百零八年清英締
第四十八条ト相似シ」

地ニ遁レ清國臣民ノ住居若ハ清國船舶中ニ潜伏スルトキハ清國官吏ハ日本國領事ヨリ請求次第日本國官吏ニ之ヲ引渡スヘシ

又清國ニ在ル清國人ニシテ罪ヲ犯シ又ハ負債ヲ償辦セシテ詐僞逃亡シタル者清國ニ在ル日本國臣民ノ住居若ハ清國領海ニ於ケル日本國船舶中ニ潜伏スルトキハ清國官吏ヨリ日本國官吏へ請求次第之ヲ引渡スヘシ

第二十五條

日本國ノ政府及臣民ハ其ノ現在効力ヲ有スル日清間條約諸條款ニ據リ得タル一切ノ特權免除及利益ヲ享有スルコトヲ更ニ茲ニ確定ス

且日本國ノ政府及臣民ハ大清國皇帝陛下ヨリ他國ノ政府又ハ臣民ニ現ニ附與シ又ハ將來附與スヘキ一切ノ特權、免除及利益ヲ享有スヘキコトヲ特ニ茲ニ規定ス

第二十六條

千八百零八年英清條約第十五條
ト列し但シ文書一通明確トヒ
締盟國ノ一方ハ本條約批准交換ノ日ヨリ十個年ノ終ニ於テ稅目及本條約ノ通商ニ關スル條款ノ改正ヲ要求スルコトヲ得然レトモ若シ最初十個年ノ終ヨリ起算シ六個月以内ニ兩締盟國ノ何レヨリモ右要求ヲ爲サヌ改正ヲ行ハサルトキハ本條約並ニ稅目ハ前十個年ノ終ヨリ起算シ更二十個年間其ノ儘効力ヲ有スヘシ而シテ其ノ後各十個年ノ終ニ於ケルモ亦同様タルヘシ

第二十七條

新規ト
締盟國ハ本條約ノ効力ヲ完全ナラシムルニ必要ナル章程ヲ協議決定スヘシ尤モ右章程

ノ實施セラル、ニ至ル迄ハ現ニ清國ト泰西諸國トノ間ニ存スル取極及章程ニシテ其ノ本條約ノ規定ニ矛盾セスシア適用セラレ得ル限ハ締盟國ニ於テ之ヲ遵守スヘキモノトス

第二十八條

本條約ハ日本文漢文及英文ニ調印スヘシ然レトモ將來議論ヲ防ク爲メ締盟國ノ全權大臣ハ日本文文本ト漢文本文トノ間ニ解釋ヲ異ニシタルトキハ其ノ異ナル點ハ英文本文ニ依テ之ヲ決裁スヘキコトヲ協議決定セリ

第二十九條

本條約ハ大日本國皇帝陛下及大清國皇帝陛下ニ於テ之ヲ批准セラルヘク而シテ其ノ批准書ハ本條約調印ノ日ヨリ三個月以内ニ可成速ニ北京ニ於テ之ヲ交換スヘシ右證據トシテ兩國ノ全權大臣本條約ニ記名調印スルモノナリ

明治二十九年七月二十一日即光緒二十二年六月十一日北京ニ於テ作ル

大日本帝國北京駐劄特命全權公使正四位勳一等男爵林 董（記名）印

大清帝國欽差全權大臣總理各國事務大臣尙書銜戶部左侍郎張蔭桓（記名）印

清露條約

一千八百五十八年六月十三日天津ニ於テ

清露條約

一千八百五十八年六月十三日天津ニ於テ
締結シタル修好條約

第一條 本條約ハ從未全露國皇帝陛下ト清國
皇帝陛下ト，間ニ成立スル所，平和及親睦ヲ
更ニ確定ス

清國ニ在ル露國人及露國ニ在ル清國人，身財
及財產ハ兩帝國政府，保護及保證ヲ以テ安全
ニシテ一旦侵ヌヘカラス

第二條 露國政府ニ於テ必要ト認ムルトキハ

何時ニテモ其ノ公使ヲ北京ニ派遣スルノ既得
權ハ本條約ニ依テ更ニ確定ス

露國政府及清國政府ハ從來元老院及リハレイ
一レニヨ經テ互ニ往復セシヲ改メ自今露國外
務大臣及清國內閣首席大臣ヲ經テ對等ノ禮ヲ以
テ往復ニ爲スヘシ

古兩國大臣間ニ往復スル普通ノ文書ハ清國
々覽、官吏ヲニテ傳送セシムヘシ然ニ重要ノ
事件ニ關スル文書發送ノ必要アルトキハ特定
、官吏之ヲ携エ帝シ北京ニ赴キ親ノ清國內閣員
書ヲ經テ傳達スヘシ

又ハ首席大臣ニ面議スルコトアルヘニ而ニテ
右官吏北京ニ着ニタルトキハ該文書ハ禮部尚
書ヲ經テ傳達スヘシ

露國使節又ハ全權公使ト清國內閣員各大臣及
國境又ハ沿岸、各省總督ト往復及會見スルト
キハ全ク對等ノ禮ヲ用フヘシ兩帝國々境附近
、地方官ト總督ト、交際モ亦右同様、基礎ニ
依ルヘニ露國政府ニ於テ開港場、一港ニ全權
公使ヲ駐在セシムル、必要ヲ認メタルトキハ
公使ト地方官又ハ在北京、各大臣トノ交際及

往復ニ關ニテハ各外國政府トノ間ニ現ニ行ハ
ル、一般、規則ヲ遵守スヘシ

露國公使ハ「キヤクタヨリ「ウルガ」又ハ「ダグ」」ヨ
リカイケ河口ヲ經ルカ若ハ其他清國、開港開
市場ヲ經テ北京ニ赴クコトヲ得

支那政府ハ右ニ關ニ豫メ通知ヲ受ルトキハ公
使並隨行員、旅行、安全ト便宜ヲ計リ且北京
ニ於テ相等、禮遇ヲ行ヒ適當、旅館ヲ與ヘ其
地輿テ必要、準備ヲ爲ス爲ニ速ニ一切、手配
ヲ爲スヘシ右ニ關スル費用ハ露國政府、員旌
諸港ニ入ルコトヲ得

上海、甯波、福州、廈門、廣東、臺灣島、臺灣府、瓊
州島、^{モホ}ニエウ其他外國貿易、爲ニ
開カレタル諸港、

第四條、陸路貿易ハ自今之ニ從事スル人員、又
ハ輸入商品、種類若干ハ商業資本、金額ニ關

ニ何等、制限ヲ受ケルコトナカルヘ
露國、商船ハ輸入商品、届出、碇泊税現行關稅
納附等、如キ海上貿易及之ニ關スル一切、
手續ニ付テハ清國、諸港ニ於ケル外國貿易ニ
關スル一般、規則ヲ遵守スヘシ

露國人密商ヲ行タルトキハ其ノ商品ハ沒收
マテルヘシ

第五條 露國政府ハ其ノ便宜ニ從ヒ前記、諸
港ニ領事ヲ駐在セシムル、權利ヲ有ス又露國
政府ハ清國開港場ニ在ル露國人、秩序ヲ保持
シ領事、權力ヲ保護スル為ニ古諸港ニ軍艦ヲ
派遣スルコトヲ得

領事ト地方官ト、交渉、方法、寺院、家屋及倉庫
建設、為メ適當ナル地所、貸與、露國人相對ニ
テ清國人ヨリ土地、買受其他之ニ類スル事項
ニシテ領事、職權ニ屬スルモノハ外國人ニ對
シ清國政府、一般ニ適用スル規則ニ依ルヘキ
エ、トス

第六條 露國軍艦又ハ商船が清國沿岸ニ於テ
難破シタルトキハ地方官ハ直ニ遭難者ハ勿論

其、財產、商品及船舶、救助ニ必要ノ措置ヲ為
スヘシ而シテ救助ニタル人、財產及商品ヲ露國
領事若ク、其ノ和親國領事、駐在セル最寄
港又ハ便宜ニ從ヒ國境ニ之ヲ運搬スル為ニ總
テ、處分、為スヘシ人及商品救助、為ニ要ス
ル費用ハ追テ露國政府ヨリ返済スヘシ

露國軍艦又ハ商船清國沿海航行中被損ヲ生シ
タルカ為ニ修繕ヲ加ヘ又ハ水ヲ蓄ヘ若ハ糧食
ヲ購入スル、必要マルトキハ開港外、諸港一
入津ニ毫モ地方官、障碍ヲ受ケルコトナシ相

料加テ自由ニ取極メタル價額ニ依リ總テ必要
ノ物品ヲ購求スルコトヲ得

第七條 外國貿易、為ニ開カレタル港ニ於テ
露清兩國臣民、間ニ起ル訴訟事件ハ露國領事
又ハ其地方ニ在ル露國政府、代表者ト協議ス
ルニアリサレハ清國政府ハ之ヲ審問裁判スル
コトヲ得ス露國臣民ニテ輕罪又ハ重罪ヲ犯
シタル者ハ露帝國、法律ニ依テ裁判セラル、

露國臣民ニシテ清國、内地ニ入り輕罪又ハ重

罪ヲ犯ニタル者ハ露國，法律ニ依テ裁判處罰
スニ爲ニ國境若ハ露國領事駐在，開港場マテ
送届クヘシ

第八條 諸國政府ハ耶蘇教，人心ニ安心和合
ヲ與フルモ，タルコトヲ承認ニ以テ耶蘇宗，
教務ヲ行フ所，清國臣民ヲ搜查セサルハ勿論
清國ニ於テ已ニ認許ニタル他，宗教ヲ信仰スル
者ト均々之ニ保護ヲ與フルコトヲ約ス

清國政府ハ耶蘇宣教師ヲ以テ利己心ヲ棄タル
慈善者ト見做ニ清國臣民ニ向テ布教ヲ爲スコ

トヲ認可ニ開港開市場ヨリ内地ニ入ルコトヲ
妨ナサルヘニ右宣教師，人員ヲ定メ露國，領
事又ハ國境官吏ヨリ之ニ證明書ヲ下附ニ宣教
師ヲニ常ニ之ヲ攜帶セシムヘシ

第九條 露清兩國，境界線ニシテ未定ノ部分
ハ遲滞ナク兩國政府ヨリ各委員ヲ出し現場ニ
於テ検査又ヘニ而シテ右境界線ニ關ニ委員，
協議決定ニタル條約ハ本條約附屬，條項ヲ爲
スモ一トス

一旦境界線ヲ定メタルトキハ境界ニ關ニ兩國

政府ニ於テ將來正確ノ證據物件ト為スカ為ニ
境界附近、形狀、精細ニ記載ニ且其、地圖ヲ
製スヘシ

第十條 清國派出、各露國宣教師ハ舊慣ニ依
リ一定、期間内北京ニ滞在ニ來リタルモ自今
其首長、決定ニ依リ何時ニテモ「キヤウタ」又ハ
他、線路ニ依テ露國ニ歸ルコトヲ得而ニテ他
人ヲニテ之ニ代テ北京ニ滞在セシムルコトヲ
得

宣教師ニ關スル一切、費用ハ自今露國政府、
員擔ニ屬スヘニ而ニテ清國政府カ從來員擔シ
タル右費用ハ自今支辨セサルモノトス

宣教師郵便脚夫、其他露國政府、「キヤウタ」又ハ
清國開港場ヨリ北京ニ送附スル人々ノ旅費ハ
往復トモ該政府ヨリ支給ス

又清國地方官ハ右、人々速ニ其目的地ニ達ス
ル為ニ職權、許ス限り旅行、便宜ヲ與フヘレ
第十一條 露清兩國政府、間ニ一定ノ通信法
ヲ設ケ且北京席在宣教師、用務ヲ便スル為ニ
キヤウタト北京ト、間ニ毎月一回郵便物發送

事務ヲ開設スヘシ而ニテ支那郵便脚夫ハ毎月
一定一日ニ北京及キヤクタヲ發ニ十五日以内
期限間ニ其ノ携帶セル通信書類ヲ目的地ニ
遞送スヘシ

右ノ外キヤクタヨリ北京ニ北京ヨリキヤクタ
ニ向ケ毎三箇月即チ壹箇年四回小包郵便物ヲ
速送スヘシ

雙方ヨリ差立ル郵便物ノ遞送費ハ折半ヒテ露
清兩國政府ノ負擔ニ屬スヘシ

第十二條 將來清國政府ノ最惠國ニ附與スル
政治商業其ノ他ニ關スル一切ノ權利特典ハ特
ニ商議ヲ開クコトヲ直ニ露國ニ均霑スヘキ
モノトス

本條約ハ清國皇帝陛下ニ於テハ即日批准セラ
ルヘシ而ニテ全露國皇帝陛下之ヲ批准シタル
トキハ批准書交換ハ壹箇年以内若ハ事情ノ許
ス限りハ可成速ニ北京ニ於テ之ヲ爲スヘシ

本條約ハ露滿漢文ヲ以テ認メ兩帝國全權委員
之ニ記名調印シ賛同其ノ擧本ヲ以テ互ニ交換
ス而ニテ本條約條項ノ意義解釋ヲ異ニシタル

トキハ滿文ニ依テ決定スヘシ

本條約、各條項ハ爾後兩締盟國ニ於テ正實ニ
旦嚴確ニ遵守スヘキモノトス

獨清條約
獨清追加條約

千八百六十一年九月二日天津ニ於
テ締結シタル清國ト獨逸聯邦ト
和親通商航海條約

第一條　雙方締盟國、間ニ永遠無躬、平和及
親睦アルヘニ締盟國、臣民ハ各々兩締盟國ノ
一方ニ於テ其、身軀及財產ニ對ニ完全ナリ保
護ヲ享有スヘニ

第二條　普漏西國王陛下ハ便宜ニ從ク其、外
交官ヲ北京ニ駐在セシムルコトヲ得清國皇帝
陛下モ亦便宜ニ從ク其、外交官ヲ伯林ニ駐在

セシムルコトヲ得

普漏西國王陛下、外交官ハ現條約ニ依リ特ニ
外交官ニ北京駐在セシムルノ權利ヲキ聯邦諸
國、外交ニ付テハ之ヲ代表スルノ權利ヲ有ス
ヽニ

清國皇帝陛下ハ普漏西國王陛下、外交官及其
家族並雇人普漏西政府、便宜ニ從ヒ北京ニ
住居ヲ定メ若ハ臨時往來ヲ為スコトヲ承諾
ス

第三條 普漏西國及清國、外交官ハ其、住所
内ニ於テ各々國際公法ニ因リ特權免除ヲ享有
シ其、身體、家族、家屋及信書ハ侵スヘカラズ且
右外交官ハ其、役員、使丁、通譯人、僕婢等ヲ選用
スルニ於テ制限ヲ受クルコトナキモ、トス
外交官ニ係ル總テ、費用ハ各々其政府、負擔
ニ屬スルモノ、トス

普漏西國外交官北京ニ住居ヲ定ムルトキハ其
適當ナル地所及家屋ヲ借受クル為ニ清國政
府ハ該外交官ニ可成便宜ヲ與フヘシ

第四條 横逸國ハ其、便宜ニ從ヒ清國、開港

關市場ニ總領事領事副領事若クハ代辦領事ヲ
駐在ニ其ノ國民ニ係ル事務ヲ取扱ハシムルコ
トヨ得

右領事官ハ清國政府ヨリ相當，敬禮及待遇ヲ
受ケ旦最惠國，領事官ト同一，特權免除ヲ享
有スヽキモ，トス

獨逸國領事不在，時ハ獨逸國臣民ハ自由ニ和
親國，領事ニ又ハ緊急，場合ニ於テハ稅關長
ニ申出ルコトヨ得和親國，領事及稅關長ハ獨
逸國臣民ヲレテ本條約，特權ヲ受ケシムル様
盡カスヘシ

第五條 獨逸國，外交官又ハ領事官ヨリ清國
政府ハ發送，公文ハ獨逸語ヲ以テ認メ追テ規
程ヲ設ケル迄ハ之ニ漢文，翻譯ヲ添附スヘシ
尤獨逸文ト漢文ト，間ニ解釋ヲ異ニシタルト
キハ獨逸政府ハ獨逸文，意義ヲ以テ正確ノモ
ト認ムヘシ

又清國政府ヨリ普漏西國其他締盟，聯邦諸國
ハ公使若クハ領事ハ發送，公文ハ漢語ヲ以テ
認ム清國政府ハ解釋上異論ヲ生シタルトキハ

漢文、意義ヲ正確ト認ム何レ、場合ヲ問ハス
翻譯文ヲ以テ證據トナリ、ルモノト知ル、
本條^約將來解釋上、紛議ヲ避ケル為メ旦佛語
ハ歐洲外交官、通語ナルニ依リ獨逸文、漢文及
佛文ヲ以テ之ニ認ムヘシ右三國、文字ハ同一
意義及解釋ヲ有スルハ勿論、リト雖^{アリ}若ニ
獨逸文ト漢文ト、間ニ解釋ヲ異ニシタルトキ
ハ佛文ヲ以テ原文ト認ム其意義ニ依テ之ヲ決
スヘシ

第六條 獨逸國、臣民ハ廣東、汕頭、廈門、福州、寧
波、上海、芝罘、天津、牛莊、鎮江、九江、漢口、瓊州島、瓊
州、臺灣島、臺灣並淡水、如キ開港開市場ニ
・家族ヲ召連シ住居ニ自由ニ往來ニ亘商業若
ハ工業ニ從事ニ亘各港、間ニ自由ニ船舶及高
品、往來出入セシム又古場所ニ於テ家屋ヲ買
取リ又ハ借入レ地所、借受ナ寺院墓地及病院
ヲ建設スルコトヲ得

第七條 獨逸國、商船ハ本條約ニ依リ開港場
ト認メラレタル各口ニ、ミ入津スルコトヲ得
右開港場以外、場所ニ行キ又ハ沿海ニ於テ密

商ヲ為スコトヲ禁ス本條ニ違背ニタルカ為ニ
取押ラレタ一船舶ハ積荷ト共ニ沒收セラルヘ
キモ，トス

第八條 獨逸國，臣民ハ貿易，為ニ開レタル
港，附近清里百里以内日數五日間ヲ限り遊歩
スルコトヲ得

獨逸國臣民ニシテ清國，内地ニ旅行セント欲
スル者ハ獨逸國外交官又ハ領事官ヨリ下附し
清國地方官，副署シタル旅券ヲ携帶スヘシ而
ニテ該旅券ハ検査ヲ求メラタルトキハ何時
ニテ之ヲ示スヘシ

獨逸國，旅客又ハ商人其，旅券ヲ紛失ニタル
トキハ地方官ハ古旅行者更ニ旅券ヲ得ル迄之
ヲ留メ置クカ又ハ最寄，領事館ニ之ヲ引渡ス
コト勝手タルヘシ但ニ何等，方法ニテモ決テ
之ヲ虐待スルコトヲ得ス

暴徒，蜂起ニタル地方ニ向ケ決テ旅券ヲ下附
スヘカラズ但ニ該地方ニ旅券ヲ發スルハ全ノ
平隱ニ歸シタル時ヲ待テ為スヘキモ，ト知ル

第九條 獨逸國臣民ハ雙方相對ニテ自由ニ價
額ヲ定ム清國内何レ、地ニ於テモ番頭、通譯人、
寫字生、職工、船頭及從僕ヲ選用シ又人若ハ商品
ヲ運搬スル為ニ艇隻ヲ貸借スルコトヲ得又獨
逸臣民ハ清國人ニ就テ清國語ヲ學ヒ若ハ外國
語ヲ清國人ニ教授スルコトヲ得但ニ獨逸書籍
及文那書籍、賣買ニハ決テ障碍スヘカラサル
モノトス

第十條 耶蘇教ヲ信仰ニ及之ヲ傳導スル者ハ
清國ニ於テ其、身體、財產及禮拜ニ完全ナル保
護ヲ享有スヘシ

第十一條 獨逸國、船舶外國貿易、為ニ開カ
レタル港場、各口ヘ入ラントスルトキハ港場
這入船セシムル為ニ適當、水先案内者ヲ雇入
ル、コトヲ得又規定、諸稅ヲ納附ニタル後出
帆セント、ルトキハ出港、為ニ隨意ニ水先案
内者ヲ雇入ル、コトヲ得

第十二條 獨逸國、商船入港シタルトキハ稅
關長ハ便宜ニ從ヒ該船ヲ監視シ密商ヲ豫防ス
ル為ニ壹名若ハ數名、稅關吏ヲ派遣スルコト

ヲ得古税關吏ハ便宜ニ從ヒ自己ノ船内又ハ該
高船ニ乗込ムコトヲ得ヘシ

右税關吏，俸給、食料及雜費ハ清國税關，負擔
ニシテ船長或ハ荷受人ヨリ何等，手當又ハ報
酬ヲ請求スルコトヲ得ス本規定ニ違背シタル
トキハ其ノ貪リタル金額ニ均キ罰金ニ處シ其
ノ貪リタル金ハ悉皆返舞マシムヘシ

第十三條 高船着港後二十四時間内ニ船長ハ
止ニ得ナル事故アリニアリサレハ自身ニ若ニ
故障アルトキハ事務長若ハ荷受人之ニ代テ領
事館ニ赴キ船書及積荷目録，賸本ヲ預ケヘシ
夫ヨリ更ニ二十四時間内ニ領事ハ船名、乗組
員名簿、噸數及積荷、種類ヲ記載シタル書面ヲ
税關長ニ送附スヘシ

若ニ船長，懈怠ニ依リ四十八時間内ニ右手續
ヲ了シタルトキハ船長ハ一日ニ付五十弗ノ罰
金ニ處セラルヘシ但罰金ハ貳百弗ヲ超過スル
コトヲ得ス

税關長ハ古通知書ヲ受取リタルトキハ直ニ
開艙，許可證ヲ與フヘシ船長若ニ許可證ヲ得

スレテ船ヲ開キ荷卸ヲ初タルトキハ五百弗以下、罰金ニ處シ陸揚ニタル商品ハ沒收スヘ

第十四條 獨逸國商人商品ヲ船積ニスハ陸揚セントスルトキハ先ツ以テ其ノ許可ヲ稅關長ニ願出ヘシ許可ナクニテ船積又ハ陸揚ニタル商品ハ沒收テラルヘシ

第十五條 獨逸國臣民ハ外國貿易、爲ニ開カレタル諸港ニ於テ輸出入スル所ノ商品ニハ本條約ニ附屬、稅目ニ掲載ニタル稅ヲ拂フヘシ但ニ獨逸國臣民ハ何等ノ場合ニ於テモ現在又ハ將來最惠國、臣民、拂フ所、稅ニ異ナルカ又ハ之ヨリ多額、稅ヲ拂フコトナカニヘシ

本條約ニ附屬、貿易章程ハ全ノ本條約ノ一部、構成スヘキモノナルカ改ニ締盟國雙方ニ於テ之ヲ遵守スヘキモ、トス

第十六條 稅目ニ依リ從價稅ヲ課セラルヘキ商品、價額ニ關ニ獨逸國商人ト清國官吏トノ間ニ於テ意見投合セタルトキハ雙方ヨリ二名若ハ三名、商人ヲ出シ検査ヲ行ヒ引取リ價額

ヲ申出サし、其、最モ高價、一分ヲ以テ該商品、實價ト見做スヘレ

第十七條 従量稅ハ商品、正實ニ依テ課スヘキモノトシテ以テ其、風袋ハ除算スヘシ獨逸商人若ニ風袋ニ關ニ清國官吏ト意見ヲ異ニシタルトキハ雙方ヨリ荷物、内ニテ論争品タル箱又ハ俵若干ヲ選出し先ツ以テ其儘量目ヲ計リ後テ風袋ヲ量ルヘシ其、量リタル荷物、風袋平均一量目、以テ總テ他ノ荷物、風袋標準ト為スヘシ

第十八條 石検査中若ニ他ノ事項ニ付シ議論ニ生ニ決定セサルトキハ獨逸國商人ハ領事、盡力ヲ請求スルコトヲ得領事ハ直ニ其、爭論一件ヲ税關長ニ通知シ互ニ和解ヲ計ルコトヲ務ムヘシ但ニ領事、盡力ヲ請求スルニハ二十四時間内ニ限ル若ニ此時間ヲ経過シタルトキハ其効ナキモノトス

議論決マサル間ハ其、精細、検査ヲ遂ケ公平、決定ヲ待ニ於テ毫モ干渉俄間敷事ナカランカ為ニ税關長ハ物品ヲ其、張薄ニ記載セサル

第十九條 輸入商品若ニ破損ヲ生ムタルトキ
其價額減損ニ應ニ減税又ヘシ減税ハ公
平一定スニムハシカ苦ニ議論生ムタリトキハ從

價稅商品ニ關スル第十六條、規定ニ依テ之ヲ
決定ス。又、第二十條、關税額並其國港に入り更に着港後四十八時
間内ニ總て關カスニテ出港又八ト中、通稅關稅及
他何等税ヲ拂コトナシテ他港口入ルコトヲ得但四十八時
間過後

船積，時二納ム一ニ船舶及荷物，負擔ス一キ
頓稅及關稅ニ完納シタリトキハ稅關長ハ納稅
濟，證書ヲ附與ス古，證書，示ストキハ領事
ノ船書ヲ船長ニ返附シ出帆スルコトナリト許スモ

第二十二條 稅關長、清國政府、納附人、
清國政府、納附人、

諸稅收納取扱ヲ許可セラレタル一個若ハ數個
兩換店ヲ指定シ右兩換店ヨリ差出タル領收
證書ハ政府ヨリ交付シタルモト見做入ヘシ
納稅ハ地金又ハ外國貨幣ヲ以テ爲スコトヲ得
但ニ其相場ハ必要ニ從ヒ獨逸國領事ト稅關長
ト協議決定スヘシ

第二十三條 百五十噸以上，獨逸園，高船八

一頓ニ貰四錢，割合ヲ以テ又百五拾頓及其，
以下，船舶ハ總テ一頓ニ貰一錢，割合ヲ以テ
頓税ヲ拂フヘシ右，頓税ヲ拂フタルトキハ税
關長ハ領收證書ヲ船長又ハ荷受人ニ附與ス船
長到ル所何レ，港ニ於テモ該證書ヲ税關ニ示
ストキハ第二十一條ニ規定，證書日附ノ日ヨ
リ四箇月間ハ更ニ頓税ヲ拂フコトナカルヘニ
獨逸國臣民ノ旅客手荷物、信書、食料品、其他總テ
無税品運搬ニ使用スル所，無隻ハ頓税ヲ免除
スヘニ右，無隻者ニ有税品ヲ運搬スルトキハ
百五拾頓以下，船舶ト同様ニ一頓ニ貰壹錢，
割合ヲ以テ頓税ヲ拂フヘシ

第二十四條 清國，港ニ於テ税目ニ從ヒ關稅
ヲ拂フタル商品ハ通過稅トランジットヲ拂フ
外何等，税ヲ拂フコトナシ，内地ニ運搬スルコ
トヲ得右通過稅ハ現行，稅額ニ從ヒ之ヲ拂フ
將來決テ增額スルコトヲ得ス又内地ヨリ港場
へ運搬スル所，商品モ石同様，取扱ヲ受クヘ
キモ，トス

内地ヨリ港場ニ運搬シタル產物及港場ヨリ内

地ニ運搬ニタル商品，通過稅ハ止ヌ一回ノ支拂ヲ以テ終了スルコトヲ得

若ニ清國官吏本條，規定ニ違背ニ不法，課稅若ハ多額，稅，請求ニ又ハ取立ントスルトキハ清國，法律ニ依テ之ヲ處罰スヘシ

第二十五條 獨逸國臣民，船舶，船長清國，港ニ入リ積荷，一部ヲ陸揚セニト欲スルトキハ唯々其，陸揚ニタル部分ニ對エ關稅ヲ拂フハニ其，他，積荷ハ他，港ニ運搬ニ之ヲ賣却シ及關稅ヲ拂フコトヲ得

第二十六條 獨逸國，商人清國，港ニ於ニ一旦其，輸入ニタル商品，關稅ヲ拂フタル後更ニ之ヲ輸出セント設スルトキハ商品同一ニシテ其包裝ニ變更トキト否ニ自檢查ヲ受ケル為ニ其旨稅關長ニ申出スヘシ

古商品若ニ清國，他港ニ向テ更ニ輸出セアルトキハ稅關長ハ該商品ニ對スル關稅ハ已ニ完納シタルコトヲ證スル為ニ證明書ヲ右商人ニ附與スヘシ

右商品ニ運搬ニ來タル清國港，稅關長ハ該證明

書ニ依リ何等，附加税，要求スルコトナク無
税ニテ陸揚，許可ヲ與フヘニ但シ証明書ト商
品ヲ對照シ若ニ詐偽，所為發見シタルトキハ
詐偽ニ係ル商品ハ沒收スヘキモノトス

右商品若ニ清國以外，港ニ向テ再輸出マテル
、トキハ再輸出港，税關長ハ再輸出者タル商
人カ税關ニ對シ其已ニ納附ニタル開税ニ均キ
金額，債權ヲ有スルコトヲ証明スル爲ニ該
商人ニ證書ヲ附與スヘシ該證書ハ總テ輸出入
税，拂一場合ニ於テ何時ニテモ税關ニ於テ
現金，如ノ之ヲ受取ルヘシ

第二十七條 商品，轉載ハ税關長，特許アル
ニアラサレハ一切之ヲ爲スコトヲ得ス危難
場合ヲ除ク，外許可ナクシテ轉載ニタル商品
ハ沒收スヘキモノトス

第二十八條 外國貿易，爲人關ニタル各港ニ
於テ税關長ハ商品及地金^{重量容積}ヲ計ル爲ニ廣東税關
ニ於テ使用スル所，正確ナル一切，度量衡ヲ
領事館ニ預ケ置クヘシ此正確ナル度量衡ハ税
額精算並税金支拂，標準ト爲シ若ニ苦情アル

トキハ之ニ依テ決スヘシ

第二十九條 本條約若ハ本條約ニ附屬，貿易章程ニ違背シタルク爲ニ徵収ニタル罰金及沒收品ハ清國政府，所得ニ屬スヘシ

第三十條 獨逸國軍艦ニテ貿易保護，爲巡航ニ若ハ海賊拿捕ニ從事スルモノハ清國內何レ，港ヲ問ハス入港スルコト勝手タルヘシ

右軍艦糧食ヲ積ミ入レ水ヲ蓄ヘ又必要，場合ニ於テ修繕ヲ爲ストキハ一切，便利ヲ與ヘ毫不故障ヲ爲スヘカラス艦長ハ清國官吏ト對等，禮ヲ以テ往復スヘシ而テ軍艦ハ一切，税ヲ免除セラルヘキモ一トス

第三十一條 獨逸國商船若ニ破損ノ爲メ若ハ其，他，原因ニ依リ或ル港ニ避難セラルコ得ナル場合ニ於テハ清國何レ，港ニ於テモ頓税ヲ拂フコトナリ入港スルコトヲ得又船舶修繕，爲シ積荷ヲ陸揚ニ且稅關長，監視ニ附シタリトキハ其，積載スル所，商品ハ關稅ヲ拂フコトナカルヘシ右等，船舶若ニ濫瀆ニ乘揚ケ又

ハ難破ニタルトキハ清國官吏ハ直ニ其，乗組員ヲ救助ニ該船舶並ニ其，積荷ヲ安全ナラシムル為ニ措置ヲ施スヘニ而ニテ救助ニタル乗組員ニハ好キ待遇ヲ與ヘ必要，場合ニハ最寄ノ領事館にて達スル為ニ必要，資力ヲ與フヘシ

第三十二條 水夫又ハ其，他，者獨逸國，軍艦ヲ脱走ニ又ハ獨逸國臣民ノ商船ヨリ逃亡ニタルトキハ領事又ハ其不在，トキハ船長，請求求ニ依リ清國官吏ハ脱走者若ハ逃亡者ヲ發見スル為ニ必要，處分ヲ爲シ直ニ領事又ハ船長ニ引渡，手續ヲ爲スヘシ

又清國人ニシテ脱走ニ又ハ罪ヲ犯ニ獨逸國臣民，住居若ハ船舶中ニ潜伏スルトキハ地方官ヨリ獨逸國領事ニ請求セハ領事ハ直ニ其，引渡ニ必要，處分ヲ爲スヘシ

第三十三條 獨逸國臣民，船舶清國沿岸ニ於テ海賊，為ニ掠奪セラレタルトキハ盜賊ヲ逮捕處罰スル為ニ必要，手段ヲ盡シ毫モ急ルコトナキハ清國官吏，職務タルヘニ其ノ贋品ハ

如何ナヘ 場所又ハ如何ナル 場合ニ在ルモノ之ヲ
領事ニ引渡スヘシ而ニテ領事ハ之ヲ其ノ持主
ニ還附スヘシ若ヒ犯罪人ヲ捕縛シ能ハカルカ
又ハ贓品全部ヲ取戻スコト能ハカルトキハ清
國官吏ハ右ノ場合ニ適用、法律ニ依テ處罰セ
ラルヘシ但ニ賠償、責任ハ有セアルモノトス

第三十四條 獨逸國臣民清國官吏ニ諸願ヘル
コトアルトキハ必ス其ノ理由書ヲ先ツ領事ニ
差出スヘシ領事ハ其ノ理由書ヲ至當トシ旦文面
適當ナリト認ムトキハ請願、手續ヲ簡シ
若ニ文面應當ナラカル廉マルトキハ之ヲ返附
シテ改正ヲ為サシムヘシ

又清國臣民領事館ニ諸願スルコトアルトキハ
先ツ清國官吏ニ向テ前項同様、手續ヲ為スヘ
シ而テ清國官吏ハ右同様、取扱ヲ為スモノト
シテ後和解、勞ヲ執ルヘシ又清國人獨逸國臣

第三十五條 獨逸國臣民清國人ニ對シ苦情ヲ
訴フル、理由アルトキハ先ツ領事、許ニ赴キ
其ノ理由ヲ開陳スヘシ領事ハ其事件ヲ審査シ
タル後和解、勞ヲ執ルヘシ又清國人獨逸國臣

民ニ對ニ苦情ヲ訴フルトキハ領事ハ注意シテ
其苦情、理由ヲ聽キ和解セシムルコトヲ務ム
ヘニ然レバ右等、場合ニ於テ若ニ和解成ニサ
ルトキハ領事ハ當該清國官吏、立會ヲ請求シ
兩々相協議シテ公平ニ之ヲ處分スヘシ

第三十六條 清國官吏ハ常ニ獨逸國臣民、身
財並ニ財產ニ對ニ完全ナル保護ヲ與フヘニ該
臣民カ侮辱又ハ暴行ヲ受クル場合ニ於テハ殊
ニ然リトス放火、掠奪又ハ破壊、場合ニ於テハ
清國地方官ハ暴徒ヲ鎮撫シ犯罪人ヲ捕縛シ各
之ヲ嚴罰ニ處スル為メ急速ニ兵ヲ派遣スヘシ
但ニ右、處分ハ權利者ヨリ犯罪人ニ對ニ損害
賠償ノ訴ヲ為スコトヲ妨ケサルモノトス

第三十七條 清國臣民獨逸國臣民、債務者ト
ナリ其債務ヲ辨償セヌ又詐偽逃亡ニタルトキ
ハ清國官吏ハ債權者、請求ニ依リ逃亡者ヲ取
押、債務者ヲレテ其、債務ヲ辨償セシムル為
ニ一切、方法ヲ行フコトヲ解ニサルヘシ
又獨逸國官吏ハ獨逸國臣民カ清國臣民ニ對ニ
債務ヲ負ヒタル場合ニ於テハ獨逸國臣民ニ辨

償ノ義務ヲ盡サシムル為メ又詐偽逃亡ニタル
トキハ之ヲ法庭ニ出サシムル為ニ可成盡力ス
ヘシ但ニ何レノ場合ヲ問ハス清國政府及獨逸
聯邦政府モ各其臣民ノ債務ニ對ニ責任ヲ有
セサルモノトス

第三十八條 清國臣民ニシテ獨逸國臣民ニ對
シ罪ヲ犯ニ罪人タルヘキ者ハ清國官吏之ヲ拘
留シ清國ノ法律ニ照シ處罰スヘシ
獨逸國臣民ニシテ清國臣民ニ對ニ罪ヲ犯ニシ
タル者ハ領事之ヲ拘留ニ各自國ノ法律ニ依テ處
罰スヘシ

第三十九條 身財財産ニ關ニ獨逸國臣民ノ間
ニ起ル訴訟ハ當該獨逸國官吏ノ裁判管轄
ニ專屬ス獨逸國臣民ト他外國人トノ間ニ起
ル訴訟ニハ清國官吏一切干渉スヘカラサルモ
トス

第四十條 兩締盟國ハ清國皇帝陛下ヨリ他
國ノ政府又ハ臣民ニ現ニ許與ニ若ハ將來許與
スヘキ一切ノ特權免除利益ハ獨逸國政府又ハ
獨逸國臣民ニ均需スヘキコトヲ約ス殊ニ關稅

噸稅、港稅、輸出入稅、通過稅ニ係ル 稅目又ハ規定
ニ關ニ他國、為ニ行フタル一切、改正ハ之ヲ
實施スルト同時ニ新ニ條約締結ヲ要セス即時
ニ獨逸國、商業及具、商人ニ適用スヘシ

第四十一條 獨逸國政府ハ將來本條約ノ條項ニ
改正コ加フルヲ以テ至當ト認ムルトキハ本條
約批准交換、日ヨリ十箇年經過ニタル後之カ
為ニ商議ヲ開クコト勝手タルヘニ然レバ十箇
年滿了六箇月前ニ右改正ヲ行フ、意志ヲ清國
政府ニ公然通知セカラヘ、ラス若ニ公然、通
知ナキトキハ本條約ハ更ニ十箇年間其儘効力
ヲ有スルモノトス

第四十二條 本條約ハ批准交換セラルヘク而
ニ于其、批准書ハ記名調印、日ヨリ一箇年以
内ニ普漏西政府、便宜ニ從ニ上海又ハ天津ニ
於テ交換スヘニ交換ヲ終リタルトキハ清國政
府ハ直ニ本條約ヲ地方及北京ノ帝國高等官吏
ニ漏サシ通知シニヨ遵守セシムヘシ

獨清條約

千八百六十一年九月六日通商條約、追加特
別條款附錄五、千八百八十年三月三十日於北

京調印

第一條 清國ノ承諾

「エーペイ」ノイーテヤン港アンフイノウーフ
「港子エーキヤン」ノウエンテヨウ港ヲワニツ
シノ「パコイ港」アンフイノターワンナアンキニキ
アンシーノフークーヒウキヤンノウーシユ、
ルネクーニヤシ等ノ荷揚場カ己ニ公開セラレ

タル上ハ獨逸ノ船舶ガ商品ヲ船積ニ又ハ陸上
スル為メニ一時キアニシウレノ「ラース」ニ港ニ碇
泊スルハ自由タルヘニ之レカ為メニ上海道臺
其他ノ有司ハ必要ナル規定ヲ制定スハシ
獨逸ノ承諾

清國政府ガ外國ニ與ハタル承諾ニ特別ナル施
行條約ガ附着入ル場合ニ於テ若シ獨逸ガ自國
並ニ其臣民ノ為メニ此承諾ヲ享受スルトキハ
之ニ附着スル施行條約ヲモ認メタルモノトス
午八百六十一年九月二日附條約第四十條ハ本

條ノ為メニ其効力ヲ變更スルモノニ非スエテ
本條ハ實ニ其効力ヲ證明スルモノナリ獨逸臣
民ガ清國政府ヨリ外國政府又ハ其臣民ニ附與
スル特權自由又ハ利益ヲ該條ニ依リ享受スル
トキハ施行條約ニモ服從スルモノトス

第二條 清國ノ承諾

清國ニ於テ噸稅ヲ納メタル獨逸船ハ四ヶ月以
内ハ更ニ噸稅ヲ納ムルヲ要セスニテ清國ノ他
ノ開港場又ハ清國外ノ港ニ到ルコトヲ得ヘシ
十四日以上清國ノ港ニ碇泊スル獨逸ノ帆船ハ

此日限後ハ條約上ノ頓税ノ半額ヲ拂ナヘニ

獨逸ノ承諾

清國政府ハ獨逸國中外國領事ノ駐在ヲ許シタル地方ニ領事ヲ任命スル權利アルヘニ領事ハ最患國ノ領事ト同一ナル權利及利益ヲ享受スヘニ

第三條 清國ノ承諾

清國ノ開港場ニ於テ外國商人が冀望シ且ツ土地ノ状況が許スルキハ清國ノ稅關長其他關係アル官廳ハ倉庫、築造ニ着手スヘシ且ツ同時

ニ必要ナル規定ヲ制定スヘニ

獨逸ノ承諾

清國ノ開港場ニ到ル獨逸船ハ商品、性質數量ヲ明ニスル報告ヲナスコトヲ要ス報告中ニ誤謬アルトキハ二十四時間内ニ(日曜日及祭日ハ算入セズ)訂正スルコトヲ許ス積載タル商品ノ數量又ハ性質ヲ誤報スルトキハ其商品ヲ沒收シ船長ヲ罰金ニ處ス但シ罰金ノ金額ハ五百兩ヲ超過スルコトヲ許ナス

第四條 清國ノ承諾

獨逸商人ガ開港場ヨリ輸出スル清國產ノ石炭
ハ輸出税ヲ低減ニテ一噸ニ付キ三錢トナス但
シ一層卑低ナル税率ヲ従来定メタル港ヨリ輸
出スル石炭ニ就テハ猶ホ此卑低ナル税率ヲ適
用ス

獨逸ノ承諾

船舶ノ種類ヲ問ハス適法ノ免狀ヲ有セヌヒテ
其水先案内ヲ官業トスルモノハ罰金ニ處スヘ
シ罰金ノ金額ハ何レノ場合ニ於テミ百兩ヲ超
過スルユトヲ許サス

水夫ノ監督ヲ適應ニ行フ為メニ成ルハク速ニ
條約ヲ訂盟スヘシ

第五條 清國ノ承諾

港内又ハ港外ニ於テ破損ヲ生ニ修繕ノ必要ツ
生ニタル獨逸船ハ税關ヨリ定メタル修繕期ノ
間ハ頓稅ヲ納ムルヲ要セス

獨逸ノ承諾

清國臣民ノ所有ニ係ル船舶ニハ獨逸ノ旗ヲ用
ユルコトヲ許サス獨逸ノ船舶モ亦清國ノ旗ヲ
用ユルコトヲ許サス

第六條 清國ノ承諾

航海力ヲ喪失セル獨逸船ガ清國ノ開港場ニ於テ破壊シタルトキハ其材料ハ賣却スルコトヲ得ベシ但ニ此材料ニ就テハ輸入税ヲ徵收セサルモノトス

材料ヲ陸上スルトキハ直テニ税關ニ於テ商品ト同一ノ方法ヲ以テ陸上免狀ヲ受取ルヘシ

獨逸ノ承諾

獨逸ノ領事が發行ニ清國ノ管轄廳ガ奥印セル旅行免狀ヲ携帶セスニテ娛樂ノ為メニ清國ノ領事ニ引渡又權利ナリ又該違則者ハ三百両以下ノ罰金ニ處ヘン

第七條 清國ノ承諾

獨逸ノ船渠ニ用エル材料ハ關稅ヲ免ス税關總長ハ本條ニ依リ無稅ニテ輸入スル貨物ノ目録ヲ調製シ之ヲ公布スヘシ

獨逸ノ承諾

獨逸臣民ノ為メニ發行スル獨逸商品ノ内地輸

入免狀及旅行券ハ發行ノ日ヨリ起算シ清曆十三ヶ月間有効タルヘシ

第八條

獨清人民ニ閐スル訴訟事件ノ裁判管轄問題清國內地ニ於ケル獨逸商人ノ商品ニ對スル課稅問題及外國官吏ト清國官吏トノ間ニ生シタル問題ハ特別ノ商議ニ讓ル獨清兩國政府ハ此商議ヲ他日断行スルコトヲ茲ニ宣書ス

第九條

千八百六十一年九月二日附ノ舊條約中本條約ノ為メニ変更セラレサル規定ハ新ニ其効力ヲ保有スルコトヲ茲ニ明言ス但シ本條約ニ抵觸スル條項ハ変更セラレタル旨趣ヲ以テ標準トナスヘシ

第十條

本追加條約ハ兩締約國ニ於テ批准ニ調印ノ日ヨリ一ヶ年内ニ批准書ヲ交換スヘシ

本條約ノ規定ハ批准書交換ノ日ヨリ施行スヘ

塘清條約

澳清條約

修好通商航海條約(一千八百六十九年九月二日
於北京調印)

第一條：

兩締約國、間ニ永遠ノ平和及不渝ノ親睦アル
ヘシ。兩締約國、臣民ハ兩國ニ於テ身體並ニ財
産ニ關ミテ十分ノ保護ヲ享クヘシ。

第二條：

皇帝國王聖徒陛下ハ其便宜ニ從ヒ。清國皇帝陛
下ノ政府ニ清國皇帝陛下ハ其便宜ニ從ヒ。皇帝

國王聖徒陛下ノ政府ニ兩大和親國ノ間ニ行ハ
ル、定例ニ従ヒ外交官ヲ信任スルユトヲ得ヘ
シ皇帝國王聖徒陛下及清國皇帝陛下ハ将来ニ
好誼ヲ保タンガ為メニ此旨ヲ茲ニ承認ス

第三條

兩締約國が任命シタル外交官ハ其事務ヲ管理
スル為メニ其便宜ニ従ヒ締約國ノ首府ニ居留
シ又ハ機ニ臨ミ締約國ノ首府ニ赴到スル權利
ナ有ス

兩締約國ノ外交官ハ其駐在地ニ於テ國際法上
ノ優先權及自由ヲ相互ニ享受スヘニ其身體家
族住居及通信ハ侵入ヘカテス外交官ハ官吏人
足通辯奴僕等ヲ選擇任用スル上ニ於テ無制限
ナルヘニ官丈人足通辯奴僕等ノ身體ハ決ニテ
煩ヘコトナカルヘニ

兩陛下ノ代理人又ハ兩陛下ノ皇室ニ屬スル人
又ハ兩陛下ノ家政ノ下ニ在ル人ニ對ニ口頭又
ハ有形ノ所為ヲ以テ侮辱ヲ行ヒ若クハ暴行ヲ
加ヘタルモノハ有司ニ於テ之ヲ嚴罰スヘニ

第四條

皇帝國王聖徒陛下ノ代理人ノ旅行及其隨員ノ
身體ニハ如何ナル妨害ヲモ加フヘカラス此代
理人ハ海岸ノ孰レノ地ニ由ルヲ論ゼズ隨意
通信ヲ發送シ又ハ接受スルユトヲ得ベシ此代
理人ノ書柬及有價證券ハ侵スヘカラス此代
理人ハ自己ノ人足ヲ使用スルコトヲ得ベシ此人
足ハ途中ニ於テ保護及便宜ヲ受クルコトハ清
帝國ノ公邸ヲ運送スル人ト一般タルヘシ

皇帝國王聖徒陛下ノ代理人ハ同等ノ官吏カ東
洋諸國ノ定例ニ従ヒ享有一般ニ享

受ス

使節ノ費用ハ一切本國政府ニ於テ之ヲ負擔ス

第五條

皇帝國王聖徒陛下ノ代理人ハ清國皇帝陛下ノ
大臣ト同等ノ權利ニ基キ面談又ハ書面ニ依リ
公務ヲ辦理ス

第六條

皇帝國王聖徒陛下ノ政府ハ總領事ヲ任命スル
權利ヲ有スハシ且ツ清國ノ開港場其他皇帝國
王聖徒陛下ノ政府ノ商利ニ繫要ナル市府ニ領

事副領事又ハ領事代理ヲ任命スル權利ヲ有ス
ヘニ

清國ノ有司ハ相當ノ敬禮ヲ以テ右ノ官吏ヲ待遇スヘモ右ノ官吏ハ最惠國ノ領事ト同一ノ特權及優先權ヲ享受スヘニ

皇帝國王聖徒陛下ノ政府ガ開港場ニ於テ領事，任命ヲ必要ト認メサルトキハ和親國ノ領事ニ該開港場ニ於ケル領事代理ノ職權ヲ委任スルコトヲ得ヘニ

第七條

皇帝國王聖徒陛下ノ外交官及領事ノ公文ニハ獨逸語ヲ用ヰ清語ノ譯文ヲ添フベシ清國ノ有司ハ清語ヲ以テ記スヘシ若シ獨清兩語ノ間ニ差異ヲ發見ヘルトキハ公文ヲ發シタル國ノ國語ヲ以テ記シタルモノヲ正當トナスヘシ

本條約ハ獨逸語及清語ヲ以テ之ヲ記セリ雙方ノ文面ヲ精察ニ對照スルニ各條ノ意義全然同ナルコトヲ明ニセリ

第八條

奧太利匈牙利國ノ臣民及其家族ハ廣東スワト

ウ廈門福州寧波上海鎮江南京九江ハンカン揚子江芝罘イエンタイ天津牛莊等ニ於ケル開港場及市府ニ於テ臺灣島ニ於ケル淡水及臺灣府ニ於テハイナン島ニ於ケルキウンチヨウニ於テ自由ニ移轉シ居留シ商業及工業ヲ営ムコト十分安全ニシテ且ツ如何ナル妨害ヲモ加ヘラル、コトナカルハシ

埠太利匈牙利國ノ臣民及其家族ハ内地ニ於テ他國ノ臣民ト同様ニ商業ヲ營ムコトヲ得ルモ商店ヲ開設スルコトヲ得ス

第九條

前條ノ規定ニ依リ外國貿易ノ為メニ開キタル港ニ來ル埠太利匈牙利國ノ臣民ハ其居留ノ日限ニ拘ハテ家屋及商品貯蓄庫ヲ貸借ニ又ハ土地ヲ借受ク以テ家屋倉庫ヲ建築スルコトヲ得右ニ記シタル國ノ臣民ハ同一ノ方法ニ依リ病院養育院學校及墓所ヲ設ケルコトヲ得此場合ニ於テ地方廳ハ豫メ領事ト協議シ前記臣民ノ居留ニ宛テタル市區並ニ前記ノ建築ニ宛テタ

ル場所ヲ指定スヘエ

賃金ノ額ニ就テハ當事者ニ於テ自由ニ協議ス
ヘシ但ニ成ルヘク地方ノ平均額ニ依ルヘシ清
國ノ有司ハ自國住民カ過當ノ賃金ヲ定メ又ハ
請求セサル様ニ之ヲ制スヘシ又領事ハ埠太利
匈牙利國ノ臣民ガ清國所有者ノ承諾ヲ得ント
欲シテ强迫ヲ用ササル様注意スヘシ

第十條

埠太利匈牙利國ノ商船ハ外國貿易ノ為メニ開
キタル港又ハ市府ニ到リ且ツ商品ヲ乗セテ一
港ヨリ他ノ一港ニ自由ニ航行スルコトヲ得ヘ
シ然レトモ其他ノ諸港ニ到リ又ハ海岸ニ於テ
密商ヲ為スコトヲ禁ス

商船が密商ヲナストキハ其積荷ノ性質價格ニ
拘ハテス清國有司ニ於テ沒収スヘシ此商船ニ
ハ計續キ貿易ヲ為スコトヲ禁スルヲ得該船が
會計ヲ整理セ損益ノ對照ヲ明ニエタルトキハ
直チニ之ヲ放逐スルコトヲ得ヘシ沒収ハ總テ
清國政府ノ利益タルヘシ清國政府ハ差押及沒
收ノ宣告ヲ有効ニ為ス前ニ最近港ニ於ケル埠

國領事ニ其旨ヲ通知入ハシ

商人又ハ商船ハ謀反人又ハ海賊ニ食料武器又
ハ軍用品ヲ供給入ルコトヲ許サス犯ストキハ
船舶積荷ヲ沒收スハシ犯罪人ハ法律ニ従テ嚴
罰スル為メニ之ヲ本國政府ニ引渡スヘシ其他
謀反人ノ占據シタル地ニ到ルコトヲ禁ス
埠太利匈牙利國政府ハ其商旗ヲ不法ニ使用ス
ルコトヲ一切、方法ニ由リ妨クヘシ

第十一條

貿易ヲ營シガ為メニ内地ニ旅行スル埠太利匈

牙利國ノ臣民ハ他國ノ臣民ト同様、税關長ノ
旅行免狀ヲ携帶スルヲ要入草ニ娛樂ノ為メニ
旅行スル者ノ為メニハ領事ヨリ旅行券ヲ發行
ス此旅行券ハ地方廳ニ於テ検査スルヲ要ス乃
テ請求ニ從ヒ此旅行券ヲ提示スルヲ要ス若シ
此旅行券が適法ナルトキハ所持人ハ旅行ヲ繼
續スルコトヲ得ヘシ且ツ此所持人ハ人ヲ雇入
レ又ハ其荷物若クハ商品ノ運送ニ供スル為メ
ニ小舟ヲ貨借スルコトヲ得ヘシ旅行者が旅行
券ヲ携帶セサルカ又ハ違法ノ處置ヲナストキ

ハ最近ノ領事館ニ處刑ノ為メ引渡スハレ但シ
右ノ旅行者ニ對シテハ必要ノ逮捕ヲ為ス外不
當ノ待遇ヲ為スコトヲ許サス開港場ヲ距ル百
里以内又ハ五日以内ノ旅行ニハ旅行券ヲ要セ
リ

本條ハ船員等ニ關係ナキモノトス此等ノ者ニ
就テハ領事地方廳協議ノ上特別ノ制限ヲ設ク
ルユトアルヘシ

澳國領事ハ紳士ノミニ旅行券ヲ附與スル心得
ナリ

第十二條

澳太利匈牙利國ノ臣民ハ清國ノ各地ヨリ番頭
通辯書記職工船子船員奴僕ヲ双方ノ合意ニ由
テ定メタル相當ノ報酬ニ對シ雇入ル、コトヲ
得ヘシ又澳太利匈牙利國ノ臣民ハ清國人ヨリ
清語又ハ地方ノ方言ヲ學習シ若シクハ清國人
ニ外國語ヲ教授スルヲ妨げサルヘシ其他澳太
利匈牙利國ニ於テ印刷ニタル書籍ヲ賣リ又ハ
清國ノ書籍ヲ買フハ妨ケナルヘシ

第十三條

清國臣民ハ澳太利匈牙利國臣民ノ清帝國ニ於
ケル財產ヲ侵害スルコトノク常ニ之ヲ保護セ
サルヘカラス清國ノ有司ハ如何ナル條件ヲ問
ハス澳太利匈牙利國臣民ノ船舶ヲ差押ハ又ハ
公私ノ目的ノ為メニ強テ之ヲ用ユルヲ許サス

第十四條

澳太利匈牙利國ニ屬スル船舶ガ貿易ノ為メニ
關キタル港ノ水面ニ來リタルトキ入港スルが
為メニ水先案内者ヲ選用スルハ其自由タルベ
シ一切ノ手數料及賦課ヲ支辯シ出航ノ準備整
ヒタルトキハ出港スル為メニ水先案内者ヲ選
用スルハ亦同一タルハシ

第十五條

澳太利匈牙利國ニ屬スル商船ガ港内ニ入舶ニ
タルトキハ稅關長ハ商船ヲ監視シ旦ツ商品審
賣ノ事實ナキヤ否ヲ見セシムル為メニ便宣ニ
従ニ一名若クハ數名ノ稅關吏ヲ派遣スヘシ此
官吏ハ其小舟ニ止ルモ又ハ商船ニ留ルモ其隨
意タルヘシ

右官吏ノ俸祿食料衣服住居等ノ費用ハ清國稅

関ノ負擔ト入該官吏ハ一切ノ賠償又ハ報酬ヲ
船長若クハ荷物受取人ヨリ請求スルヲ許サス

第六條

到着後二十四時以内ニ船舶一書類運送状等ヲ
領事ニ交付スルヲ要ス領事ハ更ニ二十四時以
後ニ税関長ニ船名噸數積荷ノ性質ヲ報告ス
船長ノ過失ニ由リ船舶到着後四十八時以内ニ
右ノ規定ヲ遵行セサルトキハ船長ハ一日ノ遲
延毎ニ五十兩ノ罰金ニ處セラルヘシ但シ罰金
ノ全額ハ二百兩ヲ超過スヘカラス

船長ハ積荷目録ノ正確ナルコトニ就キ責ヲ負
フ積荷目録ハ船中ニ在ル積荷ノ詳細ナル報告
タルヲ要ス偽妄ノ積荷目録ヲ交付スルトキハ
船長ナ五百兩ノ罰金ニ處ス但シ目録ヲ税関ニ
交付セル後二十四時以内ニ目録中ニ發見シタ
ル誤謬ノ訂正ヲ為スコトヲ得此場合ニハ罰金
ヲ科セテル、コトナレ

税関長ハ前記ノ報告ヲ得タル後船室ヲ開放ス
ル許可ヲ與ス船長ガ此許可ヲ經スシテ船室ヲ
開放シ荷揚ニ着手スルトキハ五百兩ノ罰金ニ

處セラレ荷揚ケタル積荷ハ總テ沒收セラル
ハニ

第七七條

埠太利匈牙利國ノ商人ガ商品ヲ陸上ゲシ又ハ
船積ミスルヲ要スルトキハ其都度豫メ税關長
ノ許可ヲ請ノハニ此許可ヲ經バニテ陸上ゲシ
若クハ船載ミシタル商品ハ沒收セラルヘシ

第七八條

税關長ノ許可アルニ非サレハ積荷ヲ積換エル
エトヨ許ナス許可ナクシテ甲船ヨリ乙船ニ積

換ヘタル貨物ハ沒收セラルヘシ

第七九條

埠太利匈牙利國ノ船長及商人ハ商品旅客ヲ運
送スル為メニ適宜ノ舺舟小艇ヲ貸借スルコト
ヲ得ハシ舺舟ノ賃金ハ當事者ノ自由ニ定ムル
所ニシテ清國有司ノ關セサル所ト入借リ入ル
、舺舟ノ數ニハ制限ナシ舺舟ノ營業ヲ特許權
トシ又ハ船積ミ若クハ荷揚スル商品ノ運送者
ニ舺舟ノ營業ヲ特許スルハ禁制タリ舺舟ニ於
テ密商ヲ為ストキハ寡賣ノ商品ヲ沒收スヘシ

第二十條

埠太利匈牙利國ノ商人ハ關稅表ニ掲ケタル輸出稅及ヒ輸入稅ヲ拂フヘモ但シ如何ナル場合ニ於テモ最惠國ノ商人ヨリ多ク拂ノヘカラス本條約滿期前ニ清國が外國ト關稅ノ輕減又ハ重加、商議ヲ為ス場合ニ於テ其條約が一般ニ採用セラル、トキハ埠國政府モ亦之ニ加入スヘシ

モノト見做スヘシ

木條約ノ附錄タル通商規定ハ本條約ヲ補足スルモノト見做スヘク隨テ兩締約國ヲ鷄東スル

第二十一條

價格ニ應ニテ稅ヲ課スル商品が到着レタル場合ニ於テ埠太利匈牙利國ノ商人ト清國官吏ト價格ニ就キ意見ヲ異ニスルトキハ雙方ヨリ各々商品ヲ鑑定スハキ二名若クハ三名ノ商人ヲ立會ハシムヘシ此商人中最高峰ニテ該商品ヲ買取ランストスルモノ、買價額ヲ以テ商品ノ價格ト定ムヘシ

第二十二條

關稅ハ風袋ヲ扣除シタル商品ノ正量ニ従ヒ計算ス各個ノ貨物(例ヘハ茶)ノ風袋ニ就キ商人ト税関吏ト意見ヲ異ニスルトキハ雙方各々同數(百個ヲ元位トス)ノ箱ヲ選ミ先ツ其全量ヲ測リ次ニ其正量ヲ測リ此方法ニ因テ得タル差ヲ貨物一團ノ平均風袋ト人各個ノ商品又ハ各個ノ貨物ノ風袋ヲ定ムルハ此原則ニ依ルハシ然ルニ之ニ拘ハラス他ノ事情ニ依リ意見ノ衝突が生ニ直チニ落着セナルトキハ其旨ヲ領事ニ報告スルヲ要ス領事ハ法律ト衡平トニ依リ判定告スルヲ要ス

セシムル為メニ文書ヲ税關長ニ送附スルヲ要人控告ハ二十四時以内ニ提起スルヲ要ス之ニ違フトキハ無効タリ税關長ハ事件ノ落着迄商品ノ登記ヲ延引スルヲ要ス

第二十三條

損傷アリト稱スル輸入商品ニ就テハ損傷ニ相富スル減税ヲ行フヘシ但シ紛議ヲ生シタルトナハ第二十一條ニ於テ從價税品ニ就キ定メタルト同一ノ方法ニ由リ紛議ヲ調停スルヘシ

第二十四條

埠太利勾牙利國ニ屬スル商船ノ船長ハ該船到着後四十八時以内ニ其以後ニハ又ヲ許サ入船室ヲ開カスニテ再ヒ出帆スルコトヲ得ヘシ此場合ニハ喰税ヲ拂フヲ要セス四十八時以後ニ於テハ喰税ヲ拂フヲ要ス其他ノ手數料又ハ賦課ハ入港及出航ノ際俱ニ徵收セラレサルヘシ

第二十五條

輸入税ハ貨物ヲ陸上スル時輸出税ハ貨物ヲ船積入ル時支拂ノ義務ヲ生ス船舶及積荷ヨリ支拂フヘキ喰税及關稅が悉皆支拂ハル、トキハシ其出航ヲ許スヘシ

第二十六條

賦課ノ納付ハ紋銀又ハ外國貨幣ヲ以テ清國政府ノ指定セル銀行ニナスハニ埠太利勾牙利國ノ臣民ハ他ノ外國商人ト同一ノ相場ニ於テ外國貨幣ヲ受取ルヘシ如何ナル場合ニ於テモ此相場ニ異ナリ若クハ超過スルコトヲ得ス

第二十七條

埠太利勾牙利國ニ屬スル商船ニシテ百五十噸
以上ノモノハ一噸ニ付キ四錢百五十噸未滿、
モノハ一噸ニ付キ一錢ヲ拂フハシ此手數料ノ
計算ニ就チハ英國ノ噸數ヲ以テ標準トナス
稅ヲ拂ヒタルトキハ稅關長ハ船長又ハ荷物受
取人ニ請取證ヲ交付入ハシ第二十五條ニ規定
シタル總領收證ノ日附ヨリ四ヶ月以内ニ船長
ガ入港セントスル他ノ清國ノ港ニ於ケル稅關
ニ之ヲ提示スルトキハ再ヒ磅稅ヲ請求セラレ
サルヘシ

第二十八條

璵太利勾牙利國ノ臣民ガ旅客荷物書束食料又
ハ關稅ヲ拂ハサル貨物ノ運送ニ用エル舟ハ嶼
稅ヲ拂ハサルモノトス但ニ此舟ノ同時ニ關稅
ノ義務アル商品ヲモ積載スルトキハ百五十嶼
未滿ノ船舶ノ部類ニ入り一嶼ニ付キ一錢ヲ拂
ハシテ

商事規定第七款ノ規定スル方法ニ従ヒ通過税
ヲ一時ニ拂フハ自由タルニシ

一時ニ納付スル通過税ハ關稅表ニ定メタル通
過税ノ半額トス但シ本條約ノ關稅表ニ附添シ
タル商事規定第二款ニ依リ價格ノ二割半ヲ通
過税トシテ拂フ所ノ關稅免除ノ商品ハ除外例
トス

通過税ハ關稅表ニ定メタル輸入税及輸出税＝
關係ナキモノトス輸入税及輸出税ハ合別ニ全
額ヲ徵收ス

清國政府が關稅ノ輕減重加又ハ徵收方ノ變更
ニ就キ將來外國ト商議スル場合ニ於テ其條約
が一般ニ採用セラルトキハ奧國政府ハ直テ
此條約ニ加入スヘン

第二十九條

清國ノ港ニ入舶シタル澳太利匈牙利國船ノ船
長ガ該港ニ於テ草ニ積荷ノ一部分ヲ陸上セニ
ト欲入ルトキハ此一部分ニ就テ、ニ關稅ヲ拂
フ義務ナルヘシ積荷ノ殘餘ハ他ノ港ニ運送シ
該港ニ於テ關稅ヲ納メ賣却スルコトヲ得ヘン

第三十條

沿岸航海ノ業ヲ營ム者太利勾牙利國臣民ノ船舶ハ船積ヲナシタル港ニ於テ關稅ヲ納メ且ツ陸上ヲナス港ニ於テ沿岸貿易稅(關稅ノ半額ヲ納メ以テ清國ノ產物ヲ甲闕港場ヨリ乙闕港場ニ運送スルハ自由タルヘ云他ノ港ヨリ輸入シタル右ノ清國產物ヲ一年内ニ再ニ輸出スルトキハ前記ノ船舶ハ賠還稅券(ドラウバツク、サーチフヰケート若クハチエンビアコート稱ヘルモシテ受クヘシ此賠還稅券ハ納付シタル關稅ノ

半額ヲ代表スルモノニシテ尤ラ有スルトキハ船積ノ際輸入稅ヲ納ムルニ及バズ但ダ陸上港ニ於テ沿岸貿易稅ノ半額ヲ納ムルヲ要スルノ

第三十一條

澳太利勾牙利國ノ商人ニ云テ闕港場ニ商品ヲ輸入シ該地ニ於テ關稅ヲ納メタルトキハ稅關長ヨリ再輸出ノ許可ヲ受クルコトヲ得ヘシ稅關吏ハ種々ノ詐謊ヲ防ゲガ為ニニ該商品ニ就テハ已ニ關稅ヲ納メ且ツ納稅ノ登記アリタル

ユト商標ニ毀損ナキエトヲ明ニスヘシ關稅ニ
就キ詐謬ヲ發見シタルトキハ清國政府ハ商品
ヲ沒收ス澳太利匈牙利國ノ商人ハ此ノ如キ條
件ヲ遵奉スル以上ハ外國ノ商品ヲ再ヒ外國ニ
輸出スルガ為メニ納付ニタル輸入稅ニ就キ賠
還稅券ヲ受クルコトヲ得ヘシ澳太利匈牙利國
ノ商人ハ十二ヶ月以内ニ清國ノ產物ヲ外國ニ
再輸出スルガ為メニ納付シクル沿岸貿易稅ニ
就キ賠還稅券ノ交付ヲ請求スルコトヲ得ヘシ
賠還稅券ヲ發行シタル港ノ稅關ハ賠還稅券ヲ

輸入稅及輸出稅ノ納付ニ名價ニテ受取ルモノ
トス

清國ノ他港ニ商品ヲ無稅ニ陸上スル目的ヲ以
テ賠還稅券ノ代リニ免狀(ジエンシユーダン)ヲ
受クルコトヲ得ベシ穀物ヲ積載セル澳太利匈
牙利國ノ船舶ガ積荷ノ一部分ヲモ陸上セサル
トキハ無稅ニテ積荷ヲ輸出スルコトヲ得ヘシ
清國政府が將來外國ト賠還稅券發行ノ期間(商
品陸上ノ時ヨリ起算)ニ就キ商議ヲナス場合
ニ於テ其條約が一般ニ採用セラル、トキハ澳

太利勾牙利國政府ハ直チニ此條約ニ加入スベ

シ

第三十二條

外國貿易ノ為メニ開キタル港ニ於テハ税關長
ハ廣東ノ税關ニ於テ用ユル尺度及衡ノ蒐集及
商品貨幣ヲ量ルヘキ法定ノ秤ヲ領事ノ許ニ備
置クヘシ此尺度衡及秤ハ税關ノ徵收其他支拂
ノ標準タルハシ若シ紛議ヲ生スルトキハ此標準
準ニ照ラニテ次スヘシ

迷誤ヲ塞キ且ツ統一ヲ圖ルガ為メニ右ノ尺度
及衡ハ本條約ノ商事規定第四款ニ遵應スヘキ
コトヲ茲ニ承諾ス

第三十三條

本條約違反ニ對スル罰金及沒收ハ清國政府ノ
所得タルヘシ

訴訟及審査ノ為メニ國家ノ收入ヲ害セサル為
メニ清國ノ有司ハ各港ニ於テ適宜ノ處分ヲナ
スコトヲ得ヘシ

第三十四條

敵對ノ目的ヲ有セサルカ又ハ海賊ヲ追跡スル

埠國ノ軍艦が清國ノ各港ニ到ルハ自由タルベ

シ
右ノ軍艦ガ食料ヲ購入ニ水ヲ取寄セ又ハ修繕
ヲナス場合ニハ凡テノ便宜ヲ與フベク些ノ妨
害ヲモ加フヘカラス右軍艦ノ司令官ハ清國有
司ト同等ニシテ之ト禮讓ヲ以テ交際大ヘシ此
軍艦ヨリ賦課ヲ徵收スルコトヲ得ス

第三十五條

埠太利匈牙利國ノ商船が難破シタルトキ又ハ
座礁シタルトキ入ハ清國皇帝ノ領域ニ遁レ入
ルコトノ止ムヘカラサルトキハ清國ノ有司ハ
此事ノ報告ニ接スルヤ直テニ猶豫ナク船舶救
護ノ處分ヲナスヘシ船中ノ人ハ親切ニ取扱フ
ヘシ必要ノ場合ニハ此人々ニ最近ノ領事所在
地ニ航行スヘキ材料ヲ與フヘシ

第三十六條

水夫其他ノ者ガ埠太利匈牙利國ノ軍艦又ハ商
船ヨリ逃亡シタルトキハ清國ノ有司ハ領事ノ
請求ニ依リ領事ナキトキハ船長ノ請求ニ依リ
逃亡者ノ登見ニ領事又ハ船長ノ手ニ引渡ス為

メ必要ノ處分ヲナスヘシ

清國ノ逃亡人又ハ犯罪ノ為メニ追跡セテレタ
ルモノガ澳太利匈牙利國臣民ノ家屋又ハ船舶
ノ内ニ逃ケ入りタルトキハ地方廳ハ澳國ノ領
事ニ申出ツルコトヲ得ヘシ澳國領事ハ右ノ者
ヲ引渡スヘキ必要ノ處分ヲナスヘシ

第三十七條

澳太利匈牙利國ノ船舶ガ清國ノ領海ニ於テ海
賊ノ劫掠ニ遇フトキハ清國ノ有司ガ逮捕及處
罰ノ為メニ一切ノ方法ヲ盡スハ其義務ナリト
ス劫掠セラレタル財貨ハ領事ニ引渡スヘシ領
事ハ之ヲ所有者ニ還附スベシ海賊ヲ逮捕スル
能ハス將タ劫掠セラレタル財貨ヲ還附スル能
ハサルトキハ清國ノ法ニ照テシ清國ノ有司ヲ
罰スヘシ但シ劫掠セラレタル財貨ヲ賠償スル
義務ナキモノトス

第三十八條

澳太利匈牙利國ノ臣民ガ清國ノ臣民ニ對ニ苦
状ヲ鳴テ大理由ナルトキハ先づ領事ノ許ニ到
リ苦情ノ事由ヲ聞陳スヘシ領事ハ事件ヲ審査

シタル後和解ノ勞ヲ取ルベシ

清國臣民ガ澳太利勾牙利國臣民ニ對シテ苦情
ヲ鳴テストキニモ領事ハ之ヲ訊問シ和解ヲナ
入ベシ

右二個ノ場合ニ和解ノ効果ナキトキハ領事ハ
職權アル清國有司ノ立會ヲ請求シ兩々相協同
シテ衡平ニ依リ事件ヲ裁判スルモノトス

第三十九條

澳太利勾牙利國ノ臣民ニ對シ罪ヲ犯シタル清
國臣民ハ清國ノ有司之ヲ逮捕シ清國ノ法律ニ
照テシテ處罰スヘシ

清國ノ臣民ニ對シ罪ヲ犯シタル澳太利勾牙利
國臣民ハ領事之ヲ逮捕シ澳太利勾牙利國ノ法
律ニ照テシテ處罰スヘシ

第四十條

澳太利勾牙利國臣民間ニ於ケル財產身分ノ爭
訟ハ澳國官廳ノ裁判權ニ從フ澳太利勾牙利國
臣民ト外國臣民間ノ争訟ハ清國ニ於テハ澳太
利勾牙利國ト外國トノ間ニ締結シタル條約ニ
於テ之ヲ決シ清國政府ハ之ニ干渉スル權利ナ

シ但シ清國臣民が争訟ニ関係ツ有スルトキハ
清國有司ハ如何ナル場合ヲ問ハス本條約第三
十八條及第三十九條ニ依リ訴訟ニ參與スルモ
ノトス

第四十一條

清國ノ有司ハ常ニ奧太利匈牙利國臣民ノ身體
財產ヲ十分保護スハシ該臣民が侮辱又ハ暴行
ヲ受クル場合ニ於テ殊ニ然リトス

強盜放火ノ場合ニハ地方廳ハ奪取セラレタル
財物ヲ取戻ス為メニ混亂ヲ鎮靜スル為メニ犯
罪者ヲ逮捕スル為メニ適宜ノ處分ヲ為スハシ
犯罪者ハ法律ニ従テ罰スヘシ

地方廳が犯罪者ヲ逮捕スルコト能ハサルトキ
ハ清國政府が清國ノ法律ニ依リ該地方廳ヲ罰
スル外他ノ賠償ヲ清國政府ニ求メザルモノト
ス

第四十二條

奥太利匈牙利國臣民ノ債務者タル清國臣民が
其債務ヲ辨済スルコトヲ解リ又ハ惡意ヲ以テ
逃亡タルトキハ清國有司ハ逃亡者ヲ逮捕シ

債務者ヲシテ強テ辨済セシムル為メニ成ニ能
フベキ一切ノ方法ヲ利用スヘシ

澳太利匈牙利國ノ官廳モ亦澳太利匈牙利國臣
民ヲシテ清國臣民ニ對スル債務ヲ強テ辨済セ
シムル為メニ一旦ワ澳太利匈牙利國臣民ガ忠意
ヲ以テ逃亡シタルトキハ之ヲ裁判所ニ引致ス
ル為メニ成ニ能フヘキ一切ノ事ヲナスヘシ
但シ清國政府及皇帝國王聖徒陛下ノ政府ハ如
何ナル場合ニ於テモ自國臣民ノ債務ニ對シテ
責ヲ負フヘカラス

第四十三條

澳太利匈牙利國並ニ其臣民ハ清國皇帝陛下ガ
現在及将来ニ於テ外國政府又ハ其臣民ニ附與
スル一切ノ特權自由及利益ニ全然均沾スベシ
關稅表又ハ關稅ノ規定喰稅ノ規定入港稅ノ規
定輸出入ノ規定及通過ノ規定ニ變更又ハ制限
ヲ生シタル場合ニ此變更又ハ制限ガ一般ニ採
用セテル、トキハ特別ノ條約ヲ待タス澳太利
匈牙利國、商人及商船ニ直ニ適用セニルベ

澳大利匈牙利國ノ領地ニ在ル清國臣民ハ最惠
國ノ臣民ト同一ニ取扱ハルヘ

第四十四條

兩締約國ハ各々十年ノ後ニ關稅表ノ改正並ニ
本條約中通商ニ關スル條項ノ改正ヲ請求スバ
キ權利アルコトヲ茲ニ承諾ス但シ十年後六ヶ
月以内ニ請求ヲナサ、ルトキハ關稅表ハ前記
期限ヨリ起算シ十ヶ年間引キ續キ有効タルベ
シ其後十ヶ年ヲ経過スル毎ニ同一ノ方法ニ依

但シ初期ノ十ヶ年内ニ清國が目下清國ト條約
ヲ締結セル國ト條約、改正又ハ關稅表ノ改正
ヲ行フトキハ皇帝國王聖徒陛下、政府ハ直テ
ニ改正ノ利益ヲ享受スヘシ

第四十五條

本條約ノ批准ハ本條約調印ノ日ヨリ起算シ一
ヶ年以内ニ上海又ハ天津ニ於テ交換スハシ

清佛間締結修好通商航海條約

付録

本件は日本と清の間で締結された通商航海條約

本件は日本と清の間で締結された通商航海條約

本件は日本と清の間で締結された通商航海條約

○清佛間緒結和親通商航海條約

一千八百四十一九年九月二十四日ウランボ
ニテ調印シ一千八百四十五年八月ニア
カオニテ批准シタルモノトニ

第一條

一方ハ佛蘭西人；皇帝陛下他方ハ清國皇帝
下上同并ニ兩帝國，民人臣隸間ニ人ト堪
ノ除外無ク不易ナル平和永久ナル親睦アル
ニ何人ニ高貴ナル締約者双方ノ領土内ニ在
キハ身體財産上完全ナル保護ヲ享有スヘ
リ

第二條

自今佛國人及七其家眷ハ何等ノ妨礙割限シ
受ケ又安金ニ廣東廈門寧波福州上海開港市
場、往來之居留、商業、營利ヲ得佛國、船舶
ハ前記開港、於テ自由ニ貿易ヲ為シ隨處ニ破
泊シ又該港開、往來又ハラ得ヘシ然ニ既清國
他所何、該港入航ノ商業取引、行フコ
ト旨、沿海地、於テ究焉實ニ為スニ止ヨ嚴禁
又本条ニ當付、陽合、ノ第三十條ニ記載セル
除外例、外右船舶、積荷ハ清國政府ニ沒收ス
ル得ヘシ但ニ請同政府ハ左抑ヘ後未々通法

二沒收ヲ否復ナ、ハ誰在、莫首ヲ最近開港駐
在佛國領事官、端勝又ハヲ要ス

第三條

五港内佛國人ニ屬ス、各種、財產ハ清國人ヨ
リ不可侵モ、主見微、終始尊重ヒラルヘシ
如何ナハコトアリトモ清國官吏ハ佛國、船舶
ヲ抑留ス、ヲ擧ガルヘタ又加征ナハ公私、
途、金ナリトセ之ヲ徵収スルヲ得サルヘシ

第四條

佛國人、自京陞下ハ前記五港ニ領事官若ク

八

領事代弁ヲ任命シ以テ清國官吏ト併國商人ト
中間者トナニ約定諸規則、嚴守ヲ駆策セし
ムヘシ

領事官又ハ領事代弁ノ身分相違ナル禮遇優待
ヲ受ケヘリ既在地ノ高等官吏ト公務上、交際
往復ハ双方最モ完全十八對等ニ行ハルヘシ才
一其高華官吏、靈通ニ付生訴スヘキ場合ニハ
之ヲ九藩、監督ニ充ミ五港監督在ラサレハ地
方、高官ニ之ヲ直訴又ヘリ五港監督又ハ地方
高官ハ其訴件、然亦ニ曉局クヘキハ曉局クヘ
高官ハ其訴件、然亦ニ曉局クヘキハ曉局クヘ

領事官又ハ領事代弁不在十八トキハ佛國、昭
長商人ハ支國領事、周旋、猶ミ或ハ若ニ斯ク
為ニ誰ニ瑞合ニハ税關長ニ直諭ヲ為スニ隨意
タルヘシ但ニ其瑞合ニ右税關長ハ船長商入
ニ本條約、利潤ヲ收悉シムヘキ方法ヲ考量實
行スヘシ

第五條

佛國人、皇帝陛下ハ高級吏員、秩序紀律ヲ
保テ領事職權ヲ執行シ復セニ才高メイ五港各所

ニ一軍艦ヲ完繫セシムヲ得ヘシ而シテ右軍
艦在港ニ伴フテ何等ノ弊害ヲモ生セサム
ヘキ久置ヨ尽ニ各艦長ハ陸地交通并ニ麥田島
警備ニ閣シテハ第二十三條記載ノ規定ヲ履行
セシムヘキ命令ヲ受クヘシ尤モ佛國軍艦ハ如
何ナル謀叛ヲエ受クヘキモノニ非サルコト勿
論ナリトス

第六條

五開港場：於テ佛國，商業者，徵收入ル輸出
入税ハ本條約書ニ附加之双方全權委員ノ署名

調印ヲ終ニル程別ニ由リテ交換セシムヘシ將
來右稅額ヲ厚加スルニトラ茲ニ堅ク禁シ何種
ノ附加稅事ハ夏坦ヲ以テ復不_ノト得入
能トナリトス

佛國人ハ本條約書印一日ニ於テ別冊稅則品目
並制局ナルコトヲ明示セラシ或ハ專賣局トレ
ニ特定セラレシモ一、外其他一端、貨物ニ付
テハ前記寫我ヲ約了セハ佛國及ヒ外國ノ港
ヨリ清國ヘ之ヲ輸入スルコト并ニ之ヲ清國ヨ
リ何地ヘ向ケテナリトス輸出スルコト自由ナ

禁制品又、專賣品ト定メタル物品ノ數ニ至テ
ハ清國政府後日之ヲ自由ニ押加スルノ權ヲ棄
タルニ由リ然レバ佛國政府ト協議シ其全實ナル
承諾アリニ非サレハ税則中何等、變更ヲモ施
スヲ得サルヘシ

税則并ニ現行、諸條約或ハ追テ締結セラルヘ
キ諸条約中記入之タル或ハ記入スハキ従テ、
規定ニ關シテハ清國ニ在ル佛國商人其他一般
、佛國民ハ、始終到底最惠國民、取扱ヲ蒙ク

八 指アルコトヲ茲ニ明言唯足ス。

第七條

總テ佛國ノ貨物ハ五港中向ヒニ於テナリトテ
税則ニ照ラシ海關稅ヲ算定納了セし後ハ通過
税、外向等、増税ヲ元譯セラル、コトナク清
國商人ハ、經ニ内地ヘ轉送セラル、ヲ得ヘシ其
通過税ハ現行、低廉ナル税率ニ從テ徵收之時
未幾天晴加減、一ニセ、ニ非シス
爰ニ清國稅關ノ更貿本余并ニ前条ノ明文ニ達
旨テ不法ナル報酬ヲ要求シ或ハ法外ナル關

税ヲ徵收セシトキヘ中國ノ法律ニ從テ四罰セラ

第八條

正當法ナル規則公布アルニ由リ今後係テ密
賣買ノ過誤無カヘテヲ以テ立港ニ於テ佛國
商船ニ斯ル所犯アリトハ推測スヘキニ非サシ
天君之犯跡アハ陽合ニハ佛國船舶商ハ商人ノ
前記港場中・何しニ於テナリトモ審輸入セル
貨物ハ其種類價格ノ如何ニ係ハス其他詐偽
チ以テ陸揚シタル係テノ搜刮貨物ト同シク地

方官吏ニ押收セラレ清國政府ニ沒收セラルヘ
シ加之清國政府ハ稅則違背現行犯認
船舶之對其便宜三得清國之入帆船禁波會計清
算後直ニ出帆ヲ強ニル不得ヘシ
若し外國船詐リテ佛國ノ旗章ヲ掲ケルコトア
ラハ佛國政府ハ其支用ヲ禁過スルニ必至ノ處
断ラ施スヘシ

第九條

裏ニ廣東ニ於テ或ハ日本之名稱
テ聞ヘタル特許組合ハ違法ニ廢止セラシ
ニ以

由リ今後佛國人ハ五港ニ於テ其望ム所、清國
臣民ヲ對キトシ其身分、如何ヲ問ハス又何人
干渉ヲ要セス。輸出入貨物ノ賣買ヲ約定スル
コト隨意タルヘシ。清國臣民ハ今後貿易為利
右ノ月的ニテ何等、特許組合元締結ノ
程毛細新設スルヲ得ス。

本條違反、噶合、清國官吏ハ領事官差クハ領
事代辦、具狀ニ接セシ上ハ右、和キ聯合ヲ解
散スヘキ方法ヲ調查實行スヘシ尤ニ自由競争
ヲ害スヘキ諸般、事務院防セシカ爲メ豫戒

令ヲ布キテ聯合、成立ヲ未然ニ制遏スルコト
ニ尽カスヘシ。

第十條

時秉清國人中併國籍長居クハ商人、債券者ト
成リ詐偽其他、手段ヲ用ヒテ損害ヲ償償、債權者
被ラス者ナヘ共債權者ハ從事ノ連帶責任ヲ負
用スルヲ得サルヘシ。唯々領事官ヲ經由シテ地
方官ニ訴フル得ル而已。地方官ハ案件ヲ審査マ
之後、司法ニ從ヒ被告ヲ強制シテ約束ヲ履行セ
シムルニ解凍ナカハヘシ。並ヒに債券者、居所

不明或ハ死亡シ或ハ破産シ或ハ弁償シ足ハ
キ餘財ナキトキ佛國商人清同官吏ノ担保ヲ
シテコト能ニサルヘシ

佛國商人一方ニ訴訟シ不償還ノ場合天亦久
前記、陽合ト企シ少領事官ノ要求者ニ援助ヲ
與フハコ得ルト法モ夫力為メニ領事官天其本
國政府ニ度ニ其責ニ當ラサルヘシ

第十一條

佛國船舶五周港場、近海ニ到着、時八直ニ
港内ニ獨占セしメン為ノ其過当ト認ムル水先

案内者ヲ傭入ル、ノ權能ヲ有シ而シテ一旦
債權人諸氏ノ年セシ後出帆、準備整ヒシ時
エ亦逕港ナク延期ナク生港シ得ンカ為メ未
ト折ノ水先案内者ヲ認ムル水先
凡ソ佛國船舶、爲メ水先案内、營業ノ志願ス
ル者ハ船長三名、證明狀シ添ヘ生願ニ及フ時
ハ佛國領事官ハ他、諸國一如キ同様ナル手續
ニテ之ヲ取扱ヒ定備ト爲スヘレ領事官又ハ領
事代弁ハ水先案内者、詰料トシテ各港各別
正當ナル金額ヲ定メ且ツ航行、距離ト情況ヲ

臨機斟酌スル所アルヘ

第十二條

水先案内者ノ嚮導ニテ佛國商船入港スルト直
ニ税關長ハ本船ヲ監視ニ何等ノ詐偽モ防ガ
オ爲メ屬吏吏員名ヲ本船ヘ派遣スヘシ該吏員
ハ本船内ニ詰メ或ハ案未リシ端舟ニ止マルコ
ト其隨意ナリトス

其給料衣食費ヘ清國税關ノ負担ニ屬シ其船長
或ハ積荷受託人ヨリ何等ノ報酬等ヲ要求スル
ヲ得サハヘシ

第三テ前記規定ニ觸ル時ハ厘取金額ノ多少
相應スル懲戒ニ當テ且ツ厘取金額全額ヲ償還
セシムヘシ

第十三條

佛國商船ノ立港ニ到着後二十四時間以内
船長ハ正當ナル故障ナキ以上ハ船ヲ佛國領事
廳ニ士頭ニ領事官ニ船體銀船積証書積荷目録
ヲ渡スハ之船長在ラリシ人積荷取扱業者又ハ
積荷受託者ニ於テ右手續ヲ尽スヘシ次ノ二十
四時間以内ニ領事官ハ船名船員名簿

傳教

積載貨物、種類ヲ記載シタル明細書ヲ認メ之
ヲ祝開長ニ送達スヘシ
万一眼長ノ懈怠ニ依リ着港後四十八時間以内
ニ右最後ノ手續ヲ行フコトヲ得サリシ場合ニ
ハ船長ハ遅延一日毎ニ金五拾ピヤストル、割
ナル罰金ニ及セラハヘシ而ニテ甚罰金ハ清國
政府、所得ニ帰スヘビ但シ罰金ノ最高額計百
ピヤストハラ通過セしメス船長ハ領事官傳
達ノ明細書ヲ受領次第船底開封ノ免狀(荷揚免
狀)ヲ交付スヘシ

若ニ船長免狀受領前ニ船底ヲ開キ荷卸ヲ始メ
シナラハ罰金々五百ピヤストルニ及スルヲ得
又陸揚セシ貨物ハ押收スルヲ得ヘシ而シラ何
シモ皆清國政府ノ所得ニ帰スヘシ

第十四條
銀テ清國、一港ニヘリタハ偏國船ニシテ取扱
第十五條：記載セル陸揚免狀ヲ未タ受ケサ
リシモノハ追ツテ貨物ナ賣却スヘキ港、於テ喰
税、海關稅ヲ拂フ上ハ現ニ大ヲ拂フニ及ハス
港後二日以内ニ其港ヲ去リ他港ニ轉入ル
得

第十五條

前条、二日ノ期限満ナタル後貨物陸揚着手前
ニ佛國船ハ向ニテ大・規定ニ從ニテ噸税ヲ

完納スヘシ

並記載

積百立

及噸以上ノ船ハ一佛噸每ニ全

五マス即千三兩割

噸容積百五十於噸以下ノ船ハ一佛噸每ニ全

五マス即千三兩割

噸容積百五十於噸以下ノ船ハ一佛噸每ニ全

五マス即千三兩割

他、附加税ハ茲ニ全廢而今後其代

付前船舶登着ニ際シ課シタハ一功、手料其

他、附加税ハ茲ニ全廢而今後其代

等、附加税ヲ新設スルヲ得ナハヘシ
頓駁税ヲ埠ノ時役處長ハ船長又ハ積荷業者
ハ頓駁税完納済証明書式認ナシ領收証
ヲ交付スヘシ

佛國ノ船舶ハ海外ヨリ清國ニ至ヘキニ渡航
ニ唯ア一回ノ頓駁税、納付スヘキヲ以テ船
長隨意ニ到ル所、上港中何レニ於テミ右證明
ヲ各所、税關長ニ持度セしメハ同船ノ頓駁税
事課ヲ免ルヘシ

佛國ノバルク形船、ゴエット形船沿岸航行用

船與他小形船舶ノ甲板アルモノ或ハ無キモノ
ニシテ本舶來之柴、菓物、布、便食品等諸ニ課税
セナリキ物品、運搬、使用スル者ハ略加税
ヲ免除ス居シ又以上列記スヘ小船ヲ以テ免稅
馬・牛馬・貨物ヲ運輸スルトキハ容積百五
噸以下船頭部類シ一噸毎ニ金走マス
ノ割合同様シ一噸毎ニ金走マス
時ナリトモ清國ヨシク形其他、船舶ヲ借入
ルヲ得同船舶ノ何等ノ類似段ヲモ課セラル、
コト無カル。

第十六條

佛國之人ハ船積ミ又ハ陸揚ケナスヘキ貨物
有スヘ都度先づ其明細書ヲ領事官又ハ領事代
弁ニ交付スルヲ事又領事官又ハ領事代弁ニ即
時領事官出入、通事ニ存シテ右明細書ヲ税關
長ニ通達セしム
税關長、即座に船積又ハ陸揚先狀ヲ交付
貨物ノ検査ニ着手スヘシ其検査ノ双方何
万一、損失無ニ様最モ穩當ナル方式、於ニ行
フヘシ收稅額清算、其貨物税金、行フ筋佛國

商人ハ自己ノ利益・監査・専メ自身ニ立合
ヲ欲セサヒ相当ノ資格アル人ヲ代者トシ
・検査・現場ニ立合ハシムルヲ要又然ラサル
時ハ後日ニ至リ何等ノ要求ヲ為ストモ無効タ
ヒハレ

從價税ヲ課又ヘチ貨物ニ關し價格評定上伊國
商人ト清國官吏ト間ニ異論アルトキハ双方
各二三名、商人ト招テ貨物ヲ鑒定セシノニ末
鑒定人中、一名、評定シタル最高價ヲ以テ該
貨物、與價ト是微久ヘシ

又
貨物ハ重量ニ由リテ徵稅スル故ニ其量目ハ貨
物、容器又ヘ外裝被、自方ヲ控除シテ計算ス
ルミナリト又徵稅額評定上伊國商人ト清國
官吏ト意見合同一能ハナリナハ双方各其論卒
物又ハ荷物中ヨリ画形及ヘ倒形、荷物若干ヲ
擇出シ荷造リ、僅重量ヲ計リシ後其徵稅ヲ定
ムヘシ斯ハテ其平均稅額ハ餘ノ荷物課稅ノ
目安トナルヘシ若ニ検査降歩^{更ニ}論卒起リテ決セ
サルトキハ伊國商人ノ領事官ノ仲裁ヲ請求ス
ルヲ得領事官ハ即時ニ論卒、件ヲ稅關長ニ通

和し兩者へ捷便ナル調停ヲ得シコトニ盡力ス
ヘシ此シナカラ領事事件訴ノ請求ハ二十四時間
以内ニ為サ、又ニ於テハ採用セラシサルヘシ
論争ノ裁判未定中ハ税關長論卓^{事件ヲ}帳簿^{係物事}
ニ登記セシテ其難件、調查和解ニ充分ノ餘
地ヲ存スヘシ

輸入貨物ノ損傷セシモハ其落價ニ比例シテ
減税アルヘシ但シ落價、見積リハ公平ニ度ム
ヘ之必要アラム對寄鑒定ニ由ルヘキコトハ前
項後方税詳定ニ開シ規定シタルオ如シ

第十七條

凡テ佛國船舶ノ五港中ノ一ヶ所ニ入り積載貨
物、一部分ヲ而已同所ニ陸揚セント税アル者
ハ陸揚セシ物昂ニ限リ廻税ヲ拂フヘシ殘餘
貨物ノ之ヲ他港ニ轉送賣却スルヲ得是レ、對
スル開稅^ハ同所^ノジテ拂^ハシヘシ
佛國人帆ニ一港ニ於テ貨物ニ對スル諸稅ヲ拂ヒ
タハ後同貨物ヲ再輸出^{スル}他港ニ於テ責拂ハ
ト欲スル^{トキ}某處^ノ其辦旨^ヲ領事官又ヘ領
事代弁^{申出}ヘシ領事、又テ税關長ニ報シ
稅

關長ハ貨物ノ同一ナルコト
ヲ見失シ後請求者古貨物ニ渉スル税ハ全
ク拂濟ナル証明状ヲ請求者ニ渡スヘシ且
明狀ヲ携帶スル佛國商人他港ニ第ニシトキ
領事官ヲ徑由シテ之ヲ徴關長ニ差出セハ税
長ハ積前貨物中臺ニ納税済トナリ部分
對之遲滯ナク又手數料ヲ要セズ無税陸揚税狀
ヲ交付スヘシ然ニナカニ若シ再輸出入シタル
貨物中ニ詐偽又ハ匿輸入、徴稅アヘ時ハ一齊
調査、上基實地合併清國政府、漫四スヘシ

第十八條
双方協議、上左、如ク定ム
輸入税、貨物ヲ漸次陸揚シテ検査ヲ終了ス
ルニ後、併同、船長或ニ商人、於ク之ヲ納ム
輸送元亦船積、降右同様、手續ヲ以テ納ム
ヘシ
佛國、船舶ノ頓卸税、全部ヲ先納又シト
キハ税官長ハ該受領証ヲ交はスヘシ領事館
領證ヲ一圓又ハ銀儲鐵ヲ船長ニ交付シ
出帆

ヲ許スヘシ

税関長ハ佛國商人日本清國政府ニ納付保ル
税金ヲ受領又ヘキ適用兩替店一軒若クハ故軒
ヲ指定シヘシ茲テ同店ヘ拂之全額ノ受領証ハ
清國政府領收証ト見做ルヘシ
但シ右支拂ハ銀或ハ外國貨幣ヲ使用スル
ヲ得ヘシ但シ其銀ノ銀トノ比較價格ハ各港別
々ニ時ト所ト現況トニ從ヒ佛國領事官或ハ領
事代弁ト税關長ト商議シ双方承諾ノ上確定ス
ルモノナリトス

第十九條

五港ニ於テハ各所芝税關長ハ貨物并銀ヲ秤
ハヘキ法定天秤ノ外度量及ヒ秤鐘ヲ自ラ備ヘ
且又佛國領事廳^ハ納置^ハヘシ但シ度量秤鐘ハ廣
東銀圓現行ノ度量秤鐘ト厘毛達ハサルモノ^ハ
シテ其額ノ音^ハ認ムヘ捨印及^ハ証印ヲ付シタ
ルモノナラフ要ス

前記度量衡ヲ標準原器トニテ備ヘ置キ税額ノ
清算並^ハ其他清國政府ヘ拂之計算ハ該テ之
基^ハ貨物ノ目方及^ハ寸尺^ハ付テ論算^ハ成

令ニ、右標準ニ照ラシテ、裁決アハヘ。

第二十條

貨物轉載不得已トキハ、領事官ノ允許ヲ請フヘ
シ、領事官証状ヲ下付スシ、ハ、税關長ノ之ヲ接觸
ノ上、轉載ヲ許可スヘシ。夫シ、日本税關長ハ、何時
ナリトモ、屬僚ヲ派出シテ、臨検セしムルコトヲ
得ヘシ。

現在危險ノハ場合、外國テ官許ナキ轉載ヲ成

ニ傷亡ニ人道法時載ニ係ル貨物令部、清國
政府ニ没收セラルヘキセノトス

第二十一條

佛國船長高人ノ貨物、乗客、楊ケ卸シ、為ノ本船
通ニ盤盤端子其種類、如何ノ間ヘス好く所、
者ヲ借入ル、不得ヘシ而シテ借入料全額ハ、當
事者相討ニテ取極メ清國官吏、船歩ヲ要セ
隨ニ右運送船ニ關シ訴偽アリ或ハ、其詮文スル
等、場合ニ清國政府ハ擔保、責シ貢ヲコト無

レ

右運送端艇、員數ハ制限スヘカラス又向人ニ
莫貨貨車ヲ盤断セシムルコトアルヘカラス
貨物揚卸ミラ營業トスル姐夫ニ屬シテモ亦タ
右同断ナリトス

第二十二條

凡テ第二條ノ規定、依遵シテ立港、何シヘナ
リトモ到着之ハ佛國人ハ滞在期ノ長短ニ拘ハ
リス同所ニ家屋倉庫ヲ借り入シテ貨物ヲ藏メ
或ヒ土地ヲ借りリテ自ラ家屋倉庫新築セシムル
ヲ得ヘシ

佛國人ハ右家屋居庫ト同シク天主堂、病院、裁縫
院、學校ヲ建テ墓地ヲ設クハ不得ヘシ之カ爲メ
地方官ハ領事官ト協議、後佛國人居住ノ為メ
アニ前記各種、建設物ニ最ニ適者ナル地區ヲ
指定スヘシ

賃借、地所家屋料ハ可成其地平均額ニ準シ前
事者間隨處ニ之ヲ議定スヘシ但ニ清國官吏ハ
自國臣民外ハ人掛ナ直ニ爲シ或ハ法外ナ
ハ請於ラ為ニ等、弊ノ防ナヘニ領事官ハ仏國人
才地所家屋所有主ヲシテ無理ニ差諾セシメ

ニカ為メ暴行強制、行為無力ラシノンコト
注意スヘニ又五港之於テ仏國人ニ割苗ハ家屋
標數土地面積ハ制限アルヘカラス有權者ノ需
用便宣ニ應シテ定メラル、コト勿論ナリトス
居之清國人中ニ佛國人ノ天主堂或ヘ墓地ヲ侵
害シ或ヘ破壊スル者アラヘ其犯人ハ國法ニ依
リ嚴罰セラルヘシ

第二十三條

五港ノ何シナリトモ居住シ事ヘ一時常在スレ
佛國人ハ清國人ト同シ自由ヲ以テ附近ノ地ヲ
テ高業ヲ營ム得ス

五港碇泊船舶、來組員モ亦タ右邊界ヲ越エル
コトアルヘカラス水夫上陸、節ハ特別取締法
ヲ守ラシムヘシ領事官ハ安販販緝法ヲ規定シ
地方官ニ之ヲ通知シ置キ族ハク佛國船員ト
土人トノ間ニ革罰、擇会ヲ豫防スル様ニ爲ス

万一本条規定・背キテ仙國人中何人ナリト
曉異外ニ出テ又ハ深ク内地ニ入ル者アラヘ清
國官吏ハ之ヲ拘留スルヲ得而シテ安傷合ニ
セシムルヲ要ス然ニア莫拘留送ノ際佛國人
ヲ擲打ニ負傷セシメ其他些クナリトモ酷待
加フニ事アラヘ兩帝國間ニ永存スヘキ親睦ヲ
害スル怨ニアルヲ以テ古ハ何人ニ對シテモ堅
ク咎勞スヘモトトス

第二十四條

五港・佛國人・會計方・通事・書記・職工・船夫・僕婢
ヲ自由ニ雇ヒ入ル・得産主雇人或ニ領事官
ノ仲立ニテ其詮科ヲ定ムヘシ
又佛國人ハ清國ノ言語文字或ニ序圖内現存ノ
方言臺ヲ些少ニ爲シノ教師トニテ或ニ書キ物ニ
關シ文學理學研究ニ關シ補助者トシテ莫地ノ
壁士ヲ雇聘スルヲ得ヘレ又復テノ清國臣民ヘ
佛詔或ニハ外國語ヲ教授シ且ツ仏國書籍ヲ他
妨害ヲ営ムクスニ賣渡シ或ニ清國書籍ノ各種
ヲ求スルヲ得ヘレ

第二十五條

佛國・民人清國人ニ對し出訴或ヘ要永・件ア
ルトキハ先ツ其次第ヲ領事官ニ開陳スルヲ要
ス領事官ハ其案件ヲ調査セシ後移便ニ調停ヤ
シムルコト・尽力スヘシ是レト同シテ清國人
佛國人・對シ訴ヲヘテ場合ニハ領事官ハ盤惑
ニ清國人モ承・次第モ賜・千穫便ナハ調停ヲ工
夫スヘシ

件ヲ接種セシ後公平ニ判決シ下スヘシ

第二十六條

今後五港、於テ佛國民人中清國臣民ニ一或ハ
獨占ヲ蒙リ或ヘ凌辱虐待ヲ受クル者アラハ地
方官ハ加害清國人ヲ捕縛シ佛國人ノ保護防衛
ニ必至ナル如ク行フヘシ況ニヤ先達或ヘ犯
乱・後アリテ佛國人・家屋倉庫若シクヘ凡テ
其設立シタル建造物ヲ劫掠シ破壊シ或ヘ燒
ニト謀ハシ於テハ地方官ハ領事官ノ請求
ハト否トニ拘ハラズ早急出兵シテ亂徒ヲ解散

セシノ犯人ヲ捕うハ法律ノ嚴ニキニ由リテ
索刑スヘシ但シ権利者ヨリ損害賠償ヲ要求ス
ルヲ妨ケサルヘレ

第二十七條

若シ不幸ニシテ若干ノ仏國人ト清國人トノ間
喧嘩争鬭、起リシ場合并ニ一争鬭中銃撃或
ハ其他ニ一名或ハ數名ノ死傷者ヲ生セし事
合ニヘ園係清國人ハ清國官吏之ヲ捕リ押ヘ吟
味シニ罰スヘヤ廉アラハ國法ニ照ラシテ處分
スヘシ園係佛國人ハ領事官ノ請求ニ依リ捕リ

押ヘラハヘシ而シテ領事官ハ追テ佛國政府ノ
宣ムヘキ規定法式ニ従ヒテ被告ヲニテ佛國法
律専徳、効力ヲ受ケシメンカ為メ必娶ナル諸
テノ處置ヲ接ルヘシ

端ニテ佛國人カ五名：於テ犯人所ノ重牴罰
ノ如刑ニ關シテハ始於佛國ノ法律ニ從フヘキ
コトヲ原則ト爲スニ由リ前掲犯罪ニ類似ノ傷
害ニシテ本條例ニ規定セサハ場合は亦前掲犯
罪ノ傷害ト同一ナハ處分アヘヘシ

第二十八條

五港在留仙國人相互通ニ各種ノ難件爭事起
ハ場合ニ本其伴國人ハ佛國人哉利權轉属ス
ヘシ

佛國人ト外國人トノ間ニ妨擾生セシ場合ハ清
國官吏ハ臺モ之ニ渉涉又ヘカラサルコト勿論
ナリトス

清國官吏ハ佛國商船對シテ亦同シテ何等
ノ處置ヲ行フヘカラス佛國ハ商船ハ佛國官吏
及々其船長ノ支配ニ限ルモノトス

第二十九條

佛國ハ商船中誘劫貨輪、海辺ニ於ニ海賊ヨリ
襲撃セリ又ハ劫掠セラレシモノアル場合ニ
ハ最等地、文武官吏ハ右賊難ノ警報ニ接スル
ヤ否ヤ嚴シテ先行者ヲ搜索シ逮捕シシ
漏洩シテ元本件以テ公私不利益トナク外漏シ
計謀置法

奪掠ニ係ハ貨物向レノ地又如何ナル有様ニ
テ發見セラルトニ有權者ニ呈付スル件アル
事官ニ之ヲ引渡スヘシ万一犯人ヲ捕縛スル
得ヌ又職員全部ヲ取レ庚シ得サルトキハ清
國ヲ領於

官吏ハ此場合ニ適用スヘキ法定ノ刑罰ニ服

スヘシト呈ハ陪償ノ責任アリヘキ者ニ非ス

第三十條

佛國軍艦ニシテ商事保護ノ為メ巡邏スルモノハ船ヲ支拂フ以テ待遇スラシ其到ハ清國何シ
ノ港ニ於テモ斯ノ取扱ハハヘシ
同所ニ於テ人或軍艦ノ要スル糧々ナル食局傳
搬品等ヲ賄買スルヲ得ヘノ而シテ破損ヲ生文
二傷合ハ修繕ヲ加ヘ又其目的ニテ必需要ナル
材料ヲ請求スル等以上ノ事皆聊カノ妨碍モ受

ナス行人入ヘシ

佛國商船、大破損ニ由リ又ハ其他ノ事故ニ由
リ不得已入港避難スルモノモ亦其港ハ清國ノ
如何ナハ港ナハニ天竺右軍艦ト同様ニ取扱
ハルヘシ
居シ其商船中海言ニ於テ難破セシモノハルト
キハ現場最近地、清同官吏其報告ニ接ヘルマ
助座ニ座組員、救助ヲ許リ客座用具ヲ供給シ
且ツ船体并、貨物保全ニ急要ナル置ヲ施ス
ヘニ次ナテ遭難地ニ最速近通スル港ノ領事官

又ハ領事代弁ヲシテ參照屬本国送還方并ニ船
倅、殘部及ニ積荷ノ残餘保全方等ヲ參照官ト
協議考量セシメニ才爲ノ其領事官又ハ領事代
弁ニ通報スヘシ

第三十一條

佛國軍艦或ハ商船、水兵水夫其他、者ニシテ
其艦船ヲ脅迫セシ者アヘ場合は官吏ハ領事
官或ハ領事官在リサレハ艦、船長、諸水兵依リ
右脅迫者ヲ糞見ミテ直ニ其筋ヘ引渡ス爲
メ尽カズヘシ

又是ト同様三君ニ清國ノ脅迫又犯罪者ニシテ
佛國人、家屋或ハ佛國人所有、船舶内ニ潜伏
エモノアルトキハ地方官ハ之ヲ領事官ニ訴
ヘ領事官ハ被告人犯狀、証拠ヲ取締セシ上直
ニ其引渡シ方ニ關シ必至ナル处置ヲ行フヘシ
双方何レモ懇功ニ係テ隠匿、徇私等ノ所爲ヲ避
クヘキモトト入

第三十二條

得未清國力万一他ノ強國ト間戦スル場合ア
トモ佛國ノ清國若シハ敵國ニ對スヘ貿易ハ

自由ニシテ夫ク爲メ何革ノ傷害ヲ又受ケサル
ヘシ

現実封鎖ノ場合ノ外ハ何時ニテニ佛國船舶ハ
妨害ヲ受クヘコトナラニ交戦國諸港間ヲ往復
之平時ノ如ク同港ニ於テ通商フ爲シ禁制ニ非
リハ各種ノ貨物ヲ同港ヨリ輸出入ヘラ得ヘシ
第三十三條

今後兩國ノ官衙官吏ノ間ニ公用通信ヲ交換ス
ルノ法式ハ双方ノ位階地位ニ應し純然タル敷
事ニ基シコト、之國都或ヘ他所ニ在ハ清佛高
開陳書之式ヲ用ヰ乙人告知書々式ヲ用ヰ其他
兩國屬官ノ通信ハ前ニ述フル如ク双方全シ對
等ニ行フヘシ

兩國ノ商人其外一般ノ官職ナキ人之ヨリ兩國
官吏ニ呈シ或人知ラシメントスル一切ノ書
面ニハ兩國人相互ニ具狀書々式ヲ用フヘシ
佛國人ハ清國官衙ヘ土類之ヘキコトアル毎
必ス先ツ其具狀書ヲ領事官ノ捺印ニ供スヘ
シ

領事官へ其脣面ノ類古修理ア、認メ方通事ナ
リト見徵七八文ヲ受理スヘシ歎ラサヘトキハ
書面ヲ改タメシルカ或ハ其傳達ヲ拒絶スヘ

之ヲ領事處：公頼スルコトアルトキモ亦
右同様、手續ヲ清國宣衙ノ許ニ履く官衙モ亦
之ヲ行フヘシ

第三十四條

今後佛國人、皇帝陛下、政府北京ノ朝廷一向
ケ若干、公文書ヲ寄送スル場合ニ、佛國領事

廳、首班者其公文脣ヲ清国外交事務掛ナル立
諸監督、若シ不在ナシハ沿海地方ノ總督ノ一
人ヘ送達シ其外交事務掛或ハ總督ヲ經由シア
之ヲ其筋八傳達セシムヘシ
北京朝廷、間零脣ヲ傳フルニモ亦右同様ノ事
績ヲ要スヘシ

第三十五條

佛國人、皇帝陛下ハ後日本條約、條款中、改
正ヲ加フヘル道吉ト謀ムハ陽合ニハ本條約批
准交換後滿於計一年ヲ経シ後其件ニ關し清國

政府ト許利ヲ與ケコト自由ナリトス

本條約ニ明記セサル總テノ責務ハ佛國領事官
或人領事代弁并ニ其被治者ニ對シテ之ヘキ
ノニ准サヘコト明ナリ而しテ清國政府カ他強
國ヘ許與シ文ル或ハ許與ニヘキ總テノ權利特
權、免除、担保等ニ關シテハ前條ニ規定シタル如
ク佛國人一般文ヲ害ス亨有之ヘキコト、是ム
第三十之條

本和親通商航海條約、批准ハ條約書ニ託名調
印ノ日より起算シ一ヶ年間若し能フ可クシハ

其前ニ佛國人ノ皇帝陛下ト清國皇帝陛下ニ於
テ交換セラルヘシ
以上信實ナハ証トシテ茲ニ双方ノ全權委員ハ
本條約書ニ託名調印セリ

隆慶一千八百四十四年十月第二十四日即
千道光第二十四年第九月第十三日ウランボア破
約佛國燕樂哥爾威德形盤上双方ノ全權委員會
同ニテ本條約書ヲ封印ス

署名 テ、ド、ラ、グ、ル、ネ

署名 テ、ド、ラ、グ、ル、ネ

廿八年東京日日新報六月十二日

●清國に對する最惠國條款の結果

は英佛獨等諸國の條約と我萬條約とを細密に對照して之に十分の考究を加ふるに要されば其詳細を知るべからず今其筋の取扱に基て此一篇を掲げて讀者各自對照考察するの勞を省く

英
國
の
部
子

南京條約(トウナメイ)
八月二十九日
一千八百十九年

九月二十六日
一千八百六十年
十月二十日

天津條約附屬章程
千八百七十六年
十一月八日

九月十三日
一千八百七十六年
九月十三日
一千八百九十年

重慶の極め(アグリーメント) 三月三十一日

天正廿年
六月廿七日
千人百人
子見山口
十五年

天津舊聞

卷之三

國語の部

）日清通商章程と三箇
國條約との對照

第一款 修好條規に兩國の開港場へ商民來往貿易する事勝手にすべき旨と記載す。修好條規第七條兩國好みを定せし上は海岸の各港に於て彼此共に場所を指定して商民の往来貿易を許すべし開港場に通商章程を立て兩國の商民に永遠遵守せしむれし。因て双方に定めたる開港場を左に記す。

上井口(江西吉安府井口縣に屬す)井口(江西吉安府井口縣に屬す)
府口(徒縣に屬す)穿城口(浙江嘉善被府縣に屬す)
九江口(江西九江府德化縣に屬す)保口(湖北復
陽府漢陽縣に屬す)天井口(直隸天津府天津縣に屬す)
牛莊口(奉天府海城縣に屬す)茶榮口(山西平定州
府祁山縣に屬す)廣州口(廣東廣州府新會縣に屬
す)油頭口(廣東潮州府饒陽縣に屬す)通州口(廣東
惠州府惠陽縣に屬す)嘉興口(湖廣嘉州府嘉興縣に屬
す)匯門口(福建泉州府匯門縣に屬す)長溪口(福建
泉州府豐澤縣に屬す)淡水口(福建泉州府淡水縣に屬
す)

THE ESTABLISHMENT

卷之三

する所以は以上の理由によるに過ぎない。

卷之三

元

(佛)新たに開港場を設るは時勢必要の一たると
經驗の證する所となりたるを以て現川、浦頭、華
潤、淡水、芝罘、南京の各口は廣東、上海、香港、廣
州、福州同様の特典を有すべし。(佛)天津條約第
六款)前條に掲げたる港及府に於て佛國臣民は
家族を召連れ何等の障害なく貿易及び職業に從
事する事を得(佛)天津條約第七款)治國若し他
國と戰事あるとき之が爲め佛國に對し又は其敵
國に對する佛人の自由貿易を妨ぐべからず佛國
人は有効なる封港の場合にあらざれば一方の港よ
り他の港に放障なく往來し一般の手續に従ひ貿
易を禁じ禁制外の各種商品を出入することを得
(天津條約第三十款)直隸省天津港は外國貿易
に開きたる清國內の開港場同一に開市しすべし
(佛)北京コンマンソン第七款)清國及東京間
の國境に沿ひ或は地を選み右の地にて佛國臣民
若くは佛國の保護臣民及び清人との間に貿易を
なすとを得(安南事件後天津條約第五款)
(獨)獨國臣民は廣東、汕頭、廈門、福州、寧波、上
海、芝罘、天津、牛莊、鎮江、九江、漢口、海南島ち
瓊州、臺灣、淡水の各口に家族を召連れ住居し
往來し商業を營み若くは產業(インダストリー)
に從事し船舶及び商品を行來出入せしむ右の場

ハ廣東、廈門、福州、寧波、上海に於て住居する事
を得(南京條約第一款)南京條約に依り開港した
る廣東、廈門、福州、寧波、上海の外英國臣民は牛
莊、芝罘、青島、油頭、璦州に往來し隨意に商業を
營み船舶貨物を齎來し既に開市せる開港場に於
て享有すると同一の権利特典を有す而して右権
利の内には家の借貸り他の借入、寺院、病院、墓
地を設するの権を有す(天津條約第十一款)
天津條約第九款は英國臣民貿易の爲め北京に入
るを許すものと解釋すべからず(天津條約附屬
税目及章程第八項)此取極(コンベンション)調
印の日より清國皇帝は天津を以て貿易の爲に開
港し英國臣民は條約に據り貿易の爲り開きたる
他の開港場との條件にて該港に住居し商業を
營む事を得(北京條約第四條)前略
政府は湖北省の宜昌、安徽の蕪湖、浙江省の溫
州、廣東省のペイハイ(平海?)を開港場に加へ
領事在勤地たらしむ且其政府は四川省に於る英
國貿易を視察する爲官吏を常慶に派遣し及び在
ふるを得ず追て汽船航通するに於ては更に取極
む所あるべし(芝罘コンベンション第三節第
一項)英國商船は楊子江にて貿易するの権利あ
るべし但し江上下游暴徒なるに依り竊江を除く

清國に對する最 惠國條款の結果

六款)宣昌、蘇湖、溫州、ペイハイ各港及び大連、南京、湖口、武穴、ルーチヤウ、シャーリーの陸揚場を既に開市したるに付開埠船舶は商品上げ下ろしのため自今與松の港口に寄港するとの得失(獨逸、北京補遺約款第一款議與條件) (未完)

●清國に對する最惠國條款の結果

(承認)
第二款 (兩國の官民は定めたる開港場に於て地所を借受くる事を許す。何れも其地仕來りの規則に依て取扱ふべし總て地所を借受くるには地方官にて其地人家墓所等に障りなきや又持主請得なるを取札し其上にて公平に地代を極め證書を取善以し地方官之に調印す相對借りすべからず又内地井に不開港場は地所を借り建物する事を許さず開港場にて地所を借り定めたる後居宅を作り店舗等を建てるには地方官より時々見分すべし。

(英)前略(全文は前掲英の部にあり)右権利の中には家の貸借地の借入寺院病院墓地を建設するの權利を含有す(天津條約第十一款)英臣臣民は開港場其他の場所にて家屋、納屋、寺、病院を建設し若くは墳地を得んとするときは其地又は建物に對し民衆行はるゝ所の相場に從ひ衙門且つ双方に於て貰ふ事なく約定を極むべし。

の外當分の間貿易を許さず鎮江は本條約より一ヶ年の期を以て開港すべし迄て平和恢復の上は漢口に到る沿揚子沿岸にて三ヶ所を限り英國公使清國の關係ヲ協議して相定むべし（天津條約第十一款）此款の結果として千八百六十一年に鎮江、漢口、九江の三ヶ所を開港と定めたり其取扱いは照會に依て成りしものか條約類纂中に見當らず」ハーストレット氏英清條約彙纂に依るに淡水は一千八百六十一年、打狗は同六十四年開港となり然れども同年間に締結したる條約又極力之を見ず楊子河港と同様照會文書にて取扱ひたるものならん歟）大江沿岸に在る大通、南京、湖口、武穴、ルーチカウ（？）は内地貿易の場所にして目下開港場たらざるが故外國船民は法律上貨物を上下する能はざるに依り自今汽船は船客又は貨物上下の爲石の場所へ立寄（Tossing）する事を得べし但し貨物の上下は清國船にて内國人貿易に行はる、規則に依り云々、外國商人は右の寄港場と定めたる場所に居住し又は納屋を建て若くは營業の建物を構ふることを得ず（芝罘コンマンション第一款第二三項）重慶を自今他の開港地同様開市し英國臣民は宜昌、重慶間貿易のため清國船舶を備ふるとを得べし但し清國の汽船一たび貨物を積み重慶に到る時は英國汽船も同様入口する事（重慶エクソーメン

(天津條約第十二款)

(佛) 本條約第一款に従ひ開港場に來りたる佛國臣民は其寓居の期如何に拘はらず家屋及商品を取扱ふ爲め納屋を借入又は自ら地を借り家屋及納屋を建設する事を得又寺院・病院・宗教上の建物・學校及墓地を設けんとするども同様たるべし地方官は此目的を以て領事と協議を遂げ佛國住民の居住に適すべき地方を選み而掲げる建物を設くべき場所を取極むべし但借家借地の者は關係人の自由に任せ成其地方に行まるゝ平均相に依る事、清・法・英其臣民をして過分する價を要求せしめざる様又佛國事に佛國の民をして強て所有主を水詰せしむる爲め暴行當迫を用ひざらしむる様取扱ふべし但開港場に於て佛國臣民に所有せしむべき地及其大小及び其所有すべき家屋に制限を立てず本人の必要を便利とに應すべき事(天津條約第十款)

(佛) 前略(全文は前掲英の部にあり)家若くは地を買取り貸付り借り入寺院、墓地、病院を建設する所を得(天津條約第六款)

第三款 西國の商船開港場に往來するには自國の海關又は地方役所より船の名並に積前船頭水夫の姓名年齢住所を告げるし印形を押したる船切手を申請け開港場の理事(又は海關に持行き勅令を受ける事)不得相背くに於ては其高を取上げ従の處置すべし

(英) 英國の商船開港場に着するとき之を監視する爲め船長より一名或は數名の稅關官吏を派遣すべし右官吏は其便宜に従ひ稅關の所屬船又は到着商船内に留まり衣食は稅關より給し船長又は荷受主より何等の手數料をも申受けする事あるべからず若し此規則を犯するのあとは其貪りたる金高に應じて處罰すべし(天津條約第三十七款)

(佛) 水夫案内佛國の商船を港内に引入れたる後稅關長より該船を監視する爲め一名又は二名の稅關官吏を派遣すべし右官吏は其便宜に従ひ稅關所屬船内又は該船内に留まる事を得且し給料食事及費用は稅關の負擔にして船長又は荷受主より何等の手數料をも申受けべからず若し此規則を犯すときは其貪りたる金高に應じ處罰し右の金員は返還すべし(獨逸天津條約第十二款)

(英) 船着港後廿四時間以内に船書(シラフ・ブス、ベーパース)積荷目録等を領事官に預け置くべし云々(天津條約附屬第三十七款)宜昌重慶間貨物運搬の爲めなるときは英國臣民の借り入れたる支那船及支那形の輪船は(支那形の船舶とは英人自から造り)有せる船を指す汽船は追々支那汽船航進の時を俟て行ふとの取極めなり)英國の國旗を掲げ得るものと雖も清國海關より特別の船證書及び特別の旗章を有するものは該兩港を往來し其貨物一般の條約に定むる規則及長江貿易規則に依り取扱ふべし若し之を換帶せざるものには此の取極の中に定むる特典を得る能はず(重慶エグリメント第四款)

(佛) 佛國開港場に到着より出納二十四時間内に船長より若し已むと得ざる差支のときは荷役員又は荷受主より領事に届出で船員、船積證書(ビルス、オフ・レーリング)及積荷目録(マニフェスト)を預くべし云々(佛國天津條約第十七款)前略佛國事不在の場合に於ては船長及商人は自由に其國の領事の取扱に依頼するを得不能とする時は稅關長の出話を受くべし稅關長は右船長及商人をして本條約の利益を受けしむる方法を示教すべし(天津條約第五款第二款)

(天津條約第十六款)

(佛) 西國の船舶入港したるとき稅關長通常と思考するに於て一名又は數名の稅關官吏を派遣し密商を行なはざる様監視せしむべし右官吏は其便宜に従ひ稅關所屬の船に留まると其給料食事及糧費は該國より支拂ふものにして船長又は荷受主より何等の手數料をも申受けべからず若し此規則を犯すときは其貪りたる金高に應じ處罰し右の金員は返還すべし(獨逸天津條約第十二款)

(未完)

●清國に對する最惠國條款の結果(承認)

第五款 西國の商船開港場に入津せば一日の内を限り其船主より船切手積荷目録を領事官に届出し翌日理事官より海關に掲合ひ且つ其船の名並に積前積荷を書付にして一同差送り海關の改を受くべし若し二日の期限を越へて(日曜日を除き入港の時日を十二時を一日とする)海關に届け出でざるものは大日本にては一日毎に其船主に洋銀六十元を割し大清にては一日毎に其船主に銀五十両を割す(日銀の高二百両を過ぐべからず又積荷目録は正細書出すべし若し其品高を匿し或は品名を偽りたる

者あらば大日本にては匿せし者に其品税銀の高を
罰し僞りし者には洋銀百二十五元を罰す大清にて
は何れも其品を官に取上げ船主に銀五百両を罰す
若し目録に書損ありて其差出したる當日に之を書
き改ひるものは構ひなし其日を超へて改めざる者
には大日本にては洋銀十五元を罰し大清にては一
日毎に銀二十両を罰す罰金の高一百両を過ぐべから
らず若し其の港に理事官居合せざる時は船主より
船切手積荷目録を直ちに海關に差出さば規則の通
取計ふべし

(英) 艦名簿後二十四時間以内に領事官より一バース積荷目録等を領事に預け置くべし(以上前に出す)領事官により二十四時間内に船名登録証、荷物の種類を税關長に報告すべし(以上前に出)領事より二十四時間に船名簿

簿、箇數、荷物の種類を税關に報告すべし若し
者船後四十八時間内に船長の懈怠よりして右の
手續きを履まざるときは一日に付五十兩の罰金
に處す但し二百兩を超へざる事（天津條約第三
十七款）天津條約第三十款により英國船舶より
領事に届け出べき四十八時間の期限は船舶の港點
線内に入りたる時より起算すべき事を誤解を防
ぐが爲め之を取極の置くものなり云々を但し港點
は收入の保護を而立する限り貿易の便利を考へ
税關に於て之を取極むべし（天津條約附屬章程
第六款）前文は荷物目録正確なる事の責に任ずる
べし貨物を積載して其貨物を目録中に記載せざ
る事や發見する時は船長の記名を有する船員を
入證書の有無に拘らず直ちに偽り目録を提出
したる證據となすべし（補遺約款附屬取扱め規
則第三款）

に届出るの外船中日用品並に無税の品々は別に日本に認めて海關に差し出し免稅の改を受くべし若し納之を貿物になれば猶稅則の通稅を納むべし若し納後すべき品を無稅品の目録に書ふて稅を通れんとするものあらば其の品を官に取上ぐべし
(英)(佛)獨共に對照すべき狀なし(思ふに精

(佛) 佛船開港場に到着より引換を二十四時間内に該記ある事を發見し訂正するときは罰金を免除す (天津條約第三十七款)
(ビルラフレーリング) 及び積荷目録 (マニフェスト) を預るべし (以上前に出す領事は夫より二十四時間内に船名、船員録、船數及び貨物の品類を明載せる文書を税關長に差送るべし若し船長の懈怠に出で着港後四十八時間内に右の手續を了する能はざることは一日に付五十弗の罰金に處し清政府の收入に仮す但し罰金は二百弗を超過せざる事 (佛國天津條約第十七款)
(獨) 著船後二十四時間内に正當の理由に依り差支ある場合の外は船長より若し差支あるときは十四時間内に船名水夫の員數、簿額數及貿易の品類を税關長に報告すべし若し船長の懈怠により着船後四十八時間内に右の手續を了さるとときは一日に付五十弗の罰金に處す但し二百弗を超過せざる事 (獨逸條約第十三款) 清國の開港場に入口する汽船は其貨物の数量及品質に關し税關長に報告すべし (獨逸條約第十九款)
(天津條約第三十八款) 貨物を陸揚げし又は船積みするものは税關長に頒出で特別の許可を受くべし此許可を得ず船積し又は陸揚げしたる貨物は沒收すべし (天津條約第三十九款) 特別の許可なくして一の船より他の船へ貨物の船移しと爲すべからず犯すものは船移し、たる貨物を沒收す (天津條約第四十款)
(佛稅關長領事の通知に接するときは直ちに開船の許可を與ふべし船長若し此許可に接する前館を開き貨物の陸揚げを初むるときは五百弗の罰金を課し且其陸揚げしたる貨物を沒收す何れも清政府の所得に歸す (天津條約第十七款末項) (佛國の商民貨物を陸揚げし又は積込むときは其明細書を領事又は領事事務員に届出で領事又は領事各務員より領事館付の通譯人を税關に派遣して其事を報告せしむる税關長は此報告に接したるときは直ちに陸揚げ又は積込みの許可を與ふべし通譯人は双方に損失の場合ながらしむるため貨物の吟味に立會ふべし (第十九款天津條約) 貨物の船移しは特別の許可を受け且必要の場合にのみ爲す事を得てして船移しの必要あるときは之を領事に申出で領事は其趣の證明書を交付すべし税關長は此證明書を得たる上、船移し許可を與ふべし但し船移しのときは税關長何時にても人を添し現場に立會はしむるを得若し許可を

者あらば大日本にては匿せし者に其品税銀の高を
匿し偽りし者には洋銀百二十五元を課す大柄にて
は何れも其品を官に取上げ船主に銀五百両を課す
若し目録に書撰ありて其差出したる當日に之と書
き改むるものは拂ひなし其日七日にて改りする者
には大日本にては洋銀十五元を課し大柄にては一
日毎に銀二十両を課す罰金の高一百両を過ぐべか
らず若し其の港に理事官居合せる時は船主より
船切手積荷目録を直ちに海關に差出さば規則の通
取計ふべし

(英)船着後二十四時以内に船書(シップスベ
ーパース)積荷目録等を領事に預け置くべし(以
上前に出す)領事官により二十四時間内に船名登
記、荷物の種類を税關長に報告すべし
警報順數、荷物の種類を税關長に報告すべし
(以上前に出す)領事より二十四時間内に船名登
記、荷物の種類を税關長に報告すべし若し
若し船後四十八時間内に船長の懈怠よりして右の
領事に届出べき四十八時間の期限は船舶の沿界
手續を履まざるときは一日に付五十両の罰金
に處す但し二百両を超へざる事(天津條約第三
十七款)天津條約第二十款により英國船舶より
船舶に届出べき四十八時間の期限は船舶の沿界
線内に入りたる時より起算すべき事を誤解を防
ぐが爲め之を取極め置くものなり云々但し港界
は收入の保護を両立する限り貿易の便利を考へ
税關に於て之を取極め置くべし(天津條約附屬章程
第六款)船長は荷物目録正確なる事の責に任ず
べし右目録には積載せる貨物の要領を充分に且
つ誠實に記載するものよす若し偽りの該荷目録
を差出すときは五百両の罰金を課す但し船長よ
加第三款)

事を不すものは貨物を沒收の上船長に五百両以
下の罰金を課す(獨海關造約第三條獨國議與
條件)獨國船舶確拂を爲すに税關の許可を要す
べき貨物を積載して其貨物と目録中に書載せざ
る事を發見する時は船長の記名を有する船積受
入證書の有無に拘はらず直ちに偽り目録を差出
したる證據となアベし(補遺約款附屬取扱め追
加第三款)

第六款 西國の商船入港し其荷積を書附に認め海
關に届出るの外船中自用品並に無税の品々は別に
目録を認め海關に差出し免稅の改を受くべし若し
之を賣物になれば税關の通稅を納むべし若し納
稅すべき品を無税品の目録に書込み税を連れんと
謀るものあらば其の品を官に取上げべし

(英)(總)(獨)共に對照すべき歟なし(思ふに積
荷目録は船内一切の貨物及其品柄(ナチュール)
を記載すべしとある付石の内に船用品は船用
品として高載するとなるべし船用品たりとも之
を陸揚げするときは納稅すべきと勿論ならん)

第七款 海關へ理事官の掛合ひ到来せし上は述に
荷揚免狀を出すべし若し船主免狀を請けずして自
位に荷揚せば大日本にては揚げたる荷物を官に取
上げ大清にて銀五百両を課す(總)荷物を官に取
上げべし商船の荷揚荷積するには先づ海關の免狀
を申請くべし背くものは其荷物を官に取上げべし
荷物を拂移しするにも先づ海關より免狀を出せし
上頃み移すべし背くものは大日本にては洋銀六十
元を課し大清にては其荷物を官に取上げべし

(英)税關長は領事より正當の式に稱へる報告に

り之を差出したる後二十四時間内に該記ある事
を發見し訂正するときは其罰金を免除す(天津條
約第三十七款)

(佛)佛船開港場に到着より引後二十四時間内
船長より若し已むと待ざる差支のときは荷揚船
員又は荷受主より領事に届出で船書船積、證書
(ビルラフレーション)及び積荷目録(マニフェ

スト)を預るべし(以上前に出す)領事は夫より
二十四時間内に船名、船員籍、噸數及び貨物の品
類を明載せる文書と税關長に差送るべし若し船
長の懈怠にて若し已むと待ざる差支のときは荷
揚船員又は荷受主より船書及積荷目録の原本を領
事に預くべし(以上前に出す)領事は夫より
支ある場合の外は船長より若し整支あるときは
荷揚員又は荷受主より船書及積荷目録の原本を領
事に預くべし(以上前に出す)領事は夫より
十四時間内に船名水夫の目録を荷荷目録及貿易の
品類を税關長に報告すべし若し船長の懈怠によ
り若し船後四十八時間内に正當の理由に依り差
きは一日に付五十両の罰金に處す但し二百両を
超過せざる事(獨海關造約第十三款)清國の開港場
に入口する船逃船は其貨物の數量及品質に關し
精細なる記事を有する積荷目録を差出すべし差
出したる後目録中に誤りあるを發見する時は二
十四時間内なれば(日曜日及休日を除く)之を訂
正する事を得貨物の數量及品質に關し偽りの記

載するときは開港場可否船頭に與ふべし此許可
なくして船長船と開き貨物の陸揚げを初むると
きは五百両の罰金に處し且其貨物を沒收す(天
津條約第三十八款)貨物と陸揚げし又は陸揚み
没收すべし(天津條約第三十九款)特別の許可な
くして一の船より他の船へ貨物の搬移しと爲す
べからず犯すものは船移したる貨物を沒收す
(天津條約第四十款)

(佛)税關長領事の通知に接するときは直ちに開
港の許可と與ふべし船長若し此許可に接する前
述を開き貨物の陸揚げを初むると此許可を得ず
し此許可を得ず陸揚げし又は陸揚げしたる貨物は
没收すべし(天津條約第三十九款)特別の許可な
くして一の船より他の船へ貨物の搬移しと爲す
べからず犯すものは船移したる貨物を沒收す
(天津條約第四十款)

(佛)税關長領事の通知に接するときは直ちに開
港の許可と與ふべし船長若し此許可に接する前
述を開き貨物の陸揚げを初むると此許可を得ず
し此許可を得ず陸揚げし又は陸揚げしたる貨物は
没收すべし(天津條約第三十九款)特別の許可な
くして一の船より他の船へ貨物の搬移しと爲す
べからず犯すものは船移したる貨物を沒收す
(天津條約第四十款)

國の商民貨物を陸揚げし又は積込むときは其明
細書を領事又は領事務員に届出で領事又は領
事務員より領事付の通辦人を税關に派遣し
て其事を報告せしむ税關長は此報告に接したる
ときは直ちに陆揚げ又は積込みの許可を與ふべ
し通辦人は双方に損失の場合ながらしむるため
貨物の吟味に立會ふべし(第十九款天津條約)
清政府の所得に歸す(天津條約第十七款末項)佛
國の商民貨物を陸揚げし又は積込むときは其明
細書を領事又は領事務員に届出で領事又は領
事務員より領事付の通辦人を税關に派遣し
て其事を報告せしむ税關長は此報告に接したる
ときは直ちに陆揚げ又は積込みの許可を與ふべ
し通辦人は双方に損失の場合ながらしむるため
貨物の吟味に立會ふべし(第十九款天津條約)
貨物の搬移しは特別の許可を受け且必要の場合
にのみ爲す事を得てして搬移の必要あるときは
之を領事に申出で領事は其題の證明書を交付
すべし税關長は此證明書を得たる上、搬移し許可
を與ふべし但し搬移のときは税關長何時にて
も人を派し現場に立會はしむるを得若し許可を

税金收入を命ぜられたる銀行へナイン銀父は外國貨幣にて納むべしと外は貨幣以千八百四十三年七月十三日核算に於て行ひたる分折の割合を以てす(天津條約第三十三款)
(佛清)に於て佛國の貿易に課すべき税は兩國の全權が記名したる本條約附屬の税目に照して納むべし云々佛國商民は税目所定の税を拂ひたる上は何等の負擔又は附加税を加ふる事なく本條約記名の日及附屬税目に於て禁じたる品の外は何品にても外國より輸入し又は何品にても支那より外國へ輸出する事自由たるべし(以下均署の項あれども略す)天津條約第二十七款)外國貿易に開港したる各港の税關長は貨物及び銀を勧る爲め度量衡を受取り之を領事館に預け置くべし右度量衡は原京税關に於て現に使用するものと聊か差違なく且つ其の出所を證明すべき印章刻印を有するものたるべし税金其他治國政府に納むべきものは此度量衡に依據し又貨物の目方寸尺に關し異論あるときは之に依て決すべし(天津條約第二十六款)

(英)税は各品其純量に依り風袋コンサル(漢譯粉飾等料)の重量等は之を引くべし茶の如き品物の風袋を定むるに當り英國商人税關官吏と協議せらる事あれば双方に於て毎百中若干の差を提出し一々先づ其總量を衡り次に風袋を改め其平均の量を以て全數の風袋の量とすべし他の貨物に對しても亦此理に準ず天津條約第十二款)損害を受けたる貨物は據て其損害の度に應じて減税すべし若し異論の生ずる事あらば從價税を支拂ふ品物に關し本條約定むる所に據り成分す(天津條約第四十四款)

(佛)税は之を純量に課し風袋は之を除くべし若し風袋の量目に付き佛國商人・清國官吏との間協議經らざるときは双方に於て爭論に關する貨物中より若干の函若くト包を擇出し先づ其の總量を見、次に風袋を量り其平均風袋を算とし以て他の貨物を衡るべし輸入貨物に其損害の度に應じ減税すべし右は公平に取扱ひべしと雖も若し必要の場合に於ては從價税の規定に關し前に定むる所に據るべし(天津條約第十九條第四五六七項)

と計り次に風袋を掛け以て之が量目と定む斯くして定らるる平均風袋を以て總貨物の風袋を算す(天津十七款)輸入貨物損害ありて之を證明するするときは其度に應じて相當の減税と許す異議を生ずる事あらば從價税と支拂ふ品物に關し本條約第十六條に定むる所に據り之れを充分す(天津第十款)

第十一款 大日本の商船荷物と大清の開港場に輸入せば大清の海關稅則によりて納稅すべし大清の商船荷物を大日本の開港場に輸入せば大日本の海關稅則に依て納稅すべし兩國諸港の海關には一定せし斤量尺度並に銀位の見本あれば雙方の商民何れも其地の舊規に從て取計ひ聊か異議あるべからず

（英）輸出入税目及無税品目録中に書載せざる物
品は其市價に對し五分の税を納むべし（天津條
約附屬税目及章程第二項）税目に依り從前税吏も
其鑑定を異にするときは双方より二名又は三名の
の商人を出して鑑定せしめ其中最高價を附し且
右の價なれば自身當取るべしと云ふ者の鑑定せ
る價に依るべし（天津條約第四十二款）
（佛）從價税に屬する物品の價に關し税關の商民
濟國の官吏と見ゆるときは二名又は三名の商
人を双方より出して検査せしめ其取引直段を申
出さしめ其中の最高價格に依て納稅すべし（天
津條約第十九款第三項）

(獨)對照の欽賛約中になし物品鑑定の手續は全く英と同一なるを以て略す税に書載外し物品五
分税の事は本條約附屬の貿易取扱(コム商ルシ
ヤールスチユビレーシヨン)にある事と思考す
れども右取扱の本文を得ず但し英條約に附屬せ
る貿易規則と同一ならべし漢譯文に就き比較す
るに英語獨治んど同一なり

卷之三

●清國に對する最惠國條款の結果

卷之三

第十三款 両國開港場の停船所並に有税埠頭の場所は何れも海關より程好き處を定むべし右は商人便利のためなれば我銀取立の輸更に故障申立べからず又官吏商民遊歷の誤は兩國何れも仕來りの規則に依て取計ムベし尤も大清にて手形を領受る事は理事實之を引受け其人柄實體なると見極め手形を渡し妄りに事を引出す等の思を免るべし

(英) 潘口の境界は收入の保護と両立する限り貿易の爲め便利を考へ税關之を取極ムベし又貨物と上下すべき碇泊場の境界も税關にて取極め公示の爲め領事は通牒すべし(天津條約附屬章程第六條) 英國臣民は領事より發給し地方官の管轄照せる認照を以て内地各處へ保護のため又は貿易の爲め旅行する事と得云々開港場より百里以

(碇泊場の境界は荷物上下の場所等本條約中に規定見えず思ふに清國自治すると勿論して揚げざるものなるべし)

（第一）領事官は領事館の最寄り百里以内五ヶ所の内、日以内の地へは護照を得ずして新規する事を不得。若し内地に行かんとする者は獨裁の外交官若く

（未完）

（テーテフヒターフは十三箇月を以て期限とする
國臣民に發給せる証狀（ハッセス）若くは證書
譲るときは更に之を申受さる可らず但し滿期の
免狀及證書は消印の爲め之を發給したる地の領
事館へ返納すべし若し遅延せんとして其地方遠
隔に涉り一ヶ年以上を要するときは之を交付す
る時採り領事地方官と打合せ其體を證書面に認
もべし、證照の返納を怠る者は返納するに非れ
ば新規の證照を交付せず、證照紛失の場合には
其期限満ちたると否とに拘らず最寄の地方官に
其體を書面にて届出づべし地方官は之を無効と
なす事に就て必要の手續を行ふ若し右の届書爲
なる事發送するに於ては貨物連搬に係るなれ
ば之を沒收し避難に止まるなれば處分の爲め最
寄の領事館に引渡すべし（補遺約款第七項調査
讓與條件）

(未完)

十九日，臘上指戴

○清國に對する最

内日或五日七越えざる地方へ保護の爲め旅行するものに護照を受けるに及ばず本條は船員に適用せざる船員の取扱いは領事と地方官と協議して規則を立つべし(天津條約第九款)
(佛)佛國臣民は護照を以て同所即ち開港場間を旅行する事自由たるべしと雖も無くに賣買する市場を求めて開港場の外沿岸に於て貿易するを嚴禁す犯すものは貨物船舶を没収し清政府の收入に販すべし但し沒収を適法に宣告する前に最も密開港場の領事館に通知するを要す(天津條約第(款)第二項)佛清兩國の語を以て認め清國にある外交官又は領事官より發給し清國官吏の查照に便する護照あれば佛國臣民は外國貿易の爲め開港場の領事館迄送り申告せざる内地の市府又は港口に安全往来する事を得若し護照を紛失せしめ清官の正當なる決定に應じて之を示す事能はずして清國官吏前往せしむる事を許さる時は最寄の領事館迄送り申告すべし但し虐待又は侮辱を加ふべからず前條約に於て取極めたる如く開港場に住居し又は往來する佛國の臣民は護照を得ずして其港に接近する事を得右區域は領事官地方と共に之を定め置くべし護照は本人自から心得違ひなき様充分の保護をなす(佛)佛國官吏は於て差支へなしと認定したる者に限り發給す(天津條約第八款)

し海關へ商稅拂済のみの上大清人の手より大清の内地へ運び入れ關所収税の稅額を拂ひ賣賣く事勝手なるべし大日本人は大清の内地に運入する事を許す又大清の商賣品は大日本の開港場に輸入し海關へ商稅拂済の上は大清人自ら大日本の内地に運入する事を許さざるものは其品何れも官に取上げ本人は理事官に引渡し處置すべし
（英）清國皇帝は前掲の港に於て一たび定めの通りの稅金を納めたる英國商品にして右稅金の割合を超過せざる様を以て運入稅として更に之を納めたるものは洋人商人何の省アービン等何れの府シースへも回漕し得るを約す（南京條約第十款）英國商民は照常を得て遊覧又は商賣の爲何れの地へも旅行する事を得（天津條約第九款）文前に付略す南京條約第十款により稅目に定めたる稅を納めたる英國輸入品は右稅の幾割を取えど定めたる運入稅の外は何等の賦金なく内地に回漕し得るの取極めある然るに右運入稅の額に關し精細の告知なくして英國商民より地方官が不意に且渡まゝに外國市場に運出する物産及内地に運入する輸入品に運出入稅と課し外國貿易を障礙する旨絶えず苦情を申立

得ず船移しせるときは轉覆すべき危險の場合に
非らざれば船移し、たる貨物は沒收して清政府

の所得に歸すべし(天津條約第二十五款)

(獨)税關長は報告(領事より船の入港に關する)
に接したるとき直ちに開船の許可を與ふべし若
し此の許可なくして船長船を開き貨物の陸揚げ
を始むるときは五百両の罰金に處し尙ほ陸揚げ
したる貨物を沒收す(天津條約第十三款第四、五
項)獨國の商民貨物を陸揚げせんとし又は積込
まんとするときは税關長に特別の許可を頒出べ
し此許可なく積込又は陸揚げしたる貨物は沒收
に歸す(天津條約第六款)税關長の許可なく一
の船より他の船へ貨物を積移すべからず但し該
船と積球し難き危険あるとの證據立たずして
移しを積球し難き危険あるとの證據立たずして
右の手續に背くときは積移したる貨物を沒收す
(天津條約第一十七款)

(未完)

●清國に對する最上

惠國條款の結果(承制)

第八款 兩國の商船稅金を納むるには輸入品は荷

揚の時輸出品は荷積みの時に納む納稅相濟まば海
關より告濟の手形を出し理事官之を請取つて船主
に船切手を還し其出港を許すべし

(英)輸入稅は貨物陸揚げ輸出稅は積入の上納む
べきものとす(天津條約第二十五款)一切の駁船
及稅金を完納せることとは税關長より出港切手を

の何たるは獨ら有清國官吏之を沒收し更に貿易
に從事する事を禁じ其計算を整せし又抗ひ定結
次第直ちに退港せしむべし(天津條約第四十八
款)清國一府は廣東に於て貿易に從事せる英國
人をして「ホン」(或は「コーカ」と稱する清國政
府の允許を得たる一種の清國商人との貿易せ
しめたりしが清國皇帝は英國商人の居住し得べ
き各港に於て將來右の慣例を廢し何人とも商事
を行ひ得べき事を約す(南京條約第五)

(佛)特許商事に屬する會社は今後清國に於て其
設立を許さず又獨占の目的に出て組織したる一
切の組合、團體にも之を適用す本條違犯の場合
に於て領事若くは領事代理より申立わるとときは
清國官吏は右の結合を解散する方法を察出すべ
し但し清國官吏は右禁制により前掲せる如き結
合の右立を防止し自由競争の原則となるべから
うのを除くの義務あるべし(天津條約第十四條)佛
國の船主及び商人は貨物及び旅客運搬の爲め如
何なる端船及荷船をも儲ふ事を得其質後は對手
間に於て極く清國官吏は之に干涉せず右端船
及び荷船に於て過失を生じ讓詰を行ひ或は其行
術を失したる場合に於て其實に任せり且右等の
端船は其役を制限せり又端船に關し或は荷船荷
物運搬に關しては何人にも獨占を許さず(天津
條約第十八條)前略故に清國政府は禁制品若
くは獨占に屬すべき物品を増加するの権利を放
棄し凡て稅則の變更に佛國政府と協議の上凡分

交付すべし其上にて領事は船書を遞戻して出帆
せしむ(天津條約第四十一款)

(佛)輸入稅は貨物の陸揚げ及検査の後輸出稅は
貨物積込の上納長又は商人より積むべし佛國の
商船順稅及び海關稅を完納するときは税關長よ
り告濟狀を交付す此の告濟狀を領事へ差出すと
き領事より船書を船長に差戻し出港を許すべし

(天津條約第二十一款)

(獨)輸入稅は陸揚げ輸出稅は積込の上納むべき
ものとす船舶順稅及諸稅を納めたるときは税關
長は完納證書(出港免狀)を交付すべし此證書を
領事に示すときは領事より船書を船長に差戻し
出帆する事を許すべし(天津條約第二十一款)

(英)英國臣民は貨物及び旅客運搬の爲り如何な
る事なし萬一密商をなし又は偷稅を通れんとする
者あらば海關より取調べ規則に依て訴ふべし

(英)英國臣民は貨物及び旅客運搬の爲り如何な
る船員をも儲ふとを得其實錢は對手間にて取

極め清國政府之に干渉せず又右端船は其用を制
限するとなく且つ何人にも端船或は船夫即ち貨
物運搬に從事する人夫に關し獨占の免許を與ム
るとなるべし若し密商を行ふ者あらば無論法
律に依て之を所罰す(天津條約第十四款)英國商
船若くは其價格及品類の如何に不拘地方官之を
取押へ沒收して清國政府の所得に歸す誰て禁制
品を儲けしたる時亦同じ且又清國政府に於て適
當と考ふるときは犯則船の清國に再びする事を
禁じ且其計算決定後直ちに出港を命ずる事を得
(天津條約第二十八條)

(獨)清國臣民は相對上の稅額を以て番頭、旗牌
書記、職人、水夫等は從僕を清國內何れの地よ
りも宿泊を得、船客及貨物運搬の爲め端船を
雇事右に同じ亦清語の教授を受け若くは外國
語を教授するが清國人を雇ひ入るゝも同様たる
べし(九條)

(未完)

●清國に對する最上

惠國條款の結果(承制)

第十款 兩國の商人稅を拂ふには荷物正味の高を
以て相納め其風姿を引くべし風袋の掛目は海關に
て其荷物の内より一二包を掛け改め其他は之に準
すべし若し漏報したる荷物にて定則の通り納稅し
難きものは其價を積み代百圓に付稅銀五兩圓取立
つべし

國品に厘金税を課すべきからずと定めたる範囲内
調しチー、トーマス、ウエードは客港に於て外國人
人借入の地（所謂居留地）を以て該税免除の區域
域と定むべき様其本国政府へ申立つべし（芝罘
ロンベンション第三節）清國政府は其發給せる税
運出入證書に否載すべし條件は各地差異なく均
一ならしむる事を約す且運入品に關しては該税
書を拂し及該貨物を運載する人の国籍を問
書を拂し及該貨物を運載する人の国籍を問
事なし内地より運出港に運載する清國貨物は誠
實外國の港に輸出する爲なれば關係の英國臣民
條約により之を證明し半額の税を納めて済道に
課せらるべき内地税を免除せざるべし若し運搬
する處の貨物英國臣民の所有に係らざるもの
運出入税證書に依り免除を受くべき權利なきもの
のとす英國臣民の此特典に關しては英國公使總
理衙門と協議して規則を立て難容を生ずるを防
遏すべし（芝罘コンベンション第三節第四項）半
稅證書を有する貨物は以上の各口に於て（長江
沿岸の大通、南京、湖口、武穴、ルナカウ、シャン）
之を船積する事を許すと雖も貨物の爲め之を
陸揚す可らず且運出入稅證書ありて厘金税免除
シ得る者の外は清國官吏同所に於て厘金税を課
すべし但外國商民は寄港場として前掲せる各口
に家を構へ納屋を設くべからず（芝罘コンベン
ション第三節第三項）

るに依り現に英國との貿易に開きたる各港に於ては本條約締印の日より四ヶ月を期し且向開港べき各地に於ても同一の期限内に税金收入を司どる清國當該官は領事の求に應じて清國産物に對しては產地と始發の港輸入品に對しては輸入港と領事より指定せる内地の市場との間に取立すべき税額を一定し之を一般に知らしむるため英、清兩國語にて公示すべき事を約す尤も委譲商兵は其都合次第にて内地に買入れたる物品を運出し輸入品を内地市場に運入するに一回皆納の税を除ひ他の運出税の免除を受くる事を得べし但し右皆納税は運出品にありては沿道第一の關所運入品に在ては陸揚げの港にて取り立て納め済みの上は證書を交付し之を以て他の内地税を免除するの様とする右の皆納税は成るべく従價二分五厘に相當すべき「釐算」上海税目既正會議に於て各品に對し其率を定むべし」運出入税は合併して之を一ヶ所にて納むると否とに拘らず輸出入税は何等の關係を及ぼす事なく各別の金額を納むべし(天津條約第廿八款)英國商民の輸出入品に正當該すべき運出入税は無税輸出入品の外稅日に定めたる高の半額とし無稅輸出入品は二分五厘に一定したるものと解釋すべし述出入税一回限皆納の方法は左の手續を以てする内地に運入せんとするには輸入の港に於て其貨物の數量品質輸入したる船名運入先きの地

名其の地必要の要領を届け出づるときは收稅官
(コルレクトル、ラフ、カストムス)は検査を遂げ
逐入稅を領收して逐入稅證書を發給す此證書は
内地各處の關所に差出し官吏之を查照す右證書
を有する貨物は其地の距離遠近に拘はらず稅を
納むるに及ばず内地に於て英商の買入れたる貨
物を運出せんとするときは其買入地より積出し
の港に至る第一の關所に於て右貨物を領收せる
ものより貨物の高及積出せんとする港名を認め
たる覺書を差出し關所に於て検査を経て其旨を
認め交付す此證書は輸出港に至る沿岸各地の關
所に差出して貢原を受け輸出港長者の關所に着
したるとき此の稅關に届出で逐出稅を拂ひ通關
の許を受くべし但輸出の際は規定の輸出稅を拂
ふべし以上の手續に依らず運出入をなすときは
其貨物を沒收す輸出すべきものとして要綱と受
けたる貨物を許可なくして運送の途中に賣却す
るときは其貨物を沒收す「證書に認めたる數量
外に通關せんとする時は證書中に記載ある同一
の名目に属する貨物に凡て之を沒收す」逐入稅
拂済の證書を出し得ざる貨物を輸出せんとする
時は稅關に於て右逐出稅を拂入るゝ並輸出する
事を許さず以上は運出入一回に限り皆納の手續
に關する取極めなるを以て天津條約第二十八款
に掲載せる公示は之を行に及ばず(天津條約附
屬章程第七條)現行條約に依り開港場に於て外

清國に對する最惠待遇

於て税目に從ひ納稅せしものは内地連入稅を如
ひるときは何等の負擔なく内地に運搬する事を
得但し右稅は輸來増加する事を得す（天津條約
第二十三款）

（獨）外國商品を謂内地へ運入するため關稅原
民に發給する免狀旅行の證照は發給の日より十
三ヶ月を以て期す（獨還約款第七條獨國讓與條
件）開港場にて納稅の貨物は内地連入稅の外は
何等の稅なくして内地に運入するを得ずし右運
入稅は現今稅則により以後之を増加すべからず
内地より開港場に送出するのも右に準ず「内
地より開港場へ及び開港場より内地へ出入する
貨物は一同にて納稅を告濟する事を得べし（天
津條約第二十四款）

清國に對する最重要 惠國條款の結果(承前)

場を求めて貿易する事を許さず（條約第七款第一項、全文前出に付略す）佛國の貨物諸國の港

(英) 一切の税金を完納せし時は税關長は出港免狀と交付すべし云々（天津條約第四十一款全文前出に付略す）清國貨物運出の手續を爲さずして運出入を爲す者は其品を沒收す、輸出すべきものとして登録を受けたる貨物を途中賣拂ふ時は其貨物を沒收す（天津條約附屬章程第七條全文前出に付略す）内地より輸出港に運搬する貨物は誠實に外國の港へ輸出する爲りなれば關係の英國臣民之を證明し半稅を納めて沿道に課せらるべき内地税を免除せらるべし云々（以下前出に付略す）（芝罘コンベンション第三節全文前出に付略す）

(佛) 佛國の船舶噸稅及び海關稅を支拂ひたるときは税關長より皆濟の證書を渡すべし此證書を領事へ示すときは領事より船書を返却して出港を許すべし（天津條約第二十一款全文前出に付略す）佛國の貨物にして清國の港に於て税目に從ひ納稅したるものは現行運出入稅を除くの外何等の負担なく内地に運入するを得、但し右稅は將來に於て増加する事を得ず（天津條約第二十三款）

(獨) 稽長又は荷主噸稅及び諸稅を拂濟の上は税關長は完納證書を交付す之を領事官に示すときは領事より船書を返却し出港せしむ（天津條約第二十一款）一旦開港場に於て納稅の貨物は運出入の外何等の賦金なく内地に運入し内地より運出する事を得云々（全文前出に付略す）

上納稅したる貨物は相違なく又包装元の儘なるときは税關長より皆濟の證明書を請求人に交付すべし此證書を到着先の港に於て領事又は税關長に由りて示すときは税關長より右貨物に對し無稅附揚の許可證を交付す若し検査の上税關にて詐偽の所爲あるか又は禁制品を再出品中に發見し證憑具るときは沒收し清政府の所持に歸せしむ（天津條約第廿四款第二項）

(獨) 獨國の商民清國の開港場に商品を輸入し納稅したる後再び之を他の開港場に輸出するときは税關長へ出願するを得、税關長は貨物の納稅したるもの相違なく又元の儘なるやを確ひるため検査を行ひ検入商人より出願に應じ税濟みの證書を交付す、右の貨物他の開港場に到達せるとき其地の税關長へ税濟證書を交付すときは何等の賦金なく全く無稅にて陸揚げを許すべし證書を交付すべし若し税濟證書と現品とを比較し收入に關する詐偽の所爲ある事を發見するときは貨物を沒收すべし云々（天津條約第二十六款）

第十七款 大日本の商船大清の開港場に入津して納むべき噸稅は都て百五十噸以上の船より一噸に付銀四錢充を納め百五十噸以下は一噸に付銀一錢充を納むれば海關より四箇月限の手形を渡し右四箇月の間は大清の開港場へ出入するに別に税稅を納むる事なく四箇月の期滿すれば猶又定の通り納むべし都て入港の船本だ荷を揚げずして他所に行

(英) 一切の税金を完納せし時は税關長は出港免狀と交付すべし云々（天津條約第四十一款全文前出に付略す）清國貨物運出の手續を爲さずして運出入を爲す者は其品を沒收す、輸出すべきものとして登録を受けたる貨物を途中賣拂ふ時は其貨物を沒收す（天津條約附屬章程第七條全文前出に付略す）内地より輸出港に運搬する貨物は誠實に外國の港へ輸出する爲りなれば關係の英國臣民之を證明し半稅を納めて沿道に課せらるべき内地税を免除せらるべし云々（以下前出に付略す）（芝罘コンベンション第三節全文前出に付略す）

(佛) 佛國の船舶噸稅及び海關稅を支拂ひたるときは税關長より皆濟の證書を渡すべし此證書を領事へ示すときは領事より船書を返却して出港を許すべし（天津條約第二十一款全文前出に付略す）佛國の貨物にして清國の港に於て税目に從ひ納稅したるものは現行運出入稅を除くの外何等の負担なく内地に運入するを得、但し右稅は將來に於て増加する事を得ず（天津條約第二十三款）

(獨) 稽長又は荷主噸稅及び諸稅を拂濟の上は税關長は完納證書を交付す之を領事官に示すときは領事より船書を返却し出港せしむ（天津條約第二十一款）一旦開港場に於て納稅の貨物は運出入の外何等の賦金なく内地に運入し内地より運出する事を得云々（全文前出に付略す）

かんとするもの二日の内に開港せば噸稅を取立て、十二日の限りを超ゆれば定めの通り全く納むべし此外別に雜費等を歸す事なし大清の商船大日本の開港場に入津せば噸稅を拂はず只手料料として入港に付十五元出港に付七元宛を納むべし（天津條約第廿五款）

(佛) 佛國の商民開港場へ貨物を輸入し納稅の後之を他の開港場に再出せんとするときは其處を領事又は領事各務官に届け出づべし領事又は領事各務官は之を税關長に照會し税關長は検査の上納稅の額を以て税濟を拂はず只手料料として入港場より他の開港場又は香港へ出發する英國船は稽長より四出るときは税關より特別の證書と下付すべし之を出し示すときは出港免狀の日附より四ヶ月間は清國内何れの港に入るも噸稅の免狀を受くべし（天津條約第二十九款）英國商船の稽長は到着後四十八時間以内に荷揚せず其處出帆する事を得べし其出帆後四十八時間以内なれば噸稅を課せず若し之を拂過するときは定め通す噸稅を課す尤も出入とも右の外に屬する事なし（天津條約第三十一款）旅客、干荷物、書信、食器及び其他納稅に及ぶざる物品と開港場間に運搬する爲め英國臣民の使用する小舟には噸稅を課する事なし但し納稅すべき商品と運搬するための荷船は客客噸數により每噸四錢の割を以て四ヶ月一回づゝ納むべし（天津條約第廿一款）前略（全文前出に付略す）銅錢と船貨とし又は船貨の一節として積載する船は池に貨物を有せざるも噸稅を免るゝ事なし前略

たる税額は本人の申立も相違せず且貨物の記載元の儘なるときは右貨物に對し出口及稅濟の覺書（メモランダム）を作り之を本人に交付し其處を他の開港場にある税關官吏に證明すべし以上若の節更に之を検査し何れも書面と符合するときは荷解きをなし無稅陸揚げを爲す事を得、若し検査の結果收入に対する税額の行為ある事が見するときは清國政府右の貨物を沒收す云々（天津條約第廿五款）

(佛) 佛國の商民開港場へ貨物を輸入し納稅の後之を他の開港場に再出せんとするときは其處を領事又は領事各務官に届け出づべし領事又は領事各務官は之を税關長に照會し税關長は検査の上納稅の額を以て税濟を拂はず只手料料として入港場より他の開港場又は香港へ出發する英國船は稽長より四出るときは税關より特別の證書と下付すべし之を出し示すときは出港免狀の日附より四ヶ月間は清國内何れの港に入るも噸稅の免狀を受くべし（天津條約第二十九款）英國商船の稽長は到着後四十八時間以内に荷揚せず其處出帆する事を得べし其出帆後四十八時間以内なれば噸稅を課せず若し之を拂過するときは定め通す噸稅を課す尤も出入とも右の外に屬する事なし（天津條約第三十一款）旅客、干荷物、書信、食器及び其他納稅に及ぶざる物品と開港場間に運搬する爲め英國臣民の使用する小舟には噸稅を課する事なし但し納稅すべき商品と運搬するための荷船は客客噸數により每噸四錢の割を以て四ヶ月一回づゝ納むべし（天津條約第廿一款）前略（全文前出に付略す）銅錢と船貨とし又は船貨の一節として積載する船は池に貨物を有せざるも噸稅を免るゝ事なし前略

(全文前出に付略す)米・其他の穀物を船貨とし又は船貨の一部分として云々(前文同上)噸税を免るゝ事なし(天津條約附屬章程及章程四條第二項)

(佛第二十款(二十款は若港より二日間に荷を解かず出港すれば税を拂ふに及ばる事を規定す)に掲げたる二日の期限を経過せるときは各船舶は貨物揚揚の順左の割合を以て噸税を納むべし百五十噸以上は一噸に付四錢(初め五錢とありしを右に記すなり)とて六十年の「ベキンコンベンション」にて四錢と改たむ百五十噸以上は一噸に付一錢(清國の一開港場より他の開港場へ出帆し若くは清國と佛領に属する交趾ナヤニア又は日本の港を往来貿易する船舶は船長より出願し税關長より特別證書を申受る事を得、但此證書を示す時は出港免稅の日附より起算し四ヶ月間は清國內何れの開港場に於ても噸税を拂ふに及ばず尤も右期限を過ぎるときは更に之を納むるものとす)小形の佛國船は帆の有無に拘はらず百五十噸以下の船を以て論じ毎四ヶ月間に一回一噸一錢の割合を以て噸税を納むべし佛國商人にて雇ひ入れたる清國船も右に準じ四ヶ月毎に一回噸税を納むべし(天津條約第廿二款)

(獨)英國商船百五十噸以上のものは一噸に付四錢百五十噸以下は一噸に付一錢の税を課すべし

船長又は荷受主は税關長より特別の證書を交付

す此證書を示す時は第二十一款に規定せる出港免稅の日附より四ヶ月間は清國内何れの開港場に於けるも噸税の免除を受くべし旅客、手荷物、書信、食品若くは無税品を運送するため獨國臣民の使用する小舟に對しては噸税を課せざるべし但し有税品を積載するに於ては百五十噸以下

の船を以て論じ每噸一錢に付一錢の割合にて噸税を納むべし(天津條約第二十三款)獨國の帆前船同一の港に十四日以上碇泊するものは右の十四日を経過したる後より起算し往來は四ヶ月毎に一回一噸一錢の割合を以て噸税を納むべし(天津條約第二十二款)港の内外にて破損を受け修繕のため入港する港場内外に於て破損を受け修繕のため入港するもの噸税の事は税關に定めたる一般の免除期限の外尚ほ其修繕に要する時日を加へて其往來したる後之を課す(特別條約第四條)

(未完)

東京日々新聞廿二号

●清國に對する最惠國條款の結果(水)

第十八款 西洋の船舶其船入港の諸税を賃調へ又は難を避くる爲暫時開港場に立寄更に交易せざるものには其船の荷物を海關に届けるに及ばず若し商賣をなさば定通り届出税を拂ふべし若し船を修理するたり荷物を陸揚廠入するものは海關に届け改めの上免狀を受けて陸揚げすべし其船修復相濟み元荷物を積入出港するには税を納むるに及ばず若し廠入せし後其地にて貨物は其規則の通り税を納むべし

(英)(佛)條約中對するべき款へ

(獨)獨國商船張代を受くるか或は他の原因により避難を要する時は清國内の港内何れの港にも入津する事を得但し其貨物は該船必要の修繕のために之を陸揚するときは税關長の管理に拂し噸税及び其他の賦税を拂ふ事なし云々(天津條約第三十一款)港の内外に於て破損を受け修繕を要する獨國船舶は其修繕期間中應稅を免除す(補遺約款第五條)清國政府は(天津條約第三十一款)港の内外に於て破損を受け修繕を要する獨國船舶は其修繕期間中應稅を免除す(天津條約第廿八款)(前略)沿海開港場外の埠所外に於て航路を受ける修繕のため入港する順税は條約に定めたる一般の免除期限の外荷修繕に要

する時日を加へて其往來したる後に之を課す(補遺約款附屬特別條約第四條)

第十九款 西洋の商船若し不正の荷物を積運ならむれば大日本にては其荷を官に取上げ大清にては其荷を取上げ且つ其船を港外に逐出し開港場に於て質見する事を許さず

(英)英國商船荷に關するときは其價物の種類價格に論なく清國官吏之を沒收し且つ其上其船をして貿易に從事せしりし會計が清の上之を放逐すべし(天津條約第四十八款)英國商船は(中略)不開港場に入るとなく(全文削出)密かに沿岸貿易をなすべからず若し此約定を破る船あるときは其荷をと共に清國政府に沒收すべし(天津條約第四十七款)

(保)佛國の船舶者くは商人禁制品を輸入し又は供りて禁制品を陸揚げするときは地方官之を取押へ沒收し且つ次第に依つて犯則船舶の再び來港するを禁じ會計完結の上即刻出帆を命ずべし(天津條約第廿八款)(前略)沿海開港場外の埠所に於て常に貿易する事は特に之を禁ず犯したるものあるときは此目的に使用したる船并に貨物とも之を沒收し清國政府の収益に歸す但差押へ及び沒收は法に從ひ之を宣告する前に一應最寄港の佛國領事に報告すべし(天津條約第七款)

を得若し破損を受けたるときは些の障碍もなく該處に於て修繕に必要な材料を購ふことを得

(下略)(天津條約第三十款)

(獨)清國の軍艦商業保護の爲め巡撫するか若くは海賊消滅に從事するものは清國皇帝の領土内何れの港にも自由に出入する事を得又糧食の購入用水の汲入及び修繕のため便宜を受くる事を得船長は清國當該官吏と對等及禮讓を以て交際すべし軍艦は總て無税たるべし(天津條約第三十款)

第二十一款 両國開港場に於て商人の荷物を入れ置く爲め官より倉庫を造らば其倉庫の規則は両國にて各取極むべし尤も荷物を輸入致し置くには暫く納稅を免るべしもし賣捌く時に至て税銀賃館共全く拂はしむべし若し其荷物を別港に運び行くには只賃館を拂ひ税銀を納むるに及ばず

(英)(佛)對照すべき歟なし

(獨)清國稅關長及び當該官吏は清國開港場に於て外國貿易の利益のため要すべき倉庫建設を土地の情況に考へ其都合之を許すことは必要なる規則を議定したる上其建設を計るべし(ナフブリメンタリ、コンペントン第三款清國讓與條件)上屋(サンデットウエーハウス)の建設は清國に於て行はるべきや否を確ひる爲に先づ(未完)

●清國に對する最惠國條款の結果(未完)

第二十二款 両國の米、麥、糧食類は規則に従ひて別港に積廻すの外は何れも海外に輸出する事を許さず尤も船中水夫、船客等の食用に備ふる分は其見積り高を以て海關へ届け手形を受けて買取るべし

(英)米及其他の穀穀は清國品なると外國品なると又何れの地に產し何れの地より輸入せるに拘はらず外國へ輸出する事を禁ず尤も税目に定めたる税を支拂ふに於ては英國商船の貨物を清國開港場間に通じて運搬する事を得、且つ輸入税を課せざるべし云々(天津條約附屬章程第三條)

(佛)(獨)條約附屬税目及び章程の英譯文見當らず漢文に就て比較するに英佛、獨始んぞ同文なれば定則に従ひ納税の上出港を許すべし

第二十三款 登州、牛莊、大連、奉天、牛莊、大連の商船右の港より積出ア事を禁ず外開港場にて買取りたるものは定則に従ひ納税の上出港を許すべし

(前略)然れども其再輸出品中詐りあるか或は禁制品ある事を發見したる時は其證據を確めたる上之を清國政府に沒收す(天津條約第廿四款)

(獨)船舶放逐の規定を見當らず

(英)軍艦開港を出入するに海關へ届け改

第廿款 両國軍艦開港を出入するに海關へ届け改めを受くる事なし船中所用の諸品何れも無税たるべし若し陳揚げして西抗は居出規則の通り税を拂ふべし

(英)敵意を挙ます又は海賊追捕に從事する英國

軍艦は清國皇帝の領土内何れの港にも自由に出入するを得且糧食の購買、用水の汲入及び都合に依り修繕を要する節は何れも便宜を受くる事を得、艦長は清國當該官も對等及び禮讓を以て交通すべし(天津條約第五十二款)

(佛)佛國皇帝陛下は商船の水夫中に秩序及び規律を維持する爲め及び領事職權の行使を容易ならしむる爲め必要と認むるときは清國主要の何れの港にも軍艦を碇泊せしむる事を得且軍艦在港のため不便を生ずる事なき様盡め必要な處置を施し且つ艦長に命じて陸上との交通及び

水夫の取締りに關し第三十三條の約定を履行せしむべし軍艦は凡て無税たるべし(天津條約第二十九款)佛國正經商業保護の爲め巡撫する時

は清國各港到る處友情を以て之を待遇すべし修繕用及糧食用の原料は必要に應じて之を求むる事

(英)英國船舶は登州及牛莊より豆及豆餅を輸出する事を得且し定則の税を納むるに於ては他の開港場より清國內の港又は外國へ輸出する事を得べし(天津條約附屬税則第五條四項)豆餅は自今登州及び牛莊を始の清國の開港場より輸出する事を得且千八百六十一年十二月五日附章程に規定したる清國物産に對する條件に依るべし即ち私達の港に於て定則の税を拂ひ着港の上半税を納めて陳揚げをなす事を得、若し之を再輸出するときは庚し證書を申受くるの権利あるべし(千八百六十二年三月二十四日英領事の告示、此告示を發する前に兩國間に於て取極めあつ事勿論なるべしと雖も今之を見當らず)

(佛)(獨)は條約附屬税目及び章程の英譯文見當らず漢文に就て比較するに本文英領事の告示を除き餘は英、佛、獨居んと同文なり

第二十四款 硝石、硫黄、白鉛は何れも軍用品付大清の官より直ちに注文するか又は大日本の商人大清官の實正なる注文書を持ちたるものなれば大清の開港場に輸入する事を許すべし若し密賣するに於ては取押へて品物を沒收し法律に仍て處置すべし又大日本の商人大清の開港場にて大清の硝石、硫黄、白鉛を密賣輸出する事を許さず背くものは品物を官に取上げ法律の通り處置すべし

(英)硝石、硫黄及白鉛は軍用品に付清國政府の需用に出るか若くは同品買入の官許を得たる清人に賣渡しの爲めに非れば英國商船之を輸入するを得ず但し買取人が必要の許可ありたる證あ

七四日 月曜二付休刊

(佛)（獨）條約附屬税目及章程の英譯文なし漢文に就て比較するに英、佛、獨殆んど同文なり
第二十七款 西國の船不開港場に往て密商する事あらば其地方官より差押へ大日本にては品物を官に取上げ洋銀一千元を罰し大清にては船舶物とも官に取上げべし尤も何れも心得のため理事官に咎合知らず
(英)英國商船は條約により開港と取極りたる港の外へ入るの權限なきを以て開港場外に入口し又は沿海にて密かに貿易に従事すべからず犯すものは船舶貨物共に清政府之を沒收アベし(天津條約第四十七款)

(佛)佛國臣民は證照を拂帶し開港場間を往来する事自山なるべしと雖も右の場所の外内密の市場を求めて貿易に従事する事を禁ず犯すときは船舶貨物共沒收して清政府の所得に歸せしむ(天津條約第七款)

(未完)

約附属章程

(佛)（獨）條約附屬税目及章程の英譯文なし漢文に就て比較するに英、佛、獨殆んど同文なり

第二十五款 凡そ禁制の品物火薬、大小の彈丸、大砲、小銃並に一切の軍器等及び大清國北地の馬、軍備に關係するものは西國の商人何れも貿易出入する事を許さず背くものは品物を官に取上げ各徒の通り處置すべし

(英)左の物品は輸出入する事を禁ず火薬、彈丸、大砲、羅針、小銃(マスケット及ライフル)等其他の軍器及鹽(天津條約附屬税目章程第三條)

(佛)（獨）禁制品は條約附屬税目よりて其の内に列記あるべしといへども附屬税目の英譯文今見當らざ前略(全文兩出に付略す)再輸出品中に禁制品あるを發見するときは之を沒收し清政府の所得に歸す(第二十七款末段)前略(全文兩出に付略す)佛國の船舶若くは商人禁制品を輸入し又は係りて禁制品を輸揚げするときは地方官之を差押へ沒收し且つ清國政府必要と認むるときは

るに非れば稅關は右貨物に對し陳揚げ税狀を交付せざるべし」英國商民は右貨物を楊子江若くは沿海開港場以外の港に運搬し又は硝石、硫黃、白鉛の運搬に關する以上の規定に反くものは貨物を沒收すべし(天津條約附屬章程第五條第五項)

(佛)（獨）條約附屬税目及章程の英譯文見當らず漢譯文に就て比較するに英、獨、佛殆ど同文なり
第二十五款 凡そ禁制の品物火薬、大小の彈丸、大砲、小銃並に一切の軍器等及び大清國北地の馬、軍備に關係するものは西國の商人何れも貿易出入する事を許さず背くものは品物を官に取上げ各徒の通り處置すべし

(英)左の物品は輸出入する事を禁ず火薬、彈丸、大砲、羅針、小銃(マスケット及ライフル)等其他の軍器及鹽(天津條約附屬税目章程第三條)

(佛)（獨）禁制品は條約附屬税目よりて其の内に列記あるべしといへども附屬税目の英譯文今見當らざ前略(全文兩出に付略す)再輸出品中に禁制品あるを發見するときは之を沒收し清政府の所得に歸す(第二十七款末段)前略(全文兩出に付略す)佛國の船舶若くは商人禁制品を輸入し又は係りて禁制品を輸揚げするときは地方官之を差押へ沒收し且つ清國政府必要と認むるときは

犯則せる船舶の再び來る事を禁じ會計完清の上即刻出帆せしむる事を得(天津條約第二十八款)

(禁制品目は條約附屬税目及章程英譯文見當らず漢譯文に就て比較するに英、佛、獨殆ど同文なり)

あるべしと雖も其英文見當らず漢文に就て比較するに英、佛、獨殆んど同文なり)

(獨)獨は條約附屬税目及章程英譯文見當らず漢譯文に就て比較するに英、佛、獨殆ど同文なり)

大清内地の鹽は大日本人積出す事を許さず大日本人密商する事わらば取扱へて品物を没收すべし又の鹽も大清に積入れ貿易く事を許さず背くものは何れも撻打従ひ罰すべし

(英)銅錢は外國の港口に輸出するとを禁ず但し左の手續に依り清國開港場間に之を運搬する事を得銅錢を積出さんとするときは船主其高と送り先きどと届出の日より六ヶ月以内に船積港の收稅官吏より受けたる船積證書へ到着を得銅錢を積出さんとする旨を認の調印せるものと積入港の稅關へ差出すべしと證人二名にて返署せる證書若くは稅關に於て相當と認定せる他の擔保を差出さしむべし若し右の到着を地の收稅官吏右同錢を受取たる旨を認の調印せらるるものと積入港の稅關へ差出べしと證人二名にて返署せる證書若くは稅關に於て相當と認定せる他の擔保を差出さしむべし若し右の到着を證明せる證書を呈示せざるときは積込たる銅錢と同額の罰金を課す銅錢は出入共に課稅せずと雖も之を船貨とし又船貨の一部分として積載せる船舶は鹽稅を免除せらるゝ事なし(天津條款)

右の手續に依り清國開港場間に之を運搬する事を得銅錢を積出さんとするときは船主其高と送り先きどと届出の日より六ヶ月以内に船積港の收稅官吏より受けたる船積證書へ到着を得銅錢を積出さんとする旨を認の調印せるものと積入港の稅關へ差出べしと證人二名にて返署せる證書若くは稅關に於て相當と認定せる他の擔保を差出さしむべし若し右の到着を地の收稅官吏右同錢を受取たる旨を認の調印せらるるものと積入港の稅關へ差出べしと證人二名にて返署せる證書若くは稅關に於て相當と認定せる他の擔保を差出さしむべし若し右の到着を證明せる證書を呈示せざるときは積込たる銅錢と同額の罰金を課す銅錢は出入共に課稅せずと雖も之を船貨とし又船貨の一部分として積載せる船舶は鹽稅を免除せらるゝ事なし(天津條款)

右の手續に依り清國開港場間に之を運搬する事を得銅錢を積出さんとするときは船主其高と送り先きどと届出の日より六ヶ月以内に船積港の收稅官吏より受けたる船積證書へ到着を得銅錢を積出さんとする旨を認の調印せるものと積入港の稅關へ差出べしと證人二名にて返署せる證書若くは稅關に於て相當と認定せる他の擔保を差出さしむべし若し右の到着を地の收稅官吏右同錢を受取たる旨を認の調印せらるるものと積入港の稅關へ差出べしと證人二名にて返署せる證書若くは稅關に於て相當と認定せる他の擔保を差出さしむべし若し右の到着を證明せる證書を呈示せざるときは積込たる銅錢と同額の罰金を課す銅錢は出入共に課稅せずと雖も之を船貨とし又船貨の一部分として積載せる船舶は鹽稅を免除せらるゝ事なし(天津條款)

東京日々新聞

●清國に對する最惠國條款の結果

(承前)

第二十八款 西國の稅則に若し輸入稅則のみを載せて輸出稅則を載せざるものは其品を輸出する時輸入稅則に引合せ納稅すべし或は輸出稅則のみを載せて輸入稅則を載せざる者は其品を輸入する時輸出稅則に引合せ納稅すべし

(英)輸出入稅表に載せざるも輸入稅表に載せたる品物は之を輸出する時輸入稅表中同品に對する稅額を拂ふべし又輸入稅表に載せざるも輸出稅表に載せたる品物は之を輸入する時同様に輸出稅表中同品に對する稅額を拂ふべし輸出稅表或は無稅品に對する稅額を拂ふべし輸出稅表を納稅すべし(天津條約附屬章程第一條)

(佛)（獨）各條約附屬税目及び章程中に規定あるべし今其英譯文を見當らず漢譯文に就て比較するに英佛獨殆んど同文なり

其地方官にて取扱ひ開港場の理事官へ送届け受取らしむべし若し商船海上にて賊難に逢ひし時も其地方官より手配して駆逐召捕り盜み物を取戻し理事官に送り届け本主へ返さしむべし若し盜人を捕へ盜物を取戻し得ざる時は何れも例に從て捕手を處置すべし但し品物は償はざるなり(英條約に此句なし)

(英)英國商船清國沿海に於て破壊するか或は打上^{スル}るゝか若くは避難せざるべからざる場合ありて清國皇帝の領土内何れの港にても入口する時は清國官吏は其報道に接し次第直ちに之が救助及び保護の方法を施すべし船中乗組人は之を厚遇し必要な場合には最寄の領事駐在所へ送り届けの取扱をなすべし(天津條約第二十款)英國商船清國領海に於て盜賊或は海賊の爲め掠奪された時は清國官吏は其盜賊或は海賊を捕へて之を罰し及び盜品を取戻す様盡力すべし但し盜品は持主に返還する爲め之を領事に送付すべし(天津條約第十九款)

(佛)前略清國沿海に於て船舶破壊のときは最寄清國官吏は其報知を得次第直ちに水夫への手當を送り船座の必要を準備し及び船舶の救助並に積荷の保護に必要な方法を施したる上之を最寄領事若くは領事各務員に通知すべし領事若くは領事各務員は相當官吏と協議の上水夫の救助及び船体の部分又は其附屬品并に積荷救出しの備をなすべし(天津條約第三十款)佛國商船清國領海内に於て海賊の襲撃或は奪取を受けたる場合に於ては最寄地の文式官は事件聞知次第手早く犯罪人を追跡し其捕縛及處罰は法に連て之を行ひ油斷せざるべし盜品は如何なる場合或は如何なる有様に對て之を見出すも領事に渡し持(佛)(獨)對照すべき款を見ず

(未完)

方法にても之を施すべし(天津條約附屬章程第十條)前略港の限界は載入保護に妨げなき限り貿易の便利を圖り税關之を定む荷役、荷卸を許すべき碇泊所の限界も亦然りとす而して右は領事に報告して之を公告せしむ(章程第六)

(佛)(獨)對照すべき款を見ず

東京日日新聞

●清國に對する最惠國條款の結果(未完)

第三十一款 両國の商民開港場にて取行ふ海關の規則若し此後變通の事あらば理番官より京師在留大臣へ由立其時々掛合談判して取計ふべし
(英)稅關官吏と領事との間に於て課税すべきや否やに就き意見を異にするときは天津條約附屬章程第五に連びて取行ひ商人は右稅額を證書に認め開印すべし領事は之に奥印の上稅關官吏に送附し而る後稅關長は稅を徵收せずして貨物を差戻すべし而して一方は在北京自國公使に一方は外衙門に各自に事件の報告をなすべし右事件課税せざるに決する時は稅關官吏は商人より差出したる證書を領事に返還し消印せしむべく若し又課稅すべき事を決するときは領事は商人をして稅關に納稅せしむべし(天津條約附屬章程第七條)

(佛)(獨)稅目及び章程の英譯文見當らず漢譯文に就て比較するに英と殆んど同文なり
第三十二款 丙丙今般議定せし章程此後双方改正せんと欲せば此條約を取替はせし年より向ふ十年を以て限りとし前歲に掛合ひ會議して改むべし(英)清國何れに於ても十年の後を以て期となし拘泥れば本條約の稅則並地稅條款の改正を要求する事を得、然れどもこれが要求を爲さざるときは本稅目及通商條款は尙向ふ十ヶ年を一期とし有効たるべし右期限滿るときは又前例の手續に依る(天津條約第二十七款)

(佛)佛國政府現條約中改正せんと欲するときは批准交換の日より十年の後前國政府と協議を開く事を得云々(以下均該條約に付略す)(天津條約第四十款)清國に於て佛國貿易に誤すべき輸出入稅は両國全様の記名調和せる現條約附屬稅則に從ひ之を規定す此稅則は時の推移により變動を生じたる兩國生産物の價格と權衡を失せざらんが爲り七年毎に改むる事を得(天津條約第二十七款)

(獨)獨國に於て將來若し本條約中改正せんと欲する所があれば本條約批准の日より十年の後に其協議を開く事を得且し右申込は改正せんとする事項を具へ満期前六ヶ月中に清國政府に向て之を照會すべし若し右申込をなさるときは本條約は尚十年間有効たるべし(天津條約第四十一款)

第三十三

(英)(佛)(獨)共に本條約中に我通商章程の大綱と規定せり故に相當の歎なし唯(英)天津條約第二十六、第二十八款に據り取定めたる取扱頭督

は主たる條約と共に兩國の政府及び臣民之を遵守すべし」云々たり

三日清道商會

清通商章程

(一)彼に有りて我になき事項
は有りて我になき事項(二)同一の事項にて手帳上に記載する事項
の異なるもの(三)我には有りて彼にはなき事項
の三種に歸す其各事項は左の如し

税率其他並恩顧と均沾の事
開港場及び汽船立寄場貨物上下口(宜昌、蘇湖、瀕州、打狗、バクホイ、重慶(以上開港場)楊子江沿岸の大通、南京、湖口、武穴、ルクチカウ(以上五處立寄場)吳淞(以上荷物上下口))
運出入税一時暫納手續一名半生稅證費(此外獨運費)
約には帆商船十五日以上同一の港に碇泊するもの十五日を超過したる時より起算して汽船の半稅を納むべきの明文あり十四日以内の帆船碇泊は無稅となるか)

軍艦所用の品無税陸揚げ貢拂のとき納税の事
米麥類食糧用品は高を見積り海關の手形を受け
取る事

（未完）
海に設くるとあるのみ)
清國北極の馬輸出禁制の事
船用品及無税品は別に目録を認むる事

●清國に對する最大の
惠國條款の結果(本編)

舊約

名前の方工事の上に無理難題に窮る事
を抱ける。さ
内地運搬出入貨物の販賣金取扱
金を運搬ふに不及して愈々金取扱
利を得有す
宜む運賃額
新嘉坡航船
馬來西亞航
南洋航
香港並にて日本人の運送に便
きものには輸入品と回轉の取扱
各種荷物の輸入

1

大清國北境の馬車橋を調査する
もの

13

3

えす。この一言で、北洋の軍事は、
益州、牛川、兩所の大軍、西洋陣の義
右衛より歸すなどす。
大清國北洋の馬軍團に同歸する、馬軍團當中になし。
草 馬

牛、
（英）

船中備用品は別に日用品を貰ふ事無く、船内に於ては一切の資財及
物を受くること、不法行為の如きは、無論の間違にて、船員の手に於て
荷物を貰ふ事無く得ずして、自ら、易換げ、譲り受け、或は五百石の四枚
するもの、銀五百石の金五百石の四枚、船出荷物の四枚、(御用船)
入船二日を期して、我等に届けられ、五十石、二百石

内地に赴き品物を買ふことを得す
内地品物の販賣の爲めに内地にて貿易を行ふ所を内地貿易航行手本部とし
内地貿易は内地より外國へ向うて貿易を行ふ所を内地貿易航行手本部とし
内地貿易は内地より外國へ向うて貿易を行ふ所を内地貿易航行手本部とし

三九

右切手販賣の時海關に提出で假り手形申受
宅を作り店鋪を起るは地方官時々見分の事
切手を自國の海關又は地方役所より申受る事及

(三) 我に有りて彼になき事項
（此の事項は、前項の「一云々」）

地に行手形（我に清國地方官發給）（是は實際の領事館なるに似たり條約の明文必しも清官より手形を發すとは見えず）英は領事發給

（二）同一の事項にて手續の異なるもの
用の事

頃、書記、語學教師雇入の事（我通商章程には單に人夫であるのみ）
兩貨幣にて税を納め得る事
易のため内地旅行の事

此種物貨付の事
ある時有効の封鎖あるに非れば船舶自由出入
の事(佛條約に據る)

各の荷物其他無税品を速報する小舟
を扱くを得る事
税免除の事
院病院墓地學校等建設の事

兩國若し利潤を失ふを用ふるにこそ
あるに付防衛すべき本業に於て
有効な爲として暫く貿易業にて其
の出入りを放止め云々

(完)

○外國貿易の近情

○外國貿易の近情		九月	十月	十一月
	数量	数量	数量	数量
輸出入總額	一億四千六百九十九萬五千二百八十四圓	一億六千七百五十五萬三千三百七十五圓	一億七百七十二萬三千八百二十九圓	一億八千四百三十三萬一千五百四十一圓
本年	一億六千七百五十五萬三千三百七十五圓	一億七百七十二萬三千八百二十九圓	一億八千四百三十三萬一千五百四十一圓	一億八千四百三十三萬一千五百四十一圓
に及び	昨年は七百七十二萬三千八百二十九圓の輸入額	本年は五百一萬四千三百二十圓の輸出超過	本年は五百一萬四千三百二十圓の輸出超過	本年は五百一萬四千三百二十圓の輸出超過
となりしに	本年は五百一萬四千三百二十圓の輸出超過	に本年は五百一萬四千三百二十圓の輸出超過	に本年は五百一萬四千三百二十圓の輸出超過	に本年は五百一萬四千三百二十圓の輸出超過
されり其増減の次第を明かにせんが爲め輸出入重要	されり其増減の次第を明かにせんが爲め輸出入重要	されり其増減の次第を明かにせんが爲め輸出入重要	されり其増減の次第を明かにせんが爲め輸出入重要	されり其増減の次第を明かにせんが爲め輸出入重要
物品數種に就て記さんに輸出重要品中	物品數種に就て記さんに輸出重要品中	物品數種に就て記さんに輸出重要品中	物品數種に就て記さんに輸出重要品中	物品數種に就て記さんに輸出重要品中
生絲	の好況なるみとは日々の紙上に記すが如く試み	の好況なるみとは日々の紙上に記すが如く試み	の好況なるみとは日々の紙上に記すが如く試み	の好況なるみとは日々の紙上に記すが如く試み
に一月以来	八月迄の累計に於て昨今兩年度を比較すれ	八月迄の累計に於て昨今兩年度を比較すれ	八月迄の累計に於て昨今兩年度を比較すれ	八月迄の累計に於て昨今兩年度を比較すれ
ば左の如き増加を見たり	ば左の如き増加を見たり	ば左の如き増加を見たり	ば左の如き増加を見たり	ば左の如き増加を見たり
二十八年	三、二七八、一四二	二八、三八一、一七一	二八、三八一、一七一	二八、三八一、一七一
二十七年	三、一五〇、九三〇	二三、四二三、四〇〇	二三、四二三、四〇〇	二三、四二三、四〇〇
昨年より增加	一二七、二二二	三、九六七、七七一	三、九六七、七七一	三、九六七、七七一
右の内一月より五月迄は前年度の殘高にして六月より	右の内一月より五月迄は前年度の殘高にして六月より	右の内一月より五月迄は前年度の殘高にして六月より	右の内一月より五月迄は前年度の殘高にして六月より	右の内一月より五月迄は前年度の殘高にして六月より
八月迄の三箇月は其年の製絲なり其三箇月間のみに就	八月迄の三箇月は其年の製絲なり其三箇月間のみに就	八月迄の三箇月は其年の製絲なり其三箇月間のみに就	八月迄の三箇月は其年の製絲なり其三箇月間のみに就	八月迄の三箇月は其年の製絲なり其三箇月間のみに就
て兩年度を比較せば更に一層の増加を示したるなるべ	て兩年度を比較せば更に一層の増加を示したるなるべ	て兩年度を比較せば更に一層の増加を示したるなるべ	て兩年度を比較せば更に一層の増加を示したるなるべ	て兩年度を比較せば更に一層の増加を示したるなるべ
く本年度の製絲額を十三萬圓と假定し一個平均四百五	く本年度の製絲額を十三萬圓と假定し一個平均四百五	く本年度の製絲額を十三萬圓と假定し一個平均四百五	く本年度の製絲額を十三萬圓と假定し一個平均四百五	く本年度の製絲額を十三萬圓と假定し一個平均四百五
十圓と見るも總計五千八百五十萬圓に達すべく今後十	十圓と見るも總計五千八百五十萬圓に達すべく今後十	十圓と見るも總計五千八百五十萬圓に達すべく今後十	十圓と見るも總計五千八百五十萬圓に達すべく今後十	十圓と見るも總計五千八百五十萬圓に達すべく今後十
二月迄の輸出は昨年に比し幾層の増額を示すべきは疑	二月迄の輸出は昨年に比し幾層の増額を示すべきは疑	二月迄の輸出は昨年に比し幾層の増額を示すべきは疑	二月迄の輸出は昨年に比し幾層の増額を示すべきは疑	二月迄の輸出は昨年に比し幾層の増額を示すべきは疑
ふくらむらさるなり生絲の附屬品たる	ふくらむらさるなり生絲の附屬品たる	ふくらむらさるなり生絲の附屬品たる	ふくらむらさるなり生絲の附屬品たる	ふくらむらさるなり生絲の附屬品たる
屬物	は生絲と反對の結果を見るほど多し即ち生絲の	は生絲と反對の結果を見るほど多し即ち生絲の	は生絲と反對の結果を見るほど多し即ち生絲の	は生絲と反對の結果を見るほど多し即ち生絲の
好況なるは世間の景氣活潑にして莫大な粗物の需	好況なるは世間の景氣活潑にして莫大な粗物の需	好況なるは世間の景氣活潑にして莫大な粗物の需	好況なるは世間の景氣活潑にして莫大な粗物の需	好況なるは世間の景氣活潑にして莫大な粗物の需
用多きが爲めなれば之に反して下等織物に用ふる綿紡	用多きが爲めなれば之に反して下等織物に用ふる綿紡	用多きが爲めなれば之に反して下等織物に用ふる綿紡	用多きが爲めなれば之に反して下等織物に用ふる綿紡	用多きが爲めなれば之に反して下等織物に用ふる綿紡

の累計は昨年の同月間に比し父左の如く増額せり

輸入の馬鹿たる屑物の開拓少なきは止むを得ざる結果にして屑物は近來兎角沈み勝にして八月中の如きは昨年に比し却て輸出價格を減じたれども一月以來の累計に於ては尙ほ昨年に比し數量三十三萬一千五百八十二斤、價格九千百十五圓を増したるは割合ひに好況と謂ふべし。

製茶は此一兩年品質大に改良の趨に就き價格も相應に騰貴したれども其數量の増進は遲緩なるを免れざるは生絲の如く諸外國に優る特有の長所なく却て印度其他の熱帶國には茶樹に適する天然の長所あり競争頗る困難なるが爲め尙ほ昨年に比すれば尙ほ左の如く増加せり

一、二、一、八、〇、四、八
七、五、七、八、〇、三、三

二十八年
二十七年
昨年より
一九一〇年、一二〇
三一、一一八、〇四八
七、五九八〇、三三
六、六六四、九七三
九、一三〇、六〇〇
因て思ふに臺灣に於て起すべき事は多かるべき中に
も製茶の如きは最も當業者の注意を要すべしものなる
べし茶樹の培養最も容易なる臺灣に於て我が熟練なる
當業者の力を用ゐるに至らしに其勞力は内地の半にして
却て内地產に優る品を製出すを得べく之を以て大に
外國品と競争せば彼れを壓倒して益々販路を開くも難
事にあらざるべし

・ 納物 檜出品中前途最も好望なるものは生絲に次ぐに
織物を以てすべし殊に今同戰捷の餘光が外國貿易に及
びしは織物を以て最も著しうる戰爭中なる昨年は一
昨年に比し五割以上の増額をなし本年一月以来八月迄

輸出	輸入	貿易差額
二十九年 二十二年 昨年より增加	輸入米 二十八年 二十七年 昨年より增加	一、六二〇、六〇七 九九八、四八四 六三二、一二三 一、〇一八、九七〇 一、六六〇、三二〇 一、六四一、二五〇 四、一〇六〇一八
六、四六五、三六七 三、八〇六、四六五 二、六五八、九〇一 二、五〇六、五五〇 六、六一、二五六一 四、一〇六〇一八	六、四六五、三六七 三、八〇六、四六五 二、六五八、九〇一 二、五〇六、五五〇 六、六一、二五六一 四、一〇六〇一八	六、四六五、三六七 三、八〇六、四六五 二、六五八、九〇一 二、五〇六、五五〇 六、六一、二五六一 四、一〇六〇一八
右本年八箇月間の輸出入を差引すれば輸出の超過する		

みと數量に於て六千六百三十七擔價格に於て三百九十五萬八千八百二十三圓なり又本年の米作は昨年に比し一割以上減少するならんとの事にて米價は追ひ

く膨脹せるに拘らず外國米の實行さ宜しからず差して輸入を増すべき模様なきは中以下の民に至る迄制安なる外國米を謙ふもの多きが爲めにして以て生活の度

の一般に暮みたるを知るに足るべし

以上記せしものゝ外輸出は概して大に増進を來し輸入品も亦一般に需用を増す方なれども其輸入品中の大半物だる

棉花は昨年來内地紡織業の振はざる爲め常に不振を免れず此項に至り稍々引立ちたれど八月中の如きは昨年より却て輸入を減じたり併し一月以來の累計に於ては僅かに左の如く増加せり

数量	價格	年
九五、九一八、六三七	一四〇、六三一、一四〇、六四	二十八年
八八、九一五、〇九九	一四〇、五八二、〇三七、六	二十七年
七〇、一三、五三八	一四九、一〇九	二十六年
一四九、一〇九	一四九、一〇九	二十五年

數量に於ては七百萬餘斤の增加なるに拘らず價格は僅々四萬九千餘圓の増加に過ぎざるは其價格の低廉し居たるを知るべし

絲は年を追ふて我が内地の紡織業盛んなるに拘らず輸入も亦増加する方なりしが戰爭以來最も其だしき影響を受け本年に入つても引継き實行さ面白からず八月中も昨年より減額し八ヶ月間の累計に於ては左の如く成せり

數量
斤

價格
圓

三八三七、三七二

八一〇、五二、八二

一二八、二九、一四七

五九三一、七一八

二〇九四、三四六

三六二三、八六五

二十七年

二十八年

二十九年

三十一年

三十二年

三十三年

三四年

三五年

三六年

三七年

三八年

三九年

四十一年

四十二年

四十三年

四四年

四五年

四六年

四七年

四八年

四九年

五〇年

五一年

五二年

五三年

五四年

五五年

五六年

五七年

五八年

五九年

五十年

五一年

五二年

五三年

五四年

五五年

五六年

五七年

五八年

五九年

五十年

五一年

五二年

五三年

五四年

五五年

五六年

五七年

五八年

五九年

五十年

五一年

五二年

五三年

五四年

五五年

五六年

五七年

五八年

五九年

五十年

五一年

五二年

五三年

五四年

五五年

五六年

五七年

五八年

五九年

五十年

五一年

五二年

五三年

五四年

五五年

五六年

五七年

五八年

五九年

五十年

五一年

五二年

五三年

五四年

五五年

五六年

五七年

五八年

五九年

五十年

五一年

五二年

五三年

五四年

五五年

五六年

五七年

五八年

五九年

五十年

五一年

五二年

五三年

五四年

五五年

五六年

五七年

五八年

五九年

五十年

五一年

五二年

五三年

五四年

五五年

五六年

五七年

五八年

五九年

五十年

五一年

五二年

五三年

五四年

五五年

五六年

五七年

五八年

五九年

五十年

五一年

五二年

五三年

五四年

五五年

五六年

五七年

五八年

五九年

五十年

五一年

五二年

五三年

五四年

五五年

五六年

五七年

五八年

五九年

五十年

五一年

五二年

五三年

五四年

五五年

五六年

五七年

五八年

五九年

五十年

五一年

五二年

五三年

五四年

五五年

五六年

五七年

五八年

五九年

五十年

五一年

五二年

五三年

五四年

五五年

五六年

五七年

五八年

五九年

五十年

五一年

五二年

五三年

五四年

五五年

五六年

五七年

五八年

五九年

五十年

五一年

五二年

五三年

五四年

五五年

五六年

五七年

五八年

五九年

五十年

五一年

五二年

五三年

五四年

五五年

五六年

五七年

五八年

五九年

五十年

五一年

五二年

五三年

五四年

五五年

五六年

五七年

五八年

日本溝通商條約の締結に付き、彼我の間に意見を試にして五に折合はさる。是彼の製造品課税の問題にして成るが之が爲めに、従て條約の締結を過渡せしむるの恐れあるより右の問題は馬關條約本文の解釋に譲り通商條約には別に規定せざるとして、双方の調印を終ました次第なりと云ふ。通商條約も未だ公布を見ざる今日に於ては實際の如何を詳にせられざり始く。事實を右の通りとして聊か我國の所見を述ぶに拘る。馬關條約に據れば日本人が支那内地に於て製造したる品物は自國より輸入したる商品と同一の取扱、同一の特典免除を受く可しとありて、内國運送税、内港税、關稅金、取立金等は一切課せざるの規定なり。條約の明文、明白にして毫も疑を容る可らずと雖も、彼の政府にて主張する所なりと云ふを聞くに若しも右の規定に従ひ日本人を始めとして諸外國人が機々製造業を起して物を賣する其製品が一切無税にて内地で販売かるゝときは、支那政府は殆も海關稅の收入を殺滅さるゝ者にして左ならずに因應する。駁船の則收は到底行く可らず左れば今その製品に對して一種の税を課する其實務の必要にして別に條約の文面にも抵觸せざる可し云々の趣旨にして諸外國人に對して、本筋の解釈上には素より耳を傾けるに屬らざるの説をして之を判斷するは只我國の

利益如何の一項のみなれども、其の利益の點より此問題を研究するときは大に考へざるものあるが如し我國人は支那内地の起業を以て非常に利益あるが如くに思ふもの多しと雖も實は決して然らず目下彼の國に於ける外國貿易の有様を見るに日本製品の輸入は年々増加の一方にして就中紡織業は最も好況を呈せり。其原因は我工業に所載る進歩的結果に相違なし。而も畢竟我國の國內に製造業の起らすして我製品の供給を待つが爲めに外ならず鐵道、一衣帶水を隔て、二億の人口を有する大帝國を得意とする我工業の前途は實に萬々歳なれども今もし馬關條約の明文に隨て内地の製造を自由にするときは、其自由を得るものは單に日本人のみならず他の外國人も機々着手して紡織業の如き必ず盛大を見るに至る其種に我國の利害は如何と云ふに一見甚だ明白なるものあり。支那の内地に工業起らすして外國より製造品を輸入する場合には例へば紡織業の如き即ち、鐵道にては其原料を他より買入れて之を製造し更に支那に輸出するふとにして勢力の關係と云ひ運送の費用と云ひ其他各種の不便あるに反し我國の製造家は右の各種の不便を免かるゝ其上に現時の有様を以てすれば、獨創國なる日本が金貨國なる歐洲諸國に對して貿易上、利益の地位に在るは今更ら疑ふ可らず。兩國間に競争の不幸を見たるにも拘はらず近來も財政を難するに於けるに今後内地の製造業を自由に

下を急し商務を極くの意に外ならず彼の時に當りて
や洋高製造の明文なく只政府の隨意辦理する處たり
しも馬關立約の後、各西洋所均しく貿物を製造する
を得るに至れり元米の條約貨で有りなむに在るれば
正法律を定め公平に辦理して以て隨意の事無れど而
して亦難言の端を免らざし現に日本商人は上海に
地を解ひ居る等、只管自國の工業を保護せんとする
ものさへある其處に今や支那政府は自他の區別に拘
らず一切國內の製造業に課税して自から其産業を妨
んとす假令ひ貿物の窮屈とは云ひながら輸入たる處置
なれども我國の爲めに謀れば彼が斯る處置に出でんと
する。され共課税の多々ます。

消費は如何なる有機を呈出す可きや事の主動者たる日本人は自から遠んで彼の内地に競争を試みざる可らず
ふと勿論なれど此場合には彼の關係も同一にして
我に於ては毫も便利の點なきのみか事ろ不利の事
情ふそ多く思ひ止まりたるものなりと云へり以上
の事實に由て判断するときは自由製造の我工農に不利
なるは甚だ明白なりと云ふ可い在れば西洋諸國にて
は輸入品に對して保護税を課し又は國內の製造家に
獎勵金を與ふる等、只管自國の工業を保護せんとする
ものさへある其處に今や支那政府は自他の區別に拘
らず一切國內の製造業に課税して自から其産業を妨
んとす假令ひ貿物の窮屈とは云ひながら輸入たる處置
なれども我國の爲めに謀れば彼が斯る處置に出でんと
する。

消費は如何なる有機を呈出す可きや事の主動者たる日本人は自から遠んで彼の内地に競争を試みざる可らず
ふと勿論なれど此場合には彼の關係も同一にして
我に於ては毫も便利の點なきのみか事ろ不利の事
情ふそ多く思ひ止まりたるものなりと云へり以上
の事實に由て判断するときは自由製造の我工農に不利
なるは甚だ明白なりと云ふ可い在れば西洋諸國にて
は輸入品に對して保護税を課し又は國內の製造家に
獎勵金を與ふる等、只管自國の工業を保護せんとする
ものさへある其處に今や支那政府は自他の區別に拘
らず一切國內の製造業に課税して自から其産業を妨
んとす假令ひ貿物の窮屈とは云ひながら輸入たる處置
なれども我國の爲めに謀れば彼が斯る處置に出でんと
する。

臣等学と亡し半と積みの謀るにあらずといへども
脚を賣り主を定むるの意を屬するなり華商已に
此種あり洋商亦宜しく從ふべきなり願くは皇上の命令
充てて因縁速に南北洋大臣に命じ各海關をして監
督せしめんとす茲に要す
此奏稿の何れの過より漏れしか端なく通報紙上に現は
しより總理衙門にては嚴密に其出處を取調べ居たりし
矢先、吾國公使館より事の實否と問質したりしかば余
猶なく總署にも其眞實なる上奏をなせしものあるふと
を候解に及び今や双方文書の往復頻繁なる様子なり
支那政府の窮所、清國政府財政の困難は何人も認むる
所にして二千七百萬兩の海關稅は其生命とも曰ふべき
ものなるに一度自由製造の起るわらば一般国民の豊富
を失はば疑なきも政府直接の收入と成べければ外人
の耳には奇妙に聞えなんも實際清政府の事情は堪へ難
きものあらん且つや各省總督巡撫等の總署に諭旨する
もの多く中には解して自由製造を外人に許すべからず
もの成し文句もわり清國の國益云々は兎も角其政府の
爲めには生死に關係する大問題にして其心情は寧ろ慈
善なり更に本邦の利害より觀察するも自由製造と
清國に禁ずる不利の極なれば寧ろ清の要求を容るもあ
らず方の誤謬なれど説くものあり然れど一旦已得の條
約権利の断く快く放擲して清政府のために應ずる其
なりに都化れ出税若しくは紡績品輸入税の全免なり何
の税金を課して何の税に課するも内地釐金等完
て充実しむる全や國用を論、財源なるの時元より

自から他に目的とする所もありて彼の自由製造の一項
を締約中に規定したるのみならんなれども今日
に至り現に計算上に其不利益を發見したる上からは單
に空論に拘泥して自から損する可い非ず近報に由れば
上海の苦悶商業會議所にては本國政府の譲問に對して
製造税の賦課に同意の答申を爲したりと云ふ我輩は實
に利害なると認むるものなり然うと雖も右の一段以降約
の明文に掲げたる既得權にして今更ら漫に拋棄する可
きに非ざれば果して製造税を認可する場合には其權
利を守るを爲むものなり然うと雖も其論は姑
く後に譲り我輩は世人に向て差當り課税問題の利害に
付て爲め熟考せんふとを希望するものなり

○北京特報

八月廿六日 威廉・杉原太郎
總理衙門の御内閣課税奉公

